

昭和五十九年九月七日

四日市市議会議定例會會議錄（第一号）

四日市市議會

○議事日程 第一号

昭和五十九年九月七日(金) 午前十時開会

- 第一 会議録署名議員の指名について
- 第二 会期の決定について
- 第三 議案第七八号 昭和五十八年度四日市市立四日市病院事業決算認定について……………説明
- 第四 議案第七九号 昭和五十八年度四日市市水道事業決算認定について……………
- 第五 議案第八〇号 昭和五十八年度四日市市農業共済事業剰余金処分並びに決算認定について……………
- 第六 議案第八一号 昭和五十九年度四日市市一般会計補正予算(第二号)……………
- 第七 議案第八二号 昭和五十九年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算(第一号)……………
- 第八 議案第八三号 昭和五十九年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)……………
- 第九 議案第八四号 昭和五十九年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号)……………
- 第一〇 議案第八五号 昭和五十九年度四日市市営駐車場特別会計補正予算(第一号)……………
- 第一一 議案第八六号 昭和五十九年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第一号)……………
- 第一二 議案第八七号 四日市市地区市民センター条例の一部改正について……………
- 第一三 議案第八八号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改正について……………
- 第一四 議案第八九号 四日市市税条例の一部改正について……………
- 第一五 議案第九〇号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について……………
- 第一六 議案第九一号 四日市市火入れに関する条例の制定について……………
- 第一七 議案第九二号 四日市市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について……………

- 第一八 議案第九三号 四日市市立公民館条例の廃止について……………説明
- 第一九 議案第九四号 市道路線の認定について……………
- 第二〇 議案第九五号 委託協定の締結について……………
- 第二一 議案第九六号 専決処分について……………

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(四十三名)

相松 青山 小井 伊藤 伊藤 小川 大島 大谷 大金 川口  
 峯 道 雅 四 武 茂 洋  
 尚 夫 一 敏 郎 雄 生 正 二

川喜 久訓 粉 小 小 後 後 佐 高 田 谷 豊 中 永 野 野 橋  
 多 野 保 霸 川 林 林 藤 藤 野 木 中 口 田 村 田 崎 呂 本  
 幸 博 也 清 博 寛 長 光 基 廣 忠 信 正 平 増  
 善 等 正 男 茂 隆 次 次 六 信 勲 介 陸 正 夫 巳 洋 和 蔵

○欠席議員（二名）

坂 渡 山 山 山 森 森 毛 水 水 益 前 堀 堀 古  
 口 辺 本 路 口 利 野 野 田 川 内 市  
 正 一 安 真 道 幹 和 辰 弘 新 元  
 次 彦 勝 剛 孝 吉 朗 哉 郎 子 力 男 士 衛 一

○出席議事説明者

市長職務代理者

片岡一三

助 役	坂 哲
収 入 監 視	伊 藤 長
調 整 監	伊 藤 長
市長公室長	奥 山 武 助
総務部長	毛 利 道 一
財政部長	鈴 木 一
市民部長	鶴 飼 義 弘
福祉部長	岩 山 義 弘
商工部長	宮 田 利 雄
農林水産部長	竹 村 二 郎
環境部長	樋 口 照 一
都市計画部長	東 島 清 寛
建設部長	島 内 清 治
下水道部長	前 川 一 博
消防部長	山 口 鉦 博
次長	鈴 木 勲
病院事務長	田 中 利 夫
水道事業管理者	奥 村 仁 邦
次長	尾 忠

教 育 長 館 増 男  
次 長 西 村 正 雄

代表監査委員 伊 藤 涼 一

○出席事務局職員

事務局 長	宮 田 勉
議事課 長	板 崎 大 之 丞
議事係 長	山 口 克 彦
主 事	鈴 木 正 隆
主 事	清 水 正 司

午前十時一分開会

○議長（喜多野 等君） ただいまから、昭和五十九年九月、四日市市議定会例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、四十三名であります。

この際、報告いたします。市長は、病氣治療のため入院中でありますので、今定例会を欠席いたしますので、よろしく御了承願います。

したがって、今定例会の議事説明者は、市長職務代理者初め二十三名であります。

○議長（喜多野 等君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付いたしました議事日程第一号により取り進めますので、よろしく願います。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長（喜多野 等君） 日程第一 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第七十六条の規定により、谷口廣睦君及び堀内弘土君を指名いたします。

日程第二 会期の決定について

○議長（喜多野 等君） 日程第二、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今定例会の会期は 本日から九月二十一日までの十五日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（喜多野 等君） ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から九月二十一日までの十五日間と決定いたしました。

○議長（喜多野 等君） この際、報告いたします。

議案の訂正について、お手元に配付いたしましたとおり申し出がありますので、ご了承願います。

日程第三 議案第七八号 昭和五十八年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし  
日程第二 議案第九六号 専決処分について

○議長（喜多野 等君） 日程第三 議案第七八号昭和五十八年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし日程第二十一、議案第九十六号専決処分についての十九件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長職務代理者。

（市長職務代理者（片岡一三君）登壇）

○市長職務代理者（片岡一三君） ただいま上程されました各議案について、ご説明申し上げます。

議案第七十八号は、昭和五十八年度四日市市立四日市病院事業決算であります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は、六十八億四千二百三十五万六千六百四十三円で、予算額に比べ三千八百四十九万七千三百五十七円の減収となりました。これは、主として入院収益等において予定額を下回ったことによるものであります。

収益的支出におきましては、決算額が六十八億七千九百八十四万二千九百九十一円となり、一億三千六十一万九千九百の不用額が生じましたが、これは給与費等において予定額を下回ったことなどが挙げられます。

以上、収益的収支決算の結果、当年度におきましては、三千七百四十八万六千三百四十八円の純損失を生じました。その結果、当期末累積欠損金は、一億九千二百三十七万七千六百七十五円となりました。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入の決算額は、出資金、寄附金、負担金、固定資産売却代金、長期貸付金返還金及び補助金で二億三百七十五万一千二百五十円となり、予算額に比べ三百二十九万二千二百五十円の増

収となりました。これは、医療施設等設備整備費補助金等の増によるものであります。

一方、支出の決算額は、建設改良費、償還金及び投資で七億二千二百七十九万五千五百六円となり、七十一万八千四百九十四円の不用額を生じました。これは、CTスキャナー室等増築工事に係る設計委託料等が、予定額を下回ったことによるものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額五億一千九百四万四千二百五十六円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

損益計算書は、収益六十八億四千二百二十五万一千六百四十八円、費用六十八億二千三百六十二万三千六百二円、差し引き一千八百六十二万八千四百六十四円で、これに特別利益十萬四千九百九十五円、特別損失五千六百二十一万九千三百八十九円を加減して、三千七百四十八万六千三百四十八円の当年度純損失を生じました。

剰余金計算書におきましては、欠損金について、前年度未処理欠損金一億五千四百八十九万一千三百二十七円に当年度純損失を加えますと、当年度未処理欠損金は、一億九千二百三十七万七千六百七十五円となりました。

資本剰余金は、本年度において配膳車等の寄附による受贈財産評価額六百一十萬円、医療器具購入指定寄附金六十萬円、看護学院学生等修学資金負担金一千四百四十三万六千円及び医療施設等設備整備費補助金三百一十一万二千円、合計二千九百八十五万八千円増となり、前年度繰越額四億三千五十二万一千六百六十七円と合わせて四億六千三十七万九千七百六十七円を翌年度へ繰り越しました。

欠損金処理計算書は、当年度未処理欠損金一億九千二百三十七万七千六百七十五円全額を翌年度へ繰り越しました。貸借対照表におきましては、資産総額八十二億四千三十六万九百三十三円、負債総額六億七千三百八十九万四千四百二十四円、資本総額七十五億六千六百四十六万六千四百七十九円であります。

以上が病院事業決算の概要であります。今後の病院運営につきましては、本年三月診療報酬が改正されましたが

同時に大幅な薬価基準の引き下げが実施され、依然として厳しい状況にありますが、引き続き経営基盤の確立に努めるとともに、地域住民の健康を守る中核病院として診療体系の充実を図り、その期待にこたえるため、医療サービスの向上に一層の努力を傾注する所存であります。

議案第七十九号は、昭和五十八年度四日市市水道事業決算であります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は、三十九億五千八百三十六万五千一百一十円で、予算額に比べ一億九千七百九十二万二千一百一十円の増収となりましたが、これは主に水需要の例年になく大幅な伸びによる給水収益の増収によるものであります。

収益的支出につきましては、決算額三十八億二千八百七十一万七千二百五十二円となり、六千三百三十二万一千七百四十八円の不用額を生じましたが、これは主に受水予定量に対し、受水実績が下回ったことによるものであります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入の決算額十億一千九百八十二万七千八百八十七円で、予算額に比べ一億九千八百八十七万四千八百八十七円の増収となりましたが、これは主に給水分担金の件数の増による工事負担金の増収によるものであります。

支出の決算額は十四億八千三百三十三万一千九百一十円で、三千二百二十二万六千九百九十九円の不用額が生じましたが、これは主に配水管布設替工事の減による材料費、工事請負費に不用額が生じたためであります。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額四億六千三百三十三万三千二百四十四円は、過年度分損益勘定留保資金一億六千二百六十八万一千円と当年度分損益勘定留保資金三億六千二百二十二万二千二百四十四円で補っていました。

損益計算書につきましては、収益三十九億五千八百三十六万五千一百一十円、費用三十八億二千八百七十一万七千二百五十二円となり、差し引き一億二千九百六十四万七千八百五十九円の当年度純利益を生じました。

剰余金計算書におきましては、利益剰余金は、繰越欠損金年度末残高九千八百八十五万三千七百七十二円、当年度純

利益一億二千九百六十四万七千八百五十九円で、差引当年度末処分利益剰余金三千七百七十九万四千八百八十七円となりました。

また、資本剰余金は、前年度末残高三十億七千九百七十五万四千四百四十六円に当年度発生高二億九千二百二十二万八千二百七十七円を加え、翌年度繰越資本剰余金三十三億七千四百四十三万三千六百六十三円となりました。

剰余金処分計算書につきましては、当年度末処分利益剰余金三千七百七十九万四千八百八十七円のうち減債積立金として三千七百万円を処分し、残額七十九万四千八百八十七円は翌年度繰越利益剰余金とするものであります。

貸借対照表におきましては、資産総額百六十一億五千三百六十六万二千二百七十七円、負債総額十億六千二百二十二万七千七百二十四円、資本総額百五十一億四千六百九十三万二千四百九十三円となっております。

以上が水道事業決算の概要であります。本年度は水道財政健全化のため市民生活に及ぼす影響を十分考えながら、やむを得ず昭和五十九年一月分から料金改定をいたしました。

今後、事業の拡充と老朽管の改良工事等を計画的に実施する必要がある、水道事業を取り巻く情勢は依然として厳しいものがありますが、水需要に対し安定した供給を図り、また健全財政の確保と事業の円滑な運営を図るため、一層の努力をいたす所存であります。

議案第八十号は、昭和五十八年度四日市市農業共済事業剰余金処分及び不足金処理並びに決算認定についてであります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は、農作物共済、蚕繭共済、家畜共済、果樹共済、園芸施設共済及び業務の六つの勘定を総合しますと二億一千三百三十四万四千六百七十七円となり、予算額に比べ八千六百六十五万七千三百九十三円の減収となりましたが、これは共済事業の性格上、ある一定基準までの被害を見込んで予算を計上しており、本年度はその基準より被害が少なく、保険金が収入減となったためであります。

収益的支出の決算額は、各勘定の総合額一億七千五百四十二千七百七十四円で、予算額に比べ一億二千三百八十四万七千七百二十六円の不用額を生じましたが、収入と同様、本年度は基準より被害が少なく、共済金の支出が減となった結果であります。

損益計算書は、事業収益合計一億九千七百二十六万九千四百九十九円、事業費用合計一億七千三十一万八千五百八十八円、差引事業利益二千六百九十四万二千八百九十一円で、これに事業外収益合計一千六百八万三千六百五十八円、事業外費用合計八十三万六千二百六十六円を加減して、四千二百九十九万三千三十三円の当年度純利益を生じました。

剰余金計算書は、繰越不足金年度末残高三十六万四千四百八十二円と、当年度純利益四千二百九十九万三千三十三円と、当年度未処分剰余金は四千八百八十二万五千八百五十一円であります。

剰余金処分並びに不足金処理計算書は、当年度未処分剰余金として農作物共済、蚕繭共済、果樹共済及び園芸施設共済勘定の合計四千二百八十三万三千三百三十二円を、関係法例に基づき当該各勘定の法定積立金及び特別積立金に積み立てようとするものであります。

一方、当年度未処理不足金百万七千四百六十一円は、家畜共済勘定の不足金として繰り越しの処理をしようとするものであります。

貸借対照表におきましては、資産合計二億三千七十八万九千五百八十円、負債合計一億二千三百三十四万四千八百九十八円、資本合計一億七百四十四万四千六百八十二円となりました。

以上が農業共済事業会計決算の概要であります。今後とも農業共済事業の充実に努め、市農政と一体となった事業を推進してまいりたいと存じます。

議案第八十一号は、本市一般会計補正予算第二号案であります。

今回補正の主なる内容は、国庫補助割当ての決定もしくは見通しを得たもの及び緊急に実施を要する単独事業費等のほか、災害復旧費の追加補正と、これに関連する債務負担行為及び地方債の補正でありまして、歳入歳出予算の追加額は五億二千百三十二万八千円となり、補正後の予算総額は四百八十二億三千六十九万四千円と相なるのであります。

以下、歳出各款における補正の主なる内容をご説明申し上げます。

第二款総務費は、国庫補助事業の決定に伴う交通安全対策事業費の追加のほか、友好都市天津市からの研修生受け入れ等の渉外費及び情報化時代に対応する本市における情報都市構想調査研究委託費を計上いたしました。

第三款民生費は、地域福祉金庫事業資金貸付金の計上及び民間における特別養護老人ホーム増築に対する補助金並びに関連する債務負担行為を計上いたしました。

第六款農林水産業費のうち農業費は、県支出金の決定を見ました水田利用再編対策推進事業、花き新技術導入モデル事業及び農林業地域改善対策事業に対する補助金のほか、地域農業集団育成事業及び新農業構造改善事業費の追加補正を行いました。畜産業費では、県支出金の決定による地域畜産総合対策事業費を計上するとともに、食肉センター食肉市場特別会計への繰出金の追加をいたしました。農地費は、県支出金の決定による土地基盤整備事業費及び同和対策農業基盤整備事業費を計上するとともに、三重用水事業に関連して水資源開発公団から本市内の幹線水路築造のための工用道路を受託することになりましたので、これに伴う工事費を新規計上いたしました。水産業費では、四日市地域漁業協同組合連絡協議会が実施いたしておりますガザミ種苗放流事業に対する補助金を計上いたしました。

第八款土木費のうち道路橋梁費は、国庫補助事業費の決定による大沢中野線ほか四線の道路改良事業費を追加するとともに、市単独道路改良事業費及び路面復旧事業費の追加と、市街地道路案内標識等設置費を計上いたしました。河川費では、古城川等の改修事業費を追加計上いたしました。都市計画費は、国庫補助事業費の決定により堀木日永線ほか一線の街路事業費及びときわ二号公園等の公園整備事業費の追加補正を行うとともに、新たに単独事業として

旧港周辺の公園整備事業費と、小林町地内における地区計画の策定及び街路網の計画変更調査費等を計上いたしました。公共下水道費は、公共下水道特別会計への繰入金を増額し、都市下水道費では、国庫補助事業費の決定に基づき羽津・茂福及び雨池都市下水道の新設改良事業費の補正のほか、関連する債務負担行為の追加及び変更を行い、羽津都市下水道については、事業の実施に伴う所要の組替と債務負担行為の計上を行いました。

第十款教育費は、社会教育費において、県支出金の決定に伴い青少年育成市民会議に対する補助金を追加補正するとともに、保健体育費において、霞ヶ浦野球場整備事業費についてメイン広場等の追加工事による所要額を増額計上いたしました。

第十一款災害復旧費は、去る七月の豪雨による災害復旧費の計上でありまして、おおむね国の災害復旧基準に従い、認定見込事業費の五〇％の補助災害復旧費と市単独災害復旧費の計上を行いました。

以上、歳出並びに関連する債務負担行為の概要をご説明申し上げますが、歳入につきましては、歳出各科目に対する特定財源及び一般財源として市税を計上して収支の均衡を図ったのであります。

次に、各特別会計の補正予算案についてご説明申し上げます。

議案第八十二号食肉センター食肉市場特別会計の補正は、センター及び市場業務の安全と能率向上を図るため、施設整備費及び機械設備修繕費を計上いたしました。歳入におきましては、一般会計繰入金と前年度繰越金を追加いたしました。

議案第八十三号公共下水道特別会計の補正は、国庫補助事業費の割り当てにより、日永処理区、富田・富洲原排水区の幹線水路等築造費並びにポンプ場設備工事費を補正し、北部汚水四号幹線、富洲原合同ポンプ場築造事業に係る債務負担行為を新たに計上するとともに、日永浄化センターに係る債務負担行為の変更を行い、また、市単独事業として南部排水区等の整備事業費を計上いたしました。歳入につきましては、補助金、市債の特定財源のほか、一般会

計繰入金及び前年度繰越金を追加いたしました。

議案第八十四号土地区画整理事業特別会計の補正は、浜田第二土地区画整理事業費において家屋等移転補償費を追加し、歳入では、事業収入及び前年度繰越金を計上いたしました。

議案第八十五号市営駐車場特別会計の補正は、市営本町駐車場において、その用地の一部を公共職業安定所建設用地として売却するとともに、隣接地を買収し、二階三層の立体駐車場を建設して収容台数の増強を図っていく計画であります。今年度は歳出において用地取得費、暫定整備費及び実施設計費を計上するとともに、市債の繰上償還のため、公債費を追加補正いたしました。歳入では、財産売却収入を計上しておりますが、財源超過分につきましては、予備費に計上して今後の駐車場建設費の充当財源といたす所存であります。

議案第八十六号福祉資金貸付事業特別会計の補正は、今後の貸付金所要見込額を追加し、歳入としては、前年度繰越金を追加計上いたしました。

以上が昭和五十八年度公営企業決算及び昭和五十九年度一般会計並びに特別会計の補正予算案の概要であります。続いて、条例その他の議案のうち主なものについてご説明申し上げます。

議案第八十七号地区市民センター条例の一部改正につきましては、県地区市民センターの改築工事に伴い、位置及び使用料を改正しようとするものであります。

議案第八十九号市税条例の一部改正につきましては、地方税法等の改正により、個人市民税所得割の税率及び簡易税額表の改正、分離課税に係る所得割の税率、配当控除及びみなし法人課税を選択した場合の課税の特例等について規定の整備を行うものであります。

議案第九十号国民健康保険条例の一部改正は、保険料の賦課限度額の引き上げ、低所得者に対する保険料の軽減に係る基準額の引き上げなど所要の改正をしようとするものであります。

議案第九十一号は、行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律により、森林法の一部改正が行われ、従来、都道府県知事への機関委任事務とされていた森林等における火入れの許可事務が市町村の団体事務となったため、その許可に必要な手続、基準等について、新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第九十二号は、都市計画法第十六条第二項の規定に基づき、地区計画等の原案の提示方法及び意見の提出方法について、新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第九十三号は、北部公民館の廃館に伴い、公民館条例を廃止しようとするものであります。

議案第九十五号は、雨池都市下水道四号幹線水路国鉄関西本線横断工事を、金額九千八百万円をもって国鉄名古屋鉄道管理局へ委託しようとするものであります。

議案第九十六号は、海蔵地区市民センターの改築が完成したことに伴い、その位置及び使用料について急施を要するため、やむを得ず地区市民センター条例の一部改正を、地方自治法第七十九条の規定に基づき、専決処分したものであります。

以上が各議案の概要であります。

どうかよろしくご審議いただき、ご決議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（喜多野 等君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

議事日程に従いまして、本件に関する審議は留保いたします。

○議長（喜多野 等君） この際、報告いたします。

専決処分の報告及び監査結果の報告が参っております。すでにお手元に送付いたしておりますので、ご了承願います。

○議長（喜多野 等君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、九月十一日午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前十時三十三分散会

昭和五十九年九月十一日

四日市市議定会定例会会議録（第二号）

四日市市議 会

○議事日程 第二号

昭和五十九年九月十二日(火) 午前十時開議

第一 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(四十四名)

相 青 小 伊 伊 小 大 大 金 川

松 山 井 藤 藤 川 島 谷 森 口

峯 道 信 雅 四 武 茂 洋

尚 男 夫 一 敏 郎 雄 生 正 二

○欠席議員（○名）

野 橋 古 堀 堀 前 益 水 水 毛 森 森 山 山 山 渡  
 呂 本 市 内 川 田 野 野 利 利 口 路 本 辺  
 平 增 元 新 弘 辰 和 幹 道 真 安 一  
 和 蔵 一 衛 士 男 力 子 郎 哉 朗 吉 孝 剛 勝 彦

川 喜 久 訓 粉 小 小 後 後 坂 佐 高 田 谷 豊 中 永 野  
 多 野 村 保 霸 川 林 林 藤 藤 口 野 木 中 口 田 村 崎  
 幸 博 也 清 博 寛 長 正 光 基 廣 忠 信 正  
 善 等 正 男 茂 隆 次 次 次 六 次 信 勲 介 睦 正 夫 巳 洋

○出席議事説明者

市長職務代理者・助役	助役	収入役	調整監	市長公室長	総務部長	財政部長	市民部長	福祉部長	商工部長	農林水産部長	環境部長	都市計画部長	建設部長	下水道部長	消防部長	
片岡	坂倉	藪田	伊藤	奥山	毛利	鈴木	鶴田	岩山	宮田	竹村	樋口	東口	島内	前川	山口	鈴木
一	哲	裕	長	武	道	一	義	利	二	照	清	鉦				
三	男	裕	爾	助	美	滋	弘	雄	一郎	寛	治	博	勲			

○出席事務局職員

病院事務長	水道事業管理者	次長	教育委員長	教育委員	次長	代表監査委員
田中	奥村	尾中	服部	館部	西村	伊藤
利	仁	忠	昌	増	正	藤
夫	人	邦	弘	男	雄	一

事務局長	議事課長	議事係長	主事	主事
宮田	板崎	山口	鈴木	清水
勉	大之丞	克彦	正	正
			司	司

午前十時一分開議

○議長（喜多野 等君） これより本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員数は、四十一名であります。

なお、議事説明者として教育委員長の出席を追加要求いたしましたので、ご了承願います。  
本日の議事は、一般質問であります。

#### 日程第一 一般質問

○議長（喜多野 等君） これより一般質問を行います。

通告一覧表記載の順序に従い、順次発言を許します。

後藤長六君。

〔後藤長六君登壇〕

○後藤長六君 おはようございます。

「クリーブなきコーヒーなんて」、たしかコマーションのせりふにこういう言葉があったような記憶をいたしておりますが、主役、市長のいない議会なんて言いたくなるような、何となく気の抜けた、そしてちょっぴりさびしさを感じさせるような議会の雰囲気でございますが、しかしながら市長を補佐する坂倉助役を初めとするそうそうたる面々が満を持しておられますので、その意気に感じて、二、三質問を申し上げます。

今回は、特に身近な問題に焦点をしばり、提言を交えご質問申し上げますので、簡略にして率直なご所見を賜れば、大変ありがたいと思うわけでございます。

まず最初は、子供会育成のあり方についてであります。私のような者が教育を論ずるつもりはありませんが、この年になって地域の子供会のお世話をさせていただいておりますので、そうした体験の中から疑問点が浮かんでまいりましたので、四点ほどお尋ねを申し上げます。

その第一点は、子供会として当然つながりがなければならぬ学校との間の意思疎通が欠けていることです。意外といえば意外ですが、教職員の考え方から言えば、学校外のことについてはノータッチ、このような考えのようでございます。子供から目を離れたら大変なことになりそうなので、不良化に神経をとがらしている私どもにとっては、学校との間の違和感は大変な不安につながります。

第二点は、当然子供会の主力にならない中学生が外されていることでございます。私どもは、中学生こそ子供会の中核としてとらえるべきものであると考えますが、残念です。

第三は、ボランティアの限界であります。ご承知のように子供会の育成者はボランティアによって行動いたしておるものがございますが、津の裁判の結果に見られるように、善意でやったことにしましても、結果いかによっては大きな責任をとられる今日でもあります。それ以来、育成者の間には冷え切った空気、ボランティアについていぶかる人も多くあります。

第四に、子供会は学校とは表裏一体の関係にあり、人間形成の上では重要な存在で、子供たちに与える影響もまた大きいと思われるのですが、会の運営は一年交代で、いわば当番制といったもので、したがって教育に対する定見、責任といったものも比較的薄いように思われます。また、育成者のほとんどの方は、戦後教育を受けられたママさんたちばかりで、したがって子供会も、甘えの構造で厳しさがありません。

以上申し上げたような問題点があり、今後の運営について一歩力の出し切れないものがあります。強いご指導を賜りたいのですが、この点理事者の方のご所見をお伺いしたいと思っております。

次に、放置自転車の対策についてであります。この問題はいまさら申し上げるまでもなく、自転車公害として全国的に騒がれている共通の問題であり、行政側の懸命の努力にもかかわらず、ますます増加、はんらんの一途をたどっているのが実情ではなからうかと思えます。この原因は、生活環境の変化並びに交通体系から発しており、加えてモラルの低下が最も大きくこれに関係しているものと考えられます。

そこで私は、二点ほどこの解決策として提言申し上げますので、参考にしていただければありがたいと思うところでございます。

その第一点は、有料、無料を問わずして、民間において自転車置き場として供用された場合、供用面積にかかわる固定資産税の免除を行ってはどうかとあります。いわば自転車置き場の奨励策でもありますが、一台でも街頭から放置自転車をなくすことは、一歩前進であると思えます。

第二点は、自転車はすべて登録制にして、購入時に市に登録させることとあります。このことは、自転車の所有者を明確にするともに、所有権を保護することにあります。

以上二点、解決策として提言いたしました。もちろんこの実施に当たりましては、ある程度の予算措置も必要かと考えられますが、都市の美観、交通問題から言って、ぜひとも前進させなければならないと存じます。この問題についてのご所見を賜りたいと存じます。

次に、土取り並びに産業廃棄物の処理規制の強化ということでございますが、いずれも今日まで議会において多くの諸先輩によりご論議をいただいた問題でもありますが、この出水期を控え、一向に改善されていない土木行政について並びに環境行政にお尋ねするわけであります。

いずれも責任の所在は県にあるわけですが、戦後民間の開発業者によってあらゆるところにこのような行為が行われた結果、周辺の部落は、集中豪雨でもあれば一たまりもないほど危険にさらされているお粗末な現状で、土取り跡の問題については、手のつけられない困った問題が起きております。目先の欲につられた地主も、後の始末にどうにもならない羽目になって、そのまま放置されているのが、どこでも見られる情景であります。土取り前のチェックは、一応行政側としてはなされておられるのですが、結果はどことも同じようなことであります。また、産業廃棄物につきましても同じことが言えると思えます。私はこの際、法規制を洗い直す必要があります。必要とあれば、市独自の条例をつくってはどうかでしょうか。この際、抜本的対策を打ち立てる必要があると思えますが、理事者のご所見を賜りたいと思えます。

最後に、観光行政についてであります。本市は、工業都市としての性格を持つ都市づくりが行われ、似ても似つかない観光面については無視されてきた傾向が強く、とりわけ自然観光資源の少ないとあって、他市に比べまことにお粗末な、日の当たらない場所になっております。ご承知のように、今日では生活水準も上がり、余裕ができたために昔では考えも及ばないパカンス時代に突入し、市民の余暇活用をどうあるべきかというような新しい時代に入ります。本市は、名所旧跡、自然観光資源には乏しいが、人工的な観光資源については、他市より数倍すぐれていると思えます。ただ、それを観光に結びつける手だてがないだけであります。たとえば、石油コンビナートは百万ドルの夜景として、金、銀、宝石を散りばめた景観は、他市には見られない光景であります。また、国際港として四日市港も、出船、入り船、まことにエキゾチックな雰囲気の中に港が広がるこうした風景も、捨てがたいものがあります。

今日まで業者の努力も足りなかったと思えますが、しかし行政側にとりましても民間側のせいにして、その取り組みも積極的ではなかったと思えます。先ほど申し上げたとおり、時代も変わったことでもあり、観光面での見直しを図っていただき、観光事業についてのビジョンを打ち立てて、一層の理解を深めていただきたいと思います。

います。行政として、指導よりもむしろ業者の育成に心がけていただき、レジャー開発の引き金になるような、実のなるよう、行政指導、助成を行っていただきたいと思うわけであります。

言わしていただくならば、本来大四日市まつりも観光協会がやるべき姿であり、他市のほとんどがそのような形で実施しているのが実情で、今日まで観光業者のやるべき事業を市が取り上げている感じすらいたします。昔、夏の風物詩として午起の花火大会もなつかしいし、また港博覧会も記憶に残るところでございますが、こうしたことも復活していただきたいと思うのであります。本年は開港八十五周年、築港百周年と意義ある年に当たっておりますが、これという行事もなく本年も終わろうとしておりますが、稲葉三右衛門さんが草葉の陰で泣いておられると思います。それに引きかえ、同じ八十五周年に当たる小樽市におきましては、二十三億の巨費を投じ、八四年小樽博を華やかに開幕、六月十日より八月二十六日までの間祭典が繰り広げられ、ナホトカよりお客さんを招き、また市民総参加のイベントによって、そのムードをこの上なく飾ったとか聞き及んでおります。うらやましい限りであります。周辺都市、桑名、鈴鹿もすばらしいレジャー施設を設け、外来客を吸収しております。今日まで閉ざされた行政の窓を開いていただき、大きく飛躍をしていただきたいと思えます。ご所見のほどをお伺いいたし、第一回目の質問を終わります。

○議長（喜多野 等君） 市長職務代理人。

〔市長職務代理人（片岡一三君）登壇〕

○市長職務代理人（片岡一三君） おはようございます。

ご質問の順番どおりではないかと思えますが、私から三点目の産業廃棄物の規制の強化と四点目の観光行政の見直しについてお答えを申し上げます、その他につきましては、教育長、関係部長からお答えをいたします。

まず、産廃の規制の強化ということでございますが、ご承知のように、都市の生産活動とか事業活動、また市民生活、また開発行為等によって生じますところの廃棄物というのは、どうしてもどこかで、何らかの方法で処理しなきゃならぬと、こういうことはご理解いただいておりますが、この産廃の処理、処分といえますのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律というものによっていろんな規制がございます。ただ、この規制と申し上げますのは、この法律を受けてまして、総理府令なり厚生省令によって、周辺に囲いをするとか排水の処理施設をつくるかといったものでございまして、こういった基準に合えば、届け出制度になっております。県知事の方へ届け出、基準に合ったものは許可がされるということでございますが、なおその際には、行政指導といたしまして、周辺住民の同意を取るといったことがございます。これが、産廃による生活環境の保護という観点から行政指導で行われているところであるわけでございます。この規制の強化という点につきましては、今後私どもなりに検討はさせていただきますと思えますが、現状はそういうことになっておるところでございます。

それと、既存のこういった産廃の処理、処分の施設につきましては、これも県の役割でございますが、環境部と調整をいたしまして、従来から現地調査もいたしているところでございますので、こういった点につきましても今後強化をしてみたいと、こういうふうにご考えておるところでございます。

それから、次の観光行政の見直しという点でございますが、後藤議員には従来から、この四日市の観光というか、こういった問題に大変ご熱心にお取り組みをいただき、ご研究もいただき、私どもに貴重なご意見、ご提言もいろいろいただいております。この席をかりまして御礼を申し上げます。ご提言もいろいろ思われます。いろいろな言われておりますように、従来の見る観光というか、回遊、遊覧旅行というか、こういったものから、交流し、また自分も参加すると、または味わうというか、イベントに参加する、こういったことに

変わりつつあるように私ども伺っておりますし、現実には小樽の例を引いて、ああいった形で大々的なイベントをやられたということもおっしゃられたわけでございますが、そういったことから、観光そのものがやはりずいぶんと変わってきておることから、この辺でひとつ四日市の観光というか、コンビナートの夜景とか午起の花火大会とかいろいろお挙げになりましたですが、四日市の観光と物産ということについて一度根本的に見直し、考え直す必要があるんじゃないかと、こういうふうと考えております。

後藤議員ご承知かと思いますが、東北・上越新幹線が開通し、また各所に高速の道路網が敷かれまして、各県、他都市ではこういった観光問題を重要な課題として取り上げておりました、それぞれ観光問題審議会とか、またこれを研究する会とかいったものをつくっております。それで、できれば四日市も、一つの案としまして、この四日市の観光と物産を考える懇談会というか懇話会というか、学識経験者なりその他観光業者の方、旅行者の方、お入りいただきまして、そしてここで一遍、いま申し上げましたように、観光のあり方、行政と観光のかかわり、また今後広く観光というものをどうしていったらいいかというふうなものを検討する懇話会というか、懇談会というものをひとつ発足させて、そこでいろいろご研究、ご検討していただければいいかと、案としてこういうふうと考えております。当然これは、商工会議所なりその他の関係者と協議をさせていただかなければならぬというふうに思っておりますが、こういった時代とともに変わってきた観光といえますものについて、やはり行政としての取り組み、またこれからそういうものを大きく取り上げていただかなければならぬということからも、行政はどうしたらいいかということの指針を得るためにも必要なんじゃないかと、こういうふうと考えております。ひとつ後藤議員も、今後この点につきましてご指導、ご協力をお願いしたいと思います。

観光協会のこともお挙げになりましたが、これもこの辺の懇話会なりの中でひとつご議論をちょうだいしたらいいかと、こういうふうにご考えております。

私からは以上でございます。

○議長（喜多野 等君） 教育長。

〔教育長（館 増男君）登壇〕

○教育長（館 増男君） 子供会育成の実際活動に当たっていただいております議員さんからいろいろと問題点を指摘いただきました。私ども行政側の立場として、青少年の健全育成の立場から、子供会が果たしてきた功績といえますか、そういったことから、今後とも子供会の育成の望ましいあり方について求めながら、対応していかなくやらぬと思うわけでございます。

四点ほどご指摘をいただきました。学校との意思疎通が欠けているのではないかと、こういう点でございますけれども、いま学校はということで、もちろん子供会をないがしろにしておるわけではありませんが、実は中が手いっぱいという状況ではないかと思いますが、私ども申しておりますのは、PTAの組織がございまして、PTAの組織の中には、町単位のいわゆる地区組織、そして父母の方にそういう委員になっていただいている方もございます。教師の中にも町担任というのは一応どの学校にも決められております。この辺の組織のつながりをうまくしていけば、学校との意思疎通がある程度できる。もちろん、校区全体のことについては、学校長なり担当の者が大きく、基本的な組織、企画のあり方について考えなければならぬ、あるいはご相談もさせていただかなきゃならぬと思っております。実際面においてはそういうつながりもございまして、今後そういうことについてより積極的に学校のいわゆる乗り入れができるように指導もしていきたいと、こういうふうにご考えておるのでございます。

それから、二番目の中学生が外されている。実は、中学生が子供会の委員リーダーとして、よき指導者といえます

か、となっていくことを願っているわけですが、現状ではなかなか、中学生になって何で子供会に入っておらにやならぬのやということから、むしろ抜けてしまう。それはそれなりに、中学校のクラブ活動、あるいは部活動等でなかなかそういった暇がないというのも現実の理由でございますけれども、中にはうまくリーダーとして育っている、あるいは中学生がうまく入っている地域もございます。できるならば、すべての中学生というわけにはまいりませぬけれども、リーダーシップのとれる中学生がうまく子供会の委員リーダーとして育っていくような働きかけが、今後とも地域なりそれぞれの面から私は必要ではないか、こんなふうにして淡い希望を持っておるのでございます。

三番目としてご提言をいただきましたボランティアの限界ということでございますが、これにつきましては、ボランティア保険等、うちの青少年対策室の方でも一応の対応をしておりますが、むしろ私も、もちろんそういった好意に、善意に甘えるわけでございますけれども、地域の子供を地域の方々が守っていただくという大前提でございますが、そういった考え方が、戦後第三のピークと言われました青少年問題をお互いに体験したわれわれ大人たちの間にもそういうことは、機運が高まりつつあると思います。そういったことから、徐々にこういった機運を含めていきたい。これに対する手当てというものは十分とはいきませぬけれども、いまの状況では一応の対応をしておらせていただくと、こういうことでございます。

四番目に出していただきました学校と表裏一体の関係ということとは、どういうことからわかってませんが、育成者が一年交代で、なかなか魅力ある子供会に育たぬということでございますが、基本的には私も、育成者は毎年地域で交代になるかもわかりませぬけれども、指導者というのは、やはり各地域にうまく位置づけられるところもでございます。現に小さい子供がなくても、指導者としてその立場からご指導をいただいている、こういったこと

を明確にしながら、地域の子供会がいわゆる魅力ある子供会として育っていくような指導、地域と申しましても、私どもは町単位ぐらいを考えていきたい。そういったことで、ここ一、二年いろいろと方向が出るようにお願いもし、いろいろ研修の場でお話も申し上げているわけですが、指導者がうまく位置づいていただいて、その地域の一人一人の子供さんの家庭並びに地域社会全体、こういうものとなっていく。たとえば、婦人会、老人会等の連携を十分に考えて、地域の中の伝統行事あるいは祭りなどのことを、大人と子供と一緒に考えていただく、あるいは清掃活動をうまく位置づけていただく、そういったことで、子供自身がやはり地域社会の一員であるというふうな意識を持って育っていく、このことが私は子供会として大事なことでないか。ともすれば、受け継がれましたその前年の行事を単に流していかれるということについては、現にいろいろのことをご指導申し上げて、むしろ一つのことでもいいから、それこそみんなが考え、地域の中に位置づいた行事なり企画が遂行できるよう、そういったことを申し上げるのでございます。

いずれにしても、子供たちが子供会の一員であるという所属感、そういった所属意識を十分に持って、何をするんだ、一年かかってあるいはこれとこれとを自分たちの手でやるんだ、大人が敷いた路線に乗っかるんじゃないかと、子供たち自身がうまくリーダーあるいは会員という立場から、そういった目的意識のもとに一年間、自分たちが事をやる、そういう自立意識が私は必要ではないかと思う、そういった方向で行政は対応しております。なかなかすぐにはまいりませぬけれども、今後議員の皆さん方にもいろいろとご迷惑がかかろうかと思えますけれども、よろしくご指導、ご援助をいただきたい、こういうふうにお考えでございます。

○議長(喜多野 等君) 都市計画部長。

〔都市計画部長(東 寛君)登壇〕

○都市計画部長（東 寛君） 自転車放置につきましての関連の問題でございますけれども、確かに自転車の駅周  
辺、また道路での放置の問題は、これ非常な問題でございます。自転車の駐輪場の整備とか、また自転車放置に  
対する整理、管理についてはいろいろ努めてきておるところでございますが、いまご提言のございました二点につ  
きまして考え方を述べさせていただきます。

まず、自転車の登録制度でございますけれども、この登録制度につきましては、昭和三十二年ごろまでは行われて  
おりましたが、現在はそういう形ではなくて、自転車の販売をするときに、自転車販売店が中心となりまして、盗難  
防止ということのために登録制度が一応行われておるわけでございますけれども、十分この制度が活用され、浸透さ  
れておるところまでは至っていないのが現状だと思います。そこで、今後はこの制度をうまく活用していける  
ように、市民の方々に協力を呼びかけてまいることは、たとえばよく利用される学校とか、そういう団体にも  
具体的に協力を呼びかけていかなきゃならないではなからうかというふうに思うわけでございます。

なお、固定資産税の減免の問題でございますけれども、無償で公共駐輪場用地として提供いただいております。場  
合、中川原にいま一カ所あるわけでございますが、これにつきましては固定資産税を減免して、これの活用をさせ  
ていただいておりますというふうな現状でございます。やはり駅周辺等につきまして、公共的な空地また鉄道的な用地のな  
い場合、やはり民間のご協力を今後仰いでいくということの中で、こういう点につきましては種々検討していくこと  
があると思います。

ただ、有料で自転車預かり業をされる場合まで適用することになりますと、これはちょっと考えにくいこと  
だと思えます。以上でございます。

○議長（喜多野 等君） 建設部長。

〔建設部長（島内清治君）登壇〕

○建設部長（島内清治君） ただいまのご質問の中の土取り、採取中の監視の強化ということのご質問でございます。  
この土採取の問題につきましては、県、市、二つの両方からの方向でいろいろ監視に当たっておるわけでございま  
す。県におきましては、四十九年に三重県土採取規制条例というのを制定しております。これにつきましては、  
一応規制区域を決めまして、その中で採取面積五千平米、また採取土量が三万立米以上の採取につきまして県の方に  
届け出をするという義務づけをいたしておるわけでございます。また本市では四十七年に、急傾斜地における土木工事  
の規制に関する指導要綱というのを定めておるわけでございます。これにつきましては、市域を対象に、採取面積一  
千平米以上のものにつきまして協議書の提出を義務づけておることでございます。これにつきましては、災害  
の防止をするともに、採取跡地の整備、安全の保持、そういったことを主に指導を行っております。しかしながら、  
ただいまご質問にもございましたように、排水等によりまして周辺に被害を及ぼしておる問題があるわけでございま  
す。したがって、その都度技術指導は行っておりますが、また指導が徹底していないのが現状でございます。  
ただいまお話の中にごございました法改正というご質問も出たわけでございますが、いま当面、いままでは採取者  
の責任を追及しておったわけでございますが、今後は土地の所有者、もう一ランク上げたいと思うわけでございま  
す。またさらに、今後はいま以上に県、市間におきまして十分連携を図りまして、監視を強化し、災害防止に万全を  
期していきたいという考え方でおるわけでございます。

また、この土取りにつきましてでございますが、市内部につきましても、四日市のまちづくりの上からも、自然環  
境保全との整合を持たせるよう指導のできるように検討も現在重ねておるところでございます。どうかご理解を賜り

たいと思います。以上でございます。

○議長（喜多野 等君） 後藤長六君。

〔後藤長六君登壇〕

○後藤長六君 ありがとうございます。

ご承知かもしれませんが、先日四日市の海洋少年団が、団員数及び活躍ともに日本一であるとの、クイズ形式ではございましたが、テレビで放映されました。私は大変意を強くしたのでございますが、加えて指導者が私ども議員の先輩川村潔さんであることに二度びっくりいたしました。むべなるかな、港四日市としてふさわしい海の自然の中に少年を多く含むことは、まさに海洋国日本の象徴でもあり、意義深いものがございます。子供会もかくありたいと願うものでありますが、とりわけ子供会から外れている中学生を対象に、先ほど教育長から言われたとおり、心身の鍛練はもとより、自然と人間のかかわり、仕組みについてのおのずと体得できるような新しい少年団を結成できないものであろうか、ふと考えた次第でございます。しかし、先ほど申し上げたようにいろんな障壁があり、前途を遮っておりますが、川村さんのように卓越した指導力と熱意さえあれば切り抜けられるはずであり、それがすでに海洋少年団によって証明されておるところでございます。私は、この四日市に川村様に次ぐようなりっぱな指導者もたくさんおられると思います。そうした埋れた人材を発掘して、子供の育成に役立てていただいたらと思うんですが、いかなものでございましょうか。もちろん行政の力強い指導も必要でございますが、市の青少年対策室も健全でありますので、悪条件重なる前途を必ずや開いていただくものと私は希望を持っております。

次に、産業廃棄物であります。私は再三にわたり、処理場を上流に持つことは必ずや悔いを残すことになるから、海岸にそれを求めるように主張してまいりましたが、聞くところによると、愛知県知事は、海岸埋め立ての中に処理物の位置決定をし、その方向で進められているやに聞いておりますが、幸い本市も港管理組合において開発計画が進められておりますので、その中に処理場を設けられたらと考えますが、いかなものでございましょうか。

次に、観光行政の見直しについての関連であります。その中に、市で運営されておりますレジャー施設協会があります。事業内容をお見受けする限り、ぱっとしない存在で、業績も貧弱であります。もう少し思い切った事業を計画され、霞緑地に港の展望できるようなタワーとか、子供が喜ぶ動物園を計画されてはいかがかと存じます。そして、附属的な施設については、民間の観光協会に行わせるようなことにしたら、ともに発展するのではないかと愚考いたすのですが、それについてのご所見を賜りたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（喜多野 等君） 市長職務代理人。

〔市長職務代理人（片岡一三君）登壇〕

○市長職務代理人（片岡一三君） 産業廃棄物の処分に關しまして、愛知県の例を出されてお聞かせいただいたんですがございますが、やはり産業廃棄物というのは、民間ベースの処理施設が上流にできるということはやはり好ましくないといいふうなことは当然のことでございます。したがって、何らかの形で長期的な視野に立った、公共が関与して、広域的な処理施設をつくる必要があろうかというふうに考えます。これは、いま言われましたように、管理組合の港湾整備計画の中で産業廃棄物の埋め立てを計画いたしておりますので、それについて早く実現できるように私どもの方から働きかけてまいりたいと、こういうふうにご考えております。

あとは坂倉助役の方から答弁いたします。

○議長（喜多野 等君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） ただいまご質問のありましたレジャー施設協会の内容でございますが、いまご指摘を受けましたように、過去に遊技施設、あるいは自転車サイクリングロード等をつくりましてから目新しい施設をつくっておりませんので、どうしても入場者、使用者が限定されてくるという状況でございます。そういう意味で、ご指摘の霞にタワーをつくり、あるいは動物園をつくって業績を上げたらどうかというようなお話でございますが、私も、少なくともレジャー施設の内容は、目新しいものを次々とふやしていくことによって魅力あるものにできるというふうに考えておりますので、ただいまのご提言は十分検討させていただきますというふうに思っております。以上でございます。

○議長（喜多野 等君） 教育長。

〔教育長（館 増男君）登壇〕

○教育長（館 増男君） 子供会の問題で、私どもも二点ほど最重点の課題にしておりますことは、やはりいまおっしゃった指導者の問題と中学生の加入の問題であろうかと思えます。これにつきましては、海洋少年団の例が生まれけれども、やはり所属意識、目的意識を明確にすれば自然にということ、中学生も集まってこよう、なかなかそれは地域の子供会では大変むずかしい問題ですけれども、地域に密着した子供会の活動ということであれば、そういった所属意識なり目的意識もある程度明確にはなるのではないかと、こういったことから、子供会の会員の中から自然にリーダーが育つという方式でもって、中学生の加入の問題に対応をしていきたい、こんなふうに考えておるのでございます。

それから、指導者の発掘あるいは養成については、やはり行政がある程度重点課題としておりますので、今後そういった研修あるいは発掘について十分意を用いて対応していきたい、こんなふうに考えております。いずれにいたしましても、地域の皆さん方、家庭の方々の深いご理解がなければ、子供会の問題はなかなかむずかしいでございますので、そういったことから、あるべき子供会の姿を求めて粘り強く対応をしていきたい、こういうふうに思っておりますのでございます。以上でございます。

○議長（喜多野 等君） 小川四郎君。

〔小川四郎君登壇〕

○小川四郎君 最初の質問項目は、南部埋立処分場に関連してでございます。

南部埋立処分場の使用を開始いたしましたから、ただいま現在ちょうど五年目でございます。昨年十二月議会におきまして小林博次議員が、北部清掃工場関連の問題を取り上げられておりました。その要旨は、分別収集の呼びかけ強化と焼却場に分別前処理工程の導入を、そういった、言うならソフト、ハード両面にわたりますすぐれたご提言を含む発言でございました。

私がここで取り上げる問題は、南部埋立処分場関連の事柄でございますが、小林議員とはば同様の基調の考え方に立つものでございます。私は、南部埋立処分場使用開始のちょうど一年前、五十三年九月議会でもこの処分場のことを取り上げております。その要旨は、市民が、とりわけ地元の人々の理解と協力とによって得られた貴重な処分場であり、環境の保持その他に格段の工夫をこらしながら、できるだけ長もちさせ、そして満杯後は市民の財産として多様な目的に耐え得られるような良好な状態で還元すべきである、そういう思想に立つものでございます。市もその要請にこたえられまして、すぐれた機械力の導入でありますとか工法の採用、それなりの配慮と努力を尽くされてきてお

ります。この点は高く評価しておきたいと思ひます。

当初は、そのころの排出量実績から計算いたしましたして、九ないし十年、つまり六十三年度までの耐用年数と予測されておりました。その予測どおりとすれば、ただいまそのちょうど中間地点ということになるわけですが、先日配付されました「清掃事業の概要（五十九年度版）」を拝見いたしますと、排出量は、埋め立て開始当時よりも昨今では一割以上も減少しているようでございます。この実績を基礎にごく単純に計算いたしますと、当初の予測よりも相当長い期間耐用年数が延びることになるわけでございます。いささか安堵したのでございますが、ところがそれもつかの間のものであったようでございます。この夏の新聞は、右のようなごみの減量傾向があるにもかかわらず、やはり六十三年度には飽和状態になる見込みであること、その最大の理由は、予想以上にプラスチックとか、いわゆるプラスチックリッチごみが大量であったこと、そしてその対策として市は、目下プラスチックの減容固化の技術の導入を検討していること、そういった報道があったのでございます。少しく嫌みな言い方をいたしますと、この処分場使用開始時にも、プラスチックだとか、あるいはプラスチックリッチごみ、あつたはずでございます。それが今後どんな傾向をたどるか、その見込みが甘かった、傾向把握がずさんであった、そんな指摘もできるかと思ひますが、それはともかくといたしまして、減容固化技術の導入の検討を開始したということ、大変結構なことでございます。もっとも、この埋め立て前処理技術としての減容固化、これも、プラスチック処理促進協会あたりでは通産省の指導を得ながら、すでに五十七年の秋ごろには開発を完成してははずでございます。いささか遅きに失した、そういう苦言もあり得るかと思ひますが、それもここではおくことにいたします。とにかく六十三年度には満杯という見込み、確かにそういうことなのでございましょうか。そして、その減容固化技術導入可否の検討、目下どのように進み、どのような方向が示唆されているのか、お尋ねしたいのでございます。

もっとも、第三次総合計画が取り上げております焼却場の増改修という事業もあることでございます。その中の処理、そういったこととの絡みもあるかと思ひます。両者一度に消化できれば、それにこしたことはないのですが、具体的には択一の判断が求められることになるかと思ひますが、この場合、焼却場の増改修の中で廃プラ処理ということも、もちろん十分にあることでございます。したがって、そういう検討角度もあり得るわけでございますが、廃プラ排出量の将来的予測のあいまいさ、したがって設計の基礎数字制定のむずかしさ、そして相当巨額な建設費が見込まれること、その他の事情なんかもありまして、また一方埋立場の将来的な有効活用のための地盤の固めと、そういった要請をあわせ考えますとき、全く素人の域を出ない感じだけのものでも恐縮でございますが、減容固化技術の導入に軍配を上げたい、そんな気持ちであることを一言申し添えておきたいと思ひます。

いずれにせよ、総合的で、かつ迅速な検討のまとめが期待されております。検討の現状、そしていつごろ結びがまとめられる見込みであるか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

なお、分別収集につきましては、先般小林博次議員が言われたことと同様でございます。重ねて言うところもございせんので、その呼びかけ強化を要望するにとどめておきたいと思ひます。

次に、塩浜地区関連事項についてをテーマとさせていただきます。

まず、塩浜病院問題についてでございます。大きな表題をつけておきましたが、内容は、塩浜病院の整備は現地整備が移築かという例の問題でございます。ご高承のとおり、この問題は、五十七年九月の全国自治体病院協議会の県に対する答申、そしてそれを受けた三重県地域医療対策協議会の五十九年二月の、移築整備が望ましいという結論を契機といたしまして、当地でにわかに具体的な問題としてクローズアップされてきたものでございます。当議会でも、去る六月議会におきまして大島議員がいち早く取り上げられております。その後、塩浜地区懇談会のメインテーマに

もなりました。また、新聞報道によりますと、県議会厚生常任委員会の席上、県は、結論は本年度予算編成作業中までに、そういったことで年内をめどに結論を出すことを明らかにした、そういうことでございます。事務的、技術的な日程、手続上こうなるのか、それとも世間が言っておりますように、この種のことはすべて選挙後だということなのか、その辺の事情はよく承知しておりませんが、県議会にはそういう経過があったらそうでございます。

また一方では、当初移転先の一つとしてうわさされておりました東亜紡跡地に関する話題を初めいたしました。ここではあえて取り上げませんが、巷間いろいろの話が流布されているようにございます。六月議会で大島議員は質問を結ぶに当たりまして、その都度状況を明らかにするようにと、抜け目なく念押しをされておりますが、その後の経過とか状況についてまずお伺いし、それを受けて再質問を設定したいと考えております。

次に、塩浜地区における公共下水道事業についてお尋ねしたいと思っております。この項につきましては、すぐれて技術的な問題でございます。一応再質問はしないつもりでおりますので、親切でわかりやすいご答弁を期待いたします。

小浜町周辺の事業がやがて完成の時期を迎えようとしております。いろいろとご苦労があり、それを克服されての成果でございました、敬意を表するものでございます。さて、いよいよ塩浜北部地域の事業に入るわけでございますが、ひとつ工事の範囲、完成のめど、そういった工事の概要を明らかにしていただきたいと思っております。

なお、この地域の道は比較的整然としたレイアウトになっておりますが、一般的に道路幅が狭いといった状況もあります。また、民家も多うございますし、中小の会社、工場が大変多いところでございます。期間中の交通対策等に格段のご配慮を煩わしいと思っておりますが、そういったことを含めまして、工法上の重点的な留意事項をどのように設定しておられるのでしょうか。場合によっては、詳細設計に入ってからということかもしれません。一応お聞きしておきたいと思っております。

以上で第一回目の質問を終わります。

○議長（喜多野 等君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時一分休憩

午前十一時十三分再開

○議長（喜多野 等君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長職務代理者。

〔市長職務代理者（片岡一三君）登壇〕

○市長職務代理者（片岡一三君） 私から塩浜病院問題についてお答えを申し上げます。

塩浜病院問題の経過と状況についてということでご質問がございましたが、経過について若干ご説明をいたします。この県立塩浜病院の整備につきましては、ただいま小川議員ご質問の中にもございましたように、昭和五十七年九月に、全国自治体病院協議会からの三重県立病院事業整備改善計画というものの報告に基づきまして、昨年十一月と、それから本年の一月に、三重県地域医療対策協議会が開かれております。そしてそこで、県立総合塩浜病院の将来構想につきまして協議がなされたところでございます。それで、この塩浜病院の性格づけにつきましては、高度の医療設備を備えた特徴ある総合病院にすべきであるという結論がつけられております。しかし、その問題でございます整備充実につきましては、現地整備か、またその他の場所での移転整備かというところにつきましては、県当局が慎重に検討して結論を出すべきであると、こういうふうな結論が結んでおるところであります。

これを受けまして本年二月に県の保健衛生部が私どもの方へ、移転整備の方向で私どもの方と四日市医師会に対し

て意見を求めてきたところでございます。それで、まず四日市医師会の方が四月十日付で県保健衛生部長あてに、移転整備には反対すると、こういった内容の意見書を提出いたしております。私どももいたしましたが、この塩浜病院問題については重大な関心を持っておりますので、関係部課によりましていろいろな角度から協議、検討をいたしました結果、やはり移転整備より現地での整備充実の方がベターであるというふうな一応の結論を得たところでございまして、この件につきましては、先ほど小川議員が言われましたように、去る六月の議会で市長から、大島議員の質問の際にもお答え申し上げたところでございます。それで市といたしましては、その旨、現地整備がベターであるというふうな内容の文書を、七月二日付で知事あて提出をいたしております。

それで、最近伺いましたと、塩浜地区の連合自治会においても、先月の八月二十四日に三重県知事、県議会議長に対して移転反対の陳情書を提出されておるようについて伺っております。この県立塩浜病院の移転整備か現地整備かという問題につきましては、やはり最終的には県が決めることでございますが、何といたしましても地元にも与える影響が非常に大きいということから、市といたしましては慎重に取り組み必要があるかというふうにご考えております。以上でございます。

○議長（喜多野 等君） 環境部長。

〔環境部長（樋口照一君）登壇〕

○環境部長（樋口照一君） 南部埋立処分場に関連した問題でお答え申し上げたいと思います。

まず、南部埋立処分場でございますけれども、これは昭和五十四年の八月から、埋め立て容積を九十一万立方メートルで、約十立方メートルを毎年使用するという事で、六十三年の七月までの九年間を使用するという予定でございました。ただ、その間、今日に至るまでの間に、資源化、減量化を図るというようなこととあわせて、廃棄物の排出者であります住民の方々に分別収集についてのご指導を申し上げ、いろいろ要請をしてきました結果、この廃棄物の埋立場へ搬入いたします量が年間七立方メートル程度まで減少をいたしましたので、この調子でいけば、六十五年度までは使用できるものだというふうに私も現時点では考えております。

なお、プラスチックのごみの問題でございますけれども、これにつきましては、カロリーが高いので高温発熱をして熱焼する、あるいは有害ガス問題等、種々問題提起が最近されておるわけでございまして、別途処理をすべく、家庭から排出されますごみに含まれておるものにつきましては、現在市内の数カ所に収集モデル地区を設けて、プラスチック類の別途収集をテストいたしております。ここで若干量なりの把握をしながら、今後全市域に広げていきたいというふうに考えております。しかし、プラスチックを別途収集して埋め立て処分をしていくことになりましたと、その形状から、容積が非常に大きくてもふむわしておる関係から、地盤安定上の問題もあるというふうなことで、事業所から排出をされます事業系のもを含めてこれらを分別し、減容固化をして埋め立てをしていくというふうにする必要があるだろうというふうに考えております。それがなおかつ埋立処分場の使用延長を図ることになるといふふうにも考えられるわけでございます。このプラスチックの減容固化設備につきましては、先ほどご指摘のように、ここ二年ほど前からいろいろ技術開発がされておるわけでございますが、それらの技術を持っておりますプラントメーカーや、実際に設置をしております他の都市の状況等も、いろいろ情報を現在集めておる段階でございますけれども、問題点といえますか、この処理過程で問題になりますのが、収集されてくるものいろいろなもの、完全に分類をしてもらっていないというようなことで、いろんな異物が入っておる場合の対策、あるいは雨が降ったり何かして、非常に水や何かがまじっているというような場合に、この溶融固化上いろいろ処理が非常にしにくくなるというようなことなどで問題があるというふうに伺っております。現にそれらの問題から稼働状態が非常に悪

いというような例も聞いておるわけでございますが、そんなようなことにつきましては、もう少しそれらの状況を観察しながら、今後収集のやり方や、あるいはその工程の前処理というようなものについても少し検討する必要があらうかと思っておりますので、そこらを見きわめながら、さらに住民の方々にどのように協力を求めていくかというようなことについてもあわせて検討し、いまの時点でいつというめど、はっきり申し上げられませんが、早急にこれらを検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、北部の清掃工場の増改修の問題について触れられておりましたので、若干この考えを申し述べさせていただきますとすれば、この工場の炉は、老朽化ということと、もう一つは、当初設計をしておりました熱カロリーの計算等との差というようなものもございまして、最近焼却能力の低下が見られるというようなことから、一炉ふやして、処理能力をもとと同じような形にしておくことを考えておるわけでございます。この建設計画に当たりましては、十分前の建設時の反省をいたしまして、特に耐熱カロリーのいいますか、その辺の強化を図っていくと、そして埋め立てへ搬入されております事業系の廃棄物についても可能な限り分別を徹底させて焼却できるように、その辺のごみ質も見きわめるような努力をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（喜多野 等君） 下水道部長。

〔下水道部長（前川鉦一君）登壇〕

○下水道部長（前川鉦一君） ご質問のございました塩浜北部地区の公共下水道につきましてお答えを申し上げます。

ご承知のように、塩浜地区の公共下水道事業は、現在分流方式により、雨水管と污水管を分けた計画で工事を進めております。

雨水対策につきましては、当地区の浸水解消を図るために昭和五十年より、都市下水路事業と並行いたしました

幹線管渠の工事を進めておりますが、現在、塩浜北部の海山道町、大井ノ川町地内におきましても鋭意工事を進めているところでございます。

一方、污水対策につきましては、昭和五十六年度から日永浄化センターの増設工事と並行いたしました管渠工事に着手いたしておりますが、このほど中継ポンプ場の工事も完成いたしましたので、小浜町、松泉町、大池町の一部地域におきましては、すでに水洗化が可能な状態となっております。塩浜北部、海山道町、大井ノ川町地内におきましても、計画に従いまして本年度から管渠工事を進める予定で、現在すでに試掘調査等、一連の工事に着手をいたしているところでございます。しかしながら、当地区一帯は、ご承知のように道幅も狭く、工事も相当困難な箇所もございまして、施工に際しましては、地区住民の方々を初め関係者の方々とも十分ご協議を申し上げます。ご指摘のございました工法等につきましても、一部については特殊工法を検討するなど、できる限りの安全対策を講じながら事業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。以上でございます。

○議長（喜多野 等君）

〔小川四郎君登壇〕

○小川四郎君 ご答弁ありがとうございます。再質問ないし要望をさせていただきたいと思っております。

まず、南部埋立処分場に関連してでございますが、どうやらその命数、やはりあと数年ということのようでございます。その程度の命数は本当にあとという間、つかの間のものでございます。しかも、南部の例で言いますと、建設だけで三年ぐらいかかっております。もちろんご如才なくポスト南部処分場のことをいろいろお考えになっておると思いますが、万が一にもおくれをとることがないよう、引き続きのお骨折りを要望しておきたいと思っておりますが、一応ポスト南部処分場につきまして、ただいま現在描いている計画だとか構想だとか、そういったものがあればお聞か

せ願いたいと思っておりますが、先ほど後藤議員に対するご答弁の中で、産業廃棄物と港との関連が出ておりますが、これもその中で関連して考えていいのかどうか、その点だけちょっとお伺いしたいと思っております。とにかく引き続きまして精力的なお骨折りを要望しておきたいと思っております。

次に、塩浜病院問題関連の再質問と要望をさせていただきます。六月議会におきましても、また塩浜地区の懇談会におきましても、またただいまの経過報告の中にも若干そういったニュアンスがあったかと思っております。現地で整備充実のご意向を表明されております。私はこれを全面的に支持し、高く評価し、成果を期待するものでございますが、それだけにまた気になり、心配な幾つかの事柄がございます。それらにつきまして市のご見解に接したいと思っておりますが、そういった心配事、あるいはこれからお尋ねする幾つかの事項以前に、この問題につきまして私なりに自問自答を繰り返しているテーマがございます。一口で言えば、文字どおり立ち立てればこちら立たないという、言うならジレンマでございます。四日市によりすぐれた機能を持つ医療機関ができるだけ早く確実にできるということ、これは四日市市民にとって至極ありがたいことでございます。だれにも異存のないところでございます。

しかし、いま問題になっておりますことは、それをどこに求めるか、どこで整備するか、現地か移築かというローカルな、いわば副次的な事柄でございます。答申を受けました県の意向は、現段階では一応移築ということのようでございますが、四日市市民の基本的な肯定というよりは、もっと積極的な、とにかくできるだけ早くいい病院をという期待と、いままですの病院を抱え、信頼し、誇り、協力もしてきた塩浜地域の人々の悲しいまでに熱心な、ぜひ現地に存続させていただきたいという願いと絡み、これをどのように調整して、スムーズにかみ合わせ、すぐれた機能の医療機関をできるだけ早く確実に実現し、四日市の市民に供するのか、そのためには何を考え、どこに力を入れて手綱さばきをしりたいのか、そんな他愛のない自問自答でございます。このことにつきましては、これ以上深く

立ち至るつもりはございません。ただ一言、抜かりなく、できるだけ早くいい病院をという念押しと、そして絶えず深刻な問題認識を固めていただきまして、これからお伺いすることにつきましての答弁に当たりまして、心の片隅にでも置いていただければ幸いですと思っております。

そこで、再質問の一番目でございます。いまもお話があったところでございますが、とにかく問題は県立病院に関するところでございます。その計画には、おのずと県の立場とか視野での計算があり、またニーズの展望があることかと思っております。移築整備という、この辺若干後でも申し上げますが、理解が違いますが、答申じゃないんですが、結論もあつたようでございますが、いずれにせよその最終的意思決定の機関、権限は県そのものでございます。そういった意思決定構造にどういうぐあい、何を武器に接近して、肉迫して、そういうことができるだけ早く、そして現地にという目標に入り込んでいくのか、いけるのか、そういう心配でございます。市長の政治力とか、あるいはスタッフの交渉力といったものがあるかもしれません。しかし、政治力とか交渉力の中身はまことにあいまいでございます。具体的にはよくわからないしろものがございます。私にわずかにわかる、思いつく、わずかな具体的な手だての一つは、これまた大変安易な表現で恐縮でございますが、意思疎通とかコミュニケーションといった程度のものでございます。

しかし、ただいまご答弁のあつたその後の経過状況からも、文書で知事に出したということでございますが、全体的にうかがえますことは、この問題についての県の側との接触、余り濃密なものがないようでございます。相手は、市の意向に味方する地域でもなければ医師会でもございません。県でございます。いつ、どんなレベルで、どんな交渉なり接触があり、そしてそこにどんな感触があつたのか、お聞かせ願いたいんですが、余りお話し願えるものがないようでございます。なければなくて、それはいたし方ないことでございます。もういたずらに批判めいたことは

この際申し上げません。それより今後のもくろみであり、抱負なり構想なりに接したいと思えます。県との意志疎通でありますとかコミュニケーションにつきましては、私が三月の代表質問で取り上げたばかりのことでございます。もっといろいろなレベルでよく話し合いなさい、そう言ったばかりでございます。同じ代表質問で粉川議員も同様趣旨の主張を展開されました。また、昨年の代表質問では古市議員も熱心に説かれたところのことでございます。にもかかわらず、そういうふうによく遺憾の意を表明いたしながら、接触強化、これからのもくろみについてお尋ねしたいと思えます。とにかく新聞報道によりますと、「結論は年内にめど」、そういうことでございます。そうなること、いままさにその正念場ということでございます。ひとつ接触強化ということにつきましてお尋ねをしたいと思えます。それから、この問題の経過、私といまご答弁のあった理解と多少違うところがございまして、申し上げますのは、全国自治体病院協議会ですか、これは確かに塩浜病院の整備を取り上げておりますが、現地整備が移築整備につきましては、今後の問題として留保されたこと、これは共通の認識でございます。二年前でございます。それを継承した三重県地域医療協議会、これは私の知る限りでは、やはり県当局で検討する問題だという前提ではあります。そして、賛否両論を併記しながらも、当協議会としては移築が望ましいものと考えて、そういう方向を打ち出しておるとい認識でございますが、いずれそれはともかくといたしまして、いまにして思いますと、全国の協議会から三重県地域何がという協議会へのバトンタッチの仕方でありまして、審議の流し方でありまして、その辺にもすでに計算し尽くされた何かがあった、そういうふう疑って疑えなくはないこともあるわけでございます。ずいぶん起伏の多い二年間であったわけでございます。これまた、その間何をしていかと、行政批判の材料になるかもしれませんが、それもお互い今後には生かす反省材料と、そういう認識にとどめまして、以上に関連いたしました二つほどお伺いしたいと思えます。

これらの機関は、形式的にも実質的にも相当権威があり、実力もある機関かと思えます。顔ぶれもそうそうたる方々ばかりでございます。顔ぶれに見合った充実したスタッフも当然あつたはずでございます。それが長い時間をかけて、建築工学的な分野にまで視野を広げ、綿密に資料を集め、その結びが、先ほど申し上げました私の認識ですが、移築整備が望ましい、そういう方向なのでございます。その結論に対抗して市の意向を、そういった報告を受けた県に向かつて具現していくためには、当方にも相当緻密で広範な理論構成がなければならないと思うのですが、現状で見ると、論理も、問題にタッチしているスタッフも貧弱な感じをぬぐい得ないのですが、いかがなものでございましょうか。熱意とか誠意とかで念願が成就するのは、もう浪曲の世界ぐらいのものでございまして、市の意向を実現するのに、市の知恵をいかに結集し、論理を構成されていくつもりか、お考えに接したいと思えます。

それから、この種の機関が示唆する方向なり結論、これは公立病院の建設でありますとか、あるいは増改修にどのような重みといたしますか、実効性といいますが、影響力があるものか、お伺いしたいのでございます。問題に取り組むには、やはりそのことたどる道筋の見通しが必要でございます。そこにおのずと対応の仕方も考えられるわけです。また、状況の変化をいち早く洞察する素地ともなるわけでございます。本来なら、この問題の行方をどう見通していらっしゃるのかとお聞きしたいところでございますが、いまお聞きしてもその答えは無理かと思えます。そこで、私なりの見通しの材料の一つとしてお伺いした次第でございますが、こういった機関は場合によっては、公立病院建設に伴う起債業務の自主的なチェック機能、表向き、裏向きは別といたしまして、そういう機能も持っているのではなからうかと。全くの門外漢ではございますが、そんな憶測もしているのでございます。全国的に見て、あるいは三重県下の事例からでも結構でございますが、その辺の事情についてわかるところがあればお示し願いたいと思えます。

以上、大分くどくと申し上げましたが、要は市のご意向大変結構であります。意欲のほどにも称賛を惜しみませんが、その内外に向かつて示された意向を実現するための具体的な方策を、もっと深刻な状況認識のもとに取り上げていただきたいと思うのでございます。

先日の議員説明会で伊勢線のお話がありましたとき、対策がないのではないかと、すかさず山本議員から厳しい、しかし大変適切なご提言がありました。この問題につきましてでもまさに同様かと思えます。いずれにしても、塩浜病院の現地整備が移転かという問題、病院の内外に大変大きな波紋を描いております。ある人は驚き、ある者は大変困惑しているというのが実情でございます。内外の事情もよくご承知の上、格段のご努力を要望しておきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○議長（喜多野 等君） 市長職務代理者。

〔市長職務代理者（片岡一三君）登壇〕

○市長職務代理者（片岡一三君） 再質問で、いろいろご意見なりご提言もちょうだいいたしましたわけでございますが、まず産廃関連からお答えいたしますと、管理組合の方の埋め立て整備計画へ私どもが産廃の処分場として要請するという中には、当然産業廃棄物と一般廃棄物と両方を含んでおるといふうにご理解いただきたいと思えます。

それから、私の答弁の中で多少小川議員との食い違いがあるという点でございますが、この三重県地域医療対策協議会の中での結論づけにつきまして、私が聞いておる範囲は、先ほどご答弁申し上げたように、県当局が慎重に検討の上結論を出してほしいということでございますが、再度一度確かめてみたいと思えますので、ご了解いただきたいと思えます。

それから、塩浜病院についての移転整備か現地整備かという点でございますが、その点に関して県との接触はどうかという点でございますが、現段階では、県保健衛生部の部長さん以下の担当者の方と私どもの方の環境部とで情報交換をやっておるといふことでございます。

ただ、この移転整備につきましていろいろ県ご当局では、大局的な見地からというふうなことも言っておみえのようでございますが、私どもは、先ほど来申し上げましたように、ぜひ現地で整備をという要望をいたしております。ただこの際には、現地整備となりますと、やはり医療業務をやりながらということにもなりますし、さらには現在の病院の敷地が狭隘だということから、隣地に新たに何千平米かの敷地も確保しなければならぬということ、そういった技術上の問題、経済性の問題、いろいろあるかと思えますが、先ほど来の小川議員のお話のように、市といたしましてはぜひ現地で整備をしてほしいということを引き続き強く要望、要請をしてみたいと思えます。ご指摘のように、その際にはやはり現地整備がベターであるという点についての理論武装もしていかなければならぬと思えますので、今後私どもなりにいろいろ研究検討いたしてまいりたいと、こういうふうにご考えております。よろしくご指導、ご協力をお願いいたします。

○議長（喜多野 等君） 環境部長。

〔環境部長（樋口照一君）登壇〕

○環境部長（樋口照一君） 少し補足をさせていただきます。

確かに小川議員がご指摘のように、地域医療協議会の中では、移転ということも含みを持ちながらも、それぞれ賛否両論を併記した形で答申が出されておるといふふうに乗っております。

それから、この塩浜病院の位置の問題、いわゆる医療機関の配置とのかかわりがあるわけでございますけれども、

これにつきましては、その地域ごとに診療科目なり、あるいは病院、診療所などの配置が、人口あるいはその地域の形態などとの関連で、いいのかわかるといふようなことも対象になるわけでございまして、そういう意味から私ども医師会さんの方といろいろ議論を、意見を交わしておるわけでございますが、私どもが現地で整備をという要望をまとめました中で、これらが塩浜地域のあの周辺の地域の診療体制といえますか、住民が医療サービスを受けられる診療機関が、それぞれ特定な科目については五つほどございますけれども、その地域すっぱりと抜けてしまうというふうなおそれが一つございますし、それから仮にほかへ移転をした場合、その移転先がどこかということによっても変わるわけでございますけれども、その移転先には逆に診療科目が重複し合って、それぞれ別の形で問題が起きるのではないかとということも、医師会あたりとの意見調整の中では出ておるわけでございまして、その辺を踏まえた形で、何とか現地で整備をお願いしたいというような意味の要望をまとめて提出したものであることを、この際少し補足をさせていただきたいと思います。

○議長（喜多野 等君） 小川四郎君。

〔小川四郎君登壇〕

○小川四郎君 ご答弁漏れがありましたので、ひとつお聞きしておきます。

全国自治体病院協議会、そういったものが、公立病院の建設あるいは増改修についてどういう影響力を持っておるか、実績みたいなものがあればお伺いしたいということを、さっき申し上げておいたんですが、ご答弁漏れておるようでございます。よろしくお願いします。

○議長（喜多野 等君） 環境部長。

〔環境部長（樋口照一君）登壇〕

○環境部長（樋口照一君） ご無礼をいたしました。申しわけございません。

この自治体病院のあり方についての検討機関でございますけれども、すでに皆さん方ご承知のように、なかなか公立病院、特に地方自治体が経営をいたしております病院につきましては累積赤字の問題というのがいろいろさやかれておるわけでございますが、それらの対応をどうするかというように、そういう病院を経営する者自体でいろいろな検討をし、その中でお互いに知恵を出し合うというような組織でございまして、特にこれが絶対的な決定力行使していくというようなものではないというふうに聞いております。以上でございます。

○議長（喜多野 等君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時四十八分休憩

午後一時二分再開

○議長（喜多野 等君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

水野和子君。

〔水野和子君登壇〕

○水野和子君 通告に従いまして質問させていただきます。

十五日は敬老の日でございます。いまのお年寄りの多くは、あの十五年戦争と言われます長い侵略戦争の中を生き抜かれて、また戦後はあの混乱の中で国の復興のために尽くしてこられた方々でございます。世の中の発展のために尽くしてこられましたこの方々が老後健やかに、しかも安心して生活が送れるようにするのが、国の務めであり、行政のあるべき姿ではないでしょうか。しかし、昨年二月には老人保健法が施行され医療費が有料化され、だんだん福

社の後退がなされようとしてきております。平均寿命の伸びと出生率の低下によって人口構成の高齢化が急速な勢いで進み、国全体の経済や社会のあり方にも無視できない重要な影響を与えることになるでしょう。高齢者社会に向けて総合的な老後保障を確立することは、今日の重大な問題になりつつあります。豊かな老後を保障するために、まず第一に年金の改善、第二に健康な老後を送るための医療の改革、第三に行き届いた在宅福祉と福祉施設、第四に住みよいゆとりのある住宅、第五に高齢者雇用の促進、この五つの対策を総合的に推し進めることが何よりも大切であると思っております。

最近では、物の福祉より心の福祉が大切だと盛んに言われてきております。一面もったもなことだと思っております。しかし、それが行政が不十分であるのをボランティア活動や民間に押しつけて、心の福祉ですりかえようとして使われているように思うこともあります。福祉の心を育てるには、やはり福祉にお金を注ぐことが何よりも大事ではないかと思っております。高齢者社会の高齢者の福祉対策は、これまでひとり暮らし老人、寝たきり老人を対象とした施設福祉の充実に向けられていましたが、最近では在宅福祉の重要性も認識されてまいりました。在宅福祉に欠かすことのできない家庭奉仕員の増員を図り、その勤務条件や処遇の改善、研修の強化による資質の向上を図り、保健婦さんや看護婦さん、ケースワーカー、ボランティアなどそれぞれの役割を生かしたネットワークの整備を図るべきだと思っております。また、家庭にとって介護の負担は想像を絶するものがあると思っております。家族の疲労を軽くするためにもショートステイの期間を大幅に延長するとともに、高齢者を夜間のみ保護するナイトケアサービスなどの実施も考えていただきたいと思っております。地域での老人対策の総合的なネットワークや、さらにナイトケアサービスなど市の積極的な対策を強く求めます。ご見解をお伺いしたいと思います。

次に、住宅の問題です。高齢者が地域社会の中で安全で快適な生活を営むことができるような住宅環境の整備が必要であると思っております。先日三重団地の福祉住宅へお邪魔をいたしました。九月二日の防災訓練の際、ご老人や障害者の方々は動くのが大変でございます。学校へ避難をするのも難儀なため出てももらえず、自治会長さんはずいぶん困ったと話しておられました。実際に地震や火事が起きたらどうされるのだろうかと思うと、背筋の寒くなる思いをいたしました。緊急時の通報や避難誘導の手段の確保を早急にしていただくよう、一カ所に高齢者の方々が住居を持つのでなく、地域の中で豊かな人間関係を保ちつつ老後生活が送れるような高齢者向け住宅がぜひ必要だと思っております。今後の高齢者向け住宅の建設について、市の計画とともにその建設の理念についてお伺いしたいと思います。次に、高齢者雇用についてでございます。働く意欲のある高齢者に働く機会を提供することは、経済的な面だけでなく社会参加の場の確保といった多様な意義を持つものでございます。高齢者に見合った仕事づくりに力を入れることが望まれます。たとえば、兵庫県の伊丹市ではシルバー人材センターが、生きがい工場という作業所でふすま張りや中古自転車の再生、畳の表がえなどグループに分けて仕事をしているそうでございます。ふすまの部で働く会員は、元商社マンとか旋盤工、大型クレーンを扱っていた人と、ふすまとは全く縁のなかった人ばかりでございます。中古自転車の再生は、放置自転車を市が撤去し、一定期間に所有者が名のり出なかったものをごみとして処分する、それを譲り受けたもので一年間に二百台を再生し、市民に一台四千五百円で販売し百万円を売り上げたそうでございます。そのほか大工、左官など技能を生かす便利屋、草取り、子守りなど補助的な仕事もしております。四日市でも地域に根差した窯業などの地場産業、伝統産業などは、高齢者の知識や経験を生かすことのできる分野であると思っております。高齢者は必ずしも収入を直接の目的としない、いわゆる生きがい就労、福祉的就労の場や機会を確保することも必要であると思っております。今後、高齢者の仕事の確保をどう進めるのか、高齢者のための作業所や福祉工場の展望も含めてその決意のほどをお聞かせ願いたいと思っております。

最後に、心身の健康の問題でございます。長い老後を健康で充実したものにすることはきわめて大切でございます。普段からの早期発見、早期治療、予防等の健康管理体制の整備が大切です。ぜひ保健事業の実施に当たっては、訪問指導など保健活動の推進をするための保健婦の配置、リハビリテーションなど専門施設に専門職員を配置してほしいと思います。高齢者福祉の諸施策におのおの縦割りに実施されているものが多く、今後は総合的に高齢者福祉問題を取り扱う課を設置されたいと思います。保健婦、ヘルパーなどの職員の今後の増員計画、さらに老人問題を総合的に扱う老人課の設置について前向きな答弁を求めるところでございます。臨調、行革で国の老人施策がどんどん後退しています。最近の新聞報道で、来年度国家予算の各省の概算要求が出そろいました。そこでも国庫補助率の一〇％カットで地方自治体に負担を押しつけようとしております。こうした国の福祉行政に毅然とした態度で、市はお年寄りを守っていただきたいと思っております。

以上、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（喜多野 等君） 市長職務代理者。

〔市長職務代理者（片岡一三君）登壇〕

○市長職務代理者（片岡一三君） 私から老人施策につきまして総合的にその考え方を簡単に申し述べさせていただきます。と思います。

ご承知のように、いまやわが国は世界での最長寿国になっておりますし、高齢化社会への対応は国、地方を問わず最も大きな問題であろうかと思っております。四日市市の六十五歳以上の高齢人口は、この十年間で一・四倍にもふえておりまして、現在二万四千三百五十七人の六十五歳の方がお見えでございます。人口の九・四％を占めております。このうち寝たきり老人は四百六十二人、ひとり暮らし老人が千八十五人となっております。また一方、

施設入居者につきましては、養護老人ホームに百五十九名、特別養護老人ホームに二百二十二名、合わせて三百八十一人が入所されておられるという状況でございます。こういった老人福祉をめぐる諸情勢といえますのは、人口高齢化の進展なり核家族化の進展、また家族機能の変化などによりまして福祉に対するニーズというものが大変多くなっております。また多様化をしておるところでございます。

それで、本市といたしましては、従来から在宅におけるきめの細かい福祉のサービス等の充実を努めているところでございますが、いま水野議員いろいろ家庭奉仕員の増員やらショートステイの期間の延長、ナイトケアサービスの実施等、いろいろお聞かせいただいたところでございますが、やはり老人みずからが地域社会の一員として健康で社会活動に参加をして生きがいが高められる社会であると、こういったことを基本として私どもといたしましては今後とも各種の施策を講じてまいりたいというふうに考えておりますので、ひとつご理解を賜りたいと思っております。

以下それぞれ個別の問題につきましては、担当部長の方からお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長（喜多野 等君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） お答えいたします。

老人福祉を考えた場合に地方行政といたしまして一番重視していかなくてはいけないのは、やはり在宅福祉の充実だと思っております。こうした考え方の中でホームヘルパー制度の充実、あるいは寝たきり老人の訪問看護制度の実施、あるいは給食サービス、入浴サービス、あるいは国の制度ではございますが、日常生活用具の支給、あるいは福祉電話の設置、あるいは施設においてその施設の社会化という一面を在宅福祉に及ぼすという意味におきましてデイサービス事業を実施していただく、あるいは先ほど水野議員が申されましたようにショートステイ制度、そうしたものを積

極的に進めてきておるわけでございます。こうした中でそれぞれの施策のやはり連携を保っていくということは非常に大切なことだと思いますので、こうした面の連絡協議を常々進めておるわけでございます。さらには地域の方々も参加して在宅福祉の充実を地域ぐるみで図っていただきたいということで参加をお願いしておる次第でございます。そうした中で特に私たちといたしましても、根幹的に考えていかななくてはいけない施策といたしまして、家庭奉仕員制度をまず一つ考えておるわけでございます。この制度につきましては、現在二十六名の家庭奉仕員が、これは老人だけでなくて障害者も含めて対応しておるわけでございます。さらに、地域と連携をとっていくという意味におきまして、こうした家庭奉仕員の地域との連携を強化していくことを考えておるわけでございますが、それと同時に、パートのホームヘルパー制度をつくりまして昨年度よりモデル的に現在五カ所に設置しておりますが、その制度につきましては五名でございますが、さらに今後増員を図ってまいりたいということで考えておるわけでございます。また、ショートステイの制度でございますが、それぞれ家庭の事情がございまして、たとえば病气、たとえば法事等の問題もあると思えますが、介護に当たっている方々がめんどろを見られないという場合にこのショートステイを利用していただくということでございますが、現在小田山特別養護老人ホームの方でお願いしておるわけでございます。しかし、今年度西坂部の方へ新しく老人ホームの建設にかかっておりますので、そこでもこのショートステイ制度を実施してもらいまして、さらに拡充できるように考えてまいりたいと思っております。現在二週間という期限がついておるわけでございます。しかし、これはいたし方がないと思っております、要するにたくさんの方がそれを利用していただけるようにひとつ考えていきたい。

なお、ナイトケアサービスのお話ございましたが、これにつきましてはこのショートステイの制度で代行できないだろうかということを考えております。

次に、老人向けの住宅整備の方針につきましては担当部局の方から答弁いただけると思いますが、三重団地の災害時の対応の問題が出てまいりました。この三重団地には、老人及び身障住宅が大体五十戸ぐらいが集中しておるわけでございます。こうした中で災害時にどのように対応していくかということについては、私たちにおきましても安心して生活できる場を確保するという意味におきまして、大変大きな課題だと思っております。幸い消防本部の方におきましてひとり暮らし老人等の家庭に対しては、火災報知機を設置していただいたという経過もございます。また、災害の折には確かに防災対応をする上におきましてその地域の連帯だけで、この全体のお年寄りの方あるいは障害者に対応するということは非常に無理があると思っておりますので、地区市民センターに警戒配備される市の職員、そうしたものを利用しまして、こうした災害対応については具体的に考えてまいりたいと考えておるわけでございます。

次に、高齢者の雇用の問題でございますが、現在四日市におきましてはシルバー人材センターを設置しまして、非常に順調な活動を進めていただいております。こうした中におきましても、たとえばふすま張り等につきましまして、その事業の中の重点事業と考えておりまして現在のシルバー人材センターの事務所を二階を活用しまして、福祉工場のような形をとっておるわけでございます。確かに放置自転車の再生だとか、あるいは地場産業との連携というようなことを考えて高齢者の生きがい就労を高めていくことも考えられるわけでございますが、現状といたしまして、シルバー人材センターの機能をさらに發揮できるように考えながら、いろいろ提示されました方法論につきましてはこうした法人の方々とも十分協議していきながら進めていきたいと思っております。

○議長(喜多野 等君) 建設部長。

〔建設部長（島内清治君）登壇〕

○建設部長（島内清治君） ご通告の中の住宅問題につきまして、現状を交えましてご答弁をさせていただきます。昨今の高齢化社会に向かいつつある現状の中で住宅政策に配慮をするというようなことも非常に重要なことであると考えております。そこで、現在住宅の質の向上策の一端といたしまして、住戸改善事業を行っておるわけでございますが、その住宅の入居基準、これは一般の世帯でございますと五人以上を対象にいたしております。しかし、こういったご老人の見える世帯につきましては四人以上という緩和策もとっておるところでございます。ご質問の中にもございました三重団地の老人専用住宅でございますが、現在二十七戸あるわけでございます。そのほとんどに入居していただいておりますというのが現状でございます。

また一方、新築の住宅につきましてはいろいろ配慮を考えまして、一階部分に老人用の世帯にお住まいをいただくように一定の枠を決めて今後進んでいきたいと考えておるわけでございます。今後は老人の住宅政策につきまして、前向きに検討をいたしまして推進を図っていききたいと、かように考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（喜多野 等君） 水野和子君。

〔水野和子君登壇〕

○水野和子君 ご答弁いただいたわけでございますが、施策につきましては、四日市ではほとんど広く浅くやっていただいております。片岡助役からご答弁いただきましたけれども、市の高齢者社会に向けての対応の仕方、今後どのようにされるのか、もっと大きな視野に立って施策をされるように希望いたしました。私の質問を終わらせていただきます。

○議長（喜多野 等君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 通告に基づいて三点質問いたします。

第一点は、財界本位の臨調路線の市に与える影響とその対応についてでございます。

ご存じのように、昭和五十六年から第二次臨調の基本答申に基づき福祉、教育切り捨ての臨調にせ行革が取り組まれてまいりました。現在では地方自治体が臨調路線を積極的に進めています。地方自治体によってその実施内容に幾分かの違いがあります。そこで自民党・政府は、すべての自治体が住民に攻撃をかける地方行革をやらせるために地方臨調を発足させ、国の権力で推し進めようとしております。去る七月二十五日に臨時行政改革推進審議会から、当面の行政改革推進方策に関する意見が政府に提出されました。その内容は、今後の行革の重点を地方の行革に置き、憲法で保障された自治の本旨を否定し、地方自治体に対する国の介入、支配を強化することによる地方自治体の国の下請機関化を一段と強めるものであります。

そこで、お尋ねしたいのは、臨調路線に対して全国知事会を初め地方六団体も、地方への財政負担転嫁に反対し地方交付税増額の確立など国の財源保障の責務を要望しておりますが、この中で臨調路線の影響を四日市市も当然受けております。一体どれだけこの臨調路線の影響を受けているのか、あるいはその中で国が示したそのものをストレートに受け入れた分と一部手直しして受け入れた分があるかと思いますが、この点について明らかにしていただく。また、そのことが金額的に見ましてどれだけ市民に負担をかけてきたのか、そういった点を明らかにしていただきたいと思っております。

ことしの国会で健康保険法の改悪が行われ、いよいよ十月一日から実施をされますが、母子家庭並びに障害者の方

が健康保険に加入している場合今後一割本人負担がかかってきますが、この救済を行うべきだと思いますが、どうされるつもりか、お尋ねをしたいと思います。

また、退職者医療保険が制度化されることによって国民健康保険への国庫補助金が現行医療総額の四五％となっております。今後三八・五％と六・五％も減額をされるわけでございます。そのことによって国保加入者は保険料が上がるのではないかと心配をしております。国保会計への及ばず影響と今後の見通しについてお尋ねをいたしたいと思います。

また、この健康保険の改悪によって、患者ばかりでなくて市立病院においても窓口での医療費請求件数が激増すると思えますが、その見通しと職員配置をどのようにして対処されようとしているのか、あるいは市立病院での待ち時間が長いと、こういった声も聞くわけでございますが、このことによる待ち時間への影響はどうなるのか、その対策についてお尋ねをしたいと思います。

政府の六十年度の概算要求を見ますと、福祉、教育への予算が減額され国民への負担がふえる、あるいは地方自治体の負担がふえることは明らかであります。保育園の保育料並びに市営住宅の家賃についてお尋ねをしたいと思います。今日の不況の中で市民生活は圧迫をされています。共働きをしなければ生活が維持できない、こういう状況の中で保育料は負担の限度に達しております。そういう中で来年度について保育料や市営住宅の家賃は値上げをすべきではないと思えますが、どのように考えてみえるのか、お尋ねをしたいと思います。

また、市が進めてきた行財政改善整備計画の進捗率が八五％だとのことでございますが、これによって財源は市としてどれだけ生み出したのでしょうか、あるいはそれらのうち市民に転嫁された分はどのくらいでしょうか、明らかにしていただきたいと思えます。

第二点は、公災害問題と今後の産業政策についてであります。

五十九年五月に四日市商工会議所が石油化学コンビナートを中心とした主要十四社に対してアンケートをとり、四日市臨海工業部企業実態調査をまとめました。その報告書では、十年前と比較して従業員数は一万二千人から一万一千人と約六・四％減少しているし、新規採用についても半減をしている、あるいは市税率の伸びも低下を来している、こういった点が明らかにされております。そしてその中で、企業からの行政への要求として、一つは、工場立地法で緑化基準二五％が義務づけられているが、この法を弾力的に運用してほしい、二つには、公害健康被害補償法に基づく公害指定地区解除の要件の明確化、三つには、土地保有税などの税制面の配慮などの種々の要求が出されております。これを受けて八月三十一日、低迷を続ける四日市地域の石油コンビナートの活性化を目指して県と四日市、四日市商工会議所が「四日市地域石油化学工業等活性化推進対策会議」を発足させました。この会議は非公開であったのですが、企業からは、一つには公害健康被害補償法に基づく公害指定地区解除の要件の明確化、二つには工場立地法の緑地二五％の義務づけの緩和、三つには公害の町のイメージチェンジなどを企業側が要求したそうでございます。この会議には市はだれとだれが出席し、この企業の要求に基づいてどう答えてきたのか、明らかにしていただきたいと思えます。

すでに公害の町のイメージチェンジでは、広報で公害がなくなると特集を組んだり、小学校の三、四年生の社会科の副読本では「公害がなくなった」と教科書の改ざんを行うなど市の立場を見ておりますと、コンビナートの要求に基づいて無批判に追隨していると思えません。コンビナートを誘致するとき、税金、雇用もふえ、四日市が発展すると鳴り物入りで誘致したわけでございます。本当に市民にとってプラスであったのでしょうか。先ほどの四日市臨海工業部企業実態調査によりますと、雇用、税金の面でも余り期待するほどのものではなかったことが明らかに

されております。ところが、コンビナートにより公害をまき散らされた結果、市民は公害を避けて丘陵地帯へ疎開する、そのことによる保育園、幼稚園、小学校、中学校など公共施設の建設、道路網の整備、あるいは緑の山の乱開発による排水問題、海岸線におけるコンビナートの地下水のくみ上げによる地盤沈下対策などに多くの費用を投じなければなりません。一度市としても四日市のコンビナートの功罪というのか、損益計算書と申しますか、この実態を数字的に明らかにすべきだと思います。明らかにされるつもりはあるのかないのか、お尋ねをしたいと思います。そのことなしにコンビナートの活性化問題を語ることはできないと思います。

東海沖地震がいろいろ言われている、四日市におけるコンビナートの問題があるにもかかわらず、対策が明らかにされておりませんし、県は被害想定をしたところ被害の大きさに、余りの大きさに驚きその想定を隠してしまいました。市としてもそれだけの被害が予想されるにもかかわらず、被害想定をいままなお行おうとしておりません。市民の生命、財産を守る立場から被害想定を明らかにしてその十分な対策をとるべきであります。いつまでに行おうとされるのか、お尋ねをしたいと思います。

今度環境庁と厚生省が、最近ごみ焼却場の焼却残灰から猛毒のダイオキシンが検出されたり、化学物質による化学地下水汚染が進行していることを重視、今月中にダイオキシンなどの緊急共同実態調査に着手することを決めたようでございます。全国で五十カ所となっているようでございます。この四日市は調査対象に応募していくつもりがあるのかないのか、お尋ねをします。

また、四日市において塩化ビニルモノマーが霞、午起地域で、アクリルニトリルが六呂見、川尻地域で検出をされております。これは未規制物質ではありますが、危険性は十分ありますので、規制対象に入れるように国に働きかけると同時に、市独自でも規制をすべきだと思います。どのように考えているのか、お尋ねをします。

かねてからコンビナートを結ぶ配管の点検について指摘をしてまいりました。今年度海山道地域におきまして公共下水道の工事が行われます。それに合わせて海山道において民家の軒先、道路に埋設されてある配管のチェックを全線行うべきであると思います。具体的にこの対策がとられているのかどうか、お尋ねをしたいと思いますし、民家の軒先の地下埋設配管については共同溝などへの移設を行うべきだと思います。どうコンビナートに働きかけ、市民の財産と安全を守ろうとしているのか、お尋ねをしたいと思います。

質問の最後は、公共用地の取得と利用の問題についてでございます。財産管理を十分行う、あるいは公共用地を効率的に運用する、このことは行政にかけられた責務でございます。そこで、お尋ねいたしますが、一つは、三重地区市民センターの西隣の用地の問題でございます。この用地は、昭和五十七年三月に四千五百万円で購入をされておりますが、その後二年間使われもせず草ぼうぼうのまま放置をされております。この用地は土地開発公社が持っておりまして、市が買うときは金利を含めた価格で買うのでしょうか、金利を幾ら安く見積もっても、八割として計算いたしますと年間三百六十万円からの金利がつかます。この二年間だけでも七百二十万円の金利がついているわけでございます。この先何年この用地を放置しておくのでしょうか、また、どんな目的で使おうとしているのか、計画を具体的に明らかにしていただきたいと思っております。

二つ目には、私のところに投書がありました。投書された方が塩浜駅前を南の方へ通っていきますと、昭石の引き込み線を越えたところに塩浜大治田線の高架がございますが、この高架の下の用地をある建設会社が不当に使っているのではないかと、いつも通るたびに不思議に思う、なぜなのかと、こういう投書があったわけでございます。この用地、高架が昭和三十四年ごろに建設された、その後二十数年間無料で使われていたということでございます。いつまでもこのような状況が続けていることは許せませんし、建設会社と交渉し明らかにすべきでありますし、しかも、この

高架下の公園用地がござりますが、その公園用地の前までこの建設会社が事務所と申しますのか、小屋を設置してわがもの顔に使っているわけでございます。こんなことは許されるわけにはまいりませんし、いつごろをめどに、どう具体的に解決されるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（喜多野 等君） 市長職務代理者。

〔市長職務代理者（片岡一三君）登壇〕

○市長職務代理者（片岡一三君） たくさんのご質問をいただいたんですが、私からは第二点目の公災害問題と今後の産業政策ということについてご答弁申し上げたいと思います。

石油化学コンビナートの功罪についてでございますが、コンビナートが立地することによって総合的なメリットとしましては、先ほどもおっしゃいましたように、直接的には税収入の増加であるとか雇用の機会の増大、また下請関連企業の活性化、さらには市民所得の増加というふうなものが挙げられると思います。さらに、間接的には都市基盤整備の促進であるとか、商業サービスの活性化などが挙げられるわけでございますが、やはり石油化学コンビナートからはその税収が一番私どもといたしましては直接的なメリットということになろうかと思っております。若干低下はいたしておりますけれども、市税全体の約三〇％を現在占めておりまして、大きく市財政に寄与しておりますというふうに考えております。また、雇用の機会の増加ということにつきましては、工業統計調査等によりますと昭和三十年当時石油化学企業は余りなかったわけですが、四千五百人であったのが、五十七年には一万二千人というふうなことで七千五百人の雇用創出効果を生んでおるところでございます。

しかしながら、ご指摘ございましたように、一方では公害というデメリットもあったわけでございますが、この公害につきましても、国、県、企業、懸命の努力をいたしました結果、すでに五十一年には一応環境基準をSOX、N

OX、また水質の健康項目においては達成をいたしておるところでございます。しかしながら、まだ水質の一部につきましては、また光化学スモッグ等やはりまだまだ改善しなければならぬという点もござりますので、これらの解消については引き続き努力をいたしたいというふうに考えております。

ただ、この功罪を論じます場合に計数的に把握することが困難なものが多々ござりますので、私先ほど申し上げましたように雇用数につきましては大体統計でつかめますが、その他につきましてはやはりなかなかかむずかしいかと思えます。したがって、総体的にこの石油化学企業の進出の功罪を論ずるとすれば、これはやはり本市の住民の方々がどう受け取られておるか、これにかかってくるだろうと思えます。この工業都市化というのをどう評価しておるかというところだろうと思えますが、昭和五十五年に実施いたしました市政アンケート調査で産業に関する市民意識と、こういう中でやはり四日市市民の約半数以上の方が工業化に対しては前向きの評価をされております。そして、今後の四日市のあるべき姿という中では、やはり大多数の方々が、工業を主体とした産業都市像を描いておられるというのが、調査結果に出てきております。したがって、市といたしましては今後ともやはり生活環境の保全に十分配慮しながら、産・学・住のバランスのとれた、基本構想にうたっております総合産業都市、その都市づくりを目指していかねばならぬというふうに考えております。

それから、その中で八月三十一日に活性化を目指した対策会議というのが確かに四日市市で行われておりますが、その際に企業側の方々もご出席されておりましたが、私どもの方からは坂倉助役と企画担当が出席をいたしております。お話しのように、二五％の緑化についてはやはり弾力的に解釈してほしい、それから地域指定についても要望もあつたように思いますし、保有税についてもいろいろご議論があつたというふうに聞いております。今後私どもは、この点につきましてはいろいろうたつた方々とお話ししながら、やはり市として主体性をもって対処してまいり

たいというふうに考えております。

以下、ほかにつきましましては各部長からお答えをいたします。

○議長（喜多野 等君） 総務部長。

〔総務部長（毛利道男君）登壇〕

○総務部長（毛利道男君） 最初の第二臨調路線のかかわりにつきまして幾つかご質問があったわけでございますけれども、それぞれの個々の中身につきましてはまた担当の部長の方からお答えがあるかもわかりませんが、事務改善委員会として行財政整備計画のいろいろ検討をやっております流れだけ少し私の方から申し上げて、後に譲りたいと思います。

確かにご指摘のように、行革審の意見の中では、非常に厳しいいろんな分野にわたる合理化等が求められておるわけでございますけれども、特にこの中で地方公共団体につきましては職員定数の問題なり、あるいは給与、それから事務事業の運営等についての具体的な提言もされております。すなわち一般行政部門職員の削減なり、それから消防職員等の特別行政部門職員の抑制、それから給与水準あるいは特殊勤務手当等の適正化なり、事務事業の民営化とか民間委託、その他についてもいろいろ意見が出されておるわけでございますけれども、こういった立場から本市におきましては、五十六年の四月以来まずみずからの改善を図ると、そういう観点に立ちまして行財政の改善整備に関する基本的な計画をいろいろ取りまとめながら、順次その実施に向けて調査、検討、改善案の策定を行っておるわけでございまして、特にそれに当たっては、まず行政の守備範囲を明確にしながら時代に即応する市政を進めると、それから簡素で効率的な行財政運営を進める、さらに行政への信頼を保持していくという、この三つの問題点を特に留意しながら、いずれにいたしましても市民サービスの低下につながらないような方向で改善整備計画をまとめていかな

きゃならぬだろうというふうに考えております。特に今後国におきましても行革審のこの報告に基づいているんな制度や施策の改善、改正等がどんどん具体化されてこようと思っておりますけれども、こういった内容によりましてはいま以上に地方行政に与える影響は大変厳しいものがあろうかと思っております。今後ともそういったことで市民の方々のご理解とご協力を必要としながら、皆さん方と一緒にこの行革審を市としても十分進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あとそれぞれの部長の方からまたお答えをさしていただきたいと思ひます。

○議長（喜多野 等君） 財政部長。

〔財政部長（鈴木一美君）登壇〕

○財政部長（鈴木一美君） 臨調路線に沿った中で当市においてどのような影響あるいは金額的に住民に転嫁されたものはどの程度のものがあるのかというご質問でございますが、いまご質問の中にございましたように、地方行政に対する改革の小委員会が昨年からの検討を始めまして、現在出されておりますものいたしましたは、具体的には昭和六十年年度の予算編成に対して今後具体的な問題としてそれぞれ予算上の数値があらわれてこようかと思ひます。言われていることは、たとえばこれまでよく言われておりますのが、医療費につきましてはすでに健康保険法の改正を行っております、この一割負担の関係につきましてのそれぞれの公費負担制度につきましては、法改正に伴います本市の手当てをこの議会中にもお願ひをしなければならぬというふうには考えておりますが、その他児童手当、あるいは公立文教施設等の設置、建設に対する国の助成、補助率であるとか、あるいは公共事業に対する事業費補助の率をどうするかということにつきましては、概算要求時点では若干出てまいっておりますが、これによる試算はいまのところまだ行っておりません。したがしまして、今後六十年年度の予算編成に向けて、私どもといたしましては国に対

しても地方交付税の完全確保、あるいは補助率の切り下げを反対するという意志表示は十分に行っておりまして、今後ともそういった努力を続けてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（喜多野 等君） 市民部長。

〔市民部長（鶴飼 滋君）登壇〕

○市民部長（鶴飼 滋君） 第三点目の公共用地の利用についてのご質問のうち三重地区市民センターの西側隣の土地についてご質問をちょうだいいたしておりますので、お答えを申し上げます。

三重地区市民センターにつきましては駐車場が狭隘で、かねてから地元よりその拡張について強い要望が出されておりまして、市においてもその土地を含めまして施設の整備を図る必要があるところから、センター西側の隣接の買収について土地所有者と再三にわたりました交渉を重ねてまいりましたわけでございますけれども、非常に難航をいたしましたため、やむを得ず代替用地といたしまして隣接地西側の土地を、佐野議員ご指摘のとおり昭和五十七年の三月に土地開発公社において買収をいたしましたわけでございます。私どもといたしましては、その後も引き続きまして隣接地の土地所有者と交渉を重ねてまいりました結果、このほどようやく交換についての同意が得られる見通しがつきまして、現在詳細についてその話し合いを進めているところでございまして、早急に解決をいたしまして市民センターの整備を図ってまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（喜多野 等君） 病院事務長。

〔病院事務長（田中利夫君）登壇〕

○病院事務長（田中利夫君） ただいまのご質問の中で病院に所管することがございますので、ご答弁申し上げます。十月一日より一割負担になるんだけれども、対処できるのかということでございますが、健保法の改正による一部

負担金の徴収事務につきましては、すでにこれを想定いたしましたして電算機による入力作業を二回ほど実施いたしております。待ち時間の影響を調査した結果、会計事務の待ち時間はほぼ現行と違わないと、今後とも患者さんにご迷惑のかからないよう一層の努力をしてみたいと思います。

それから、患者さんの待ち時間でございますが、さきの議会でもご答弁申し上げましたように予約診療を現在行っておりまして、相当改善されてきたと思っておりますが、なお一層予約診療を取り入れて患者さんの待ち時間を短くするよう、なお一層努力をしてみたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（喜多野 等君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） この十月一日から社会保険法が改正になりました、被用者保険の本人も一割負担ということに変わってくるわけでございます。その結果、障害者等雇用されている本人もその負担をしていかなきゃならないということになります。こうした方々に対してどういうふうに対応していくのかというのが第一の質問だったと思っておりますが、これにつきましては現行公費負担制度との整合性を考えながら、ひとつ対処してまいりたいと思っております。

次に、これと同時に行われます国民健康保険財政に対する国の補助金の減額、そうしたものが発表されておるわけでございます。これにつきましては、まだ詳細の対応の方法論等につきまして詳細な情報は入手しておりませんが、あくまで国といたしましては退職者医療制度、これとの関連の中で対応していくこととございまして、基本的には市町村等の保険者に対する財政影響は、あくまで基本的にございまして、ないということと考えておるわけでございます。

それから、保育料のこれからのあり方ということでございますが、基本的には保育園へ入所をしていただく父兄の方々の受益者の適正な負担ということはお願いしてまいらなくてはいけないと思っておりますが、今後の諸般の情勢を考えながら来年度については検討をしてまいりたいと思っております。

○議長（喜多野 等君） 建設部長。

〔建設部長（島内清治君）登壇〕

○建設部長（島内清治君） 三番目の公共用地の利用について塩浜大治田線の高架下の不法占拠というようにございまして、この跨線橋につきましては、三十六年に建設されたものでございます。その後高架下の占用があるというところ、事実でございます。区分的にいきますと、一つは先ほどもお話がございましたように遊園地として、公共施設として使用しているもの、それから跨線橋の建設当時やむを得ず使用させたもの、それから無許可で使用しているものと、こういうふうな内容になっておるわけでございます。いずれにしても、民間占用につきましては長い年月も経過しておる状況でございます。現に現在その占拠者に対しまして折衝を重ねております。いずれにしても、当地区は密集地帯ということでございます。公共空地の確保という面から早急に解決するよう努力を払っていききたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りたいと思っております。

○議長（喜多野 等君） 環境部長。

〔環境部長（樋口照一君）登壇〕

○環境部長（樋口照一君） お尋ねの中で焼却灰のダイオキシンの問題で環境庁あるいは厚生省が調査を近く実施をするということに立候補する意思はないかというような質問だったと思っておりますけれども、現時点では私どもこの調査に立候補をしていくつもりはございません。

○議長（喜多野 等君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 答弁をいただいたわけですが、いずれもあいまいな答弁だけで終わっておる。こんなことでは本間に市の行政が市民の命と財産、健康を守っているのかどうか、そういう点ではなほ疑問に思うわけでございます。この財界本位の臨調路線にしても、数字的に明らかにしてこれだけ市民的に影響を与えているんだ、議会としても地方自治体への財政転嫁について反対の意見書も上げると、こういう時期でございますので、具体的な数字を市民的にも明らかにして市民運動として大きく盛り上げていく、こういう必要があると思えますし、そういう点で今後明らかにしていただきたい。

あるいは今後の産業政策につきましても、企業から要求された三つをはねのけていく気があるのかないのか、この点がとんとあいまいのままに答弁がなっているわけですが、この点はやはりはねのけて、公害患者がふえ続けている今日、市民の命と財産を守る、健康を守る、この立場から行政を進めていただきたいと、このように思っています。そのほかにも国民というのか市民生活に多大な影響を与えているわけです。その点は保育料についても市営住宅の家賃についても影響を与えないと、こういう立場で行政を進めていく、そして財政的に足りなければ、とれるところからとる、こういうことをやっていただきたい、このことをお願いして質問を終わります。

○議長（喜多野 等君） 時間が参りましたので、佐野光信君の質問はこの程度にとどめることにいたします。暫時、休憩いたします。

午後二時四分休憩

○議長（喜多野 等君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

豊田忠正君。

〔豊田忠正君登壇〕

○豊田忠正君 あらかじめ通告いたしました順に従って質問をいたします。市長はさきに基本構想に示されている施策大綱を具現化するのに、時代の趨勢に合わすため基本計画の終了を待たず、五十八年度を初年度とする第三次基本計画を策定し、その中で「心の触れ合う地域社会づくり」を強調しておられます。大変結構だと思えます。しかし、第三次基本計画では心の触れ合う地域社会づくりの拠点を地区市民センター並びに学校施設をもって充当すると述べられておるが、現状の地区市民センターの機能と施設では、利用階層が主婦と高齢者が中心となっており、成人男子の参加機会は限られているのではなからうか。といって、成人男子及び勤労者層の教育需要は、地区市民センターで行われている内容とは異なる上、受講者数も少ないことから、地区市民センター単位で現実的にすべて対応することはむずかしいと思えます。そこで、致地区市民センターを一ブロックとして広域的な指導者の情報収集や各地区市民センターの活動内容の情報交換を活発にすれば、幅広い指導者の確保が可能になるとともに単位地区を超えての受講により選択の幅が広がることも可能になる。したがって、私は二十三の地区市民センターを数ブロックに統括して、総合コミュニティセンターをもって心の触れ合う地域社会づくりのブロック拠点を設けるべきだと提唱するものであります。本市は、歴史が示すように四日の市に象徴をされる商業の町として、また戦後は石油コンビナートが形成され産業都市として発展した経緯から、城下町を基盤として栄えた都市に比ぶれば文化的遺産は少ないため、四日市市は文化不毛の町と言われてもいたし方がないと思えます。しかし、そ

の汚名は私たちの時代で返上し、文化化の基礎を築かなければならないと思えます。幸い加藤市長は四日市市の文化化に力点を置かれ、市制八十周年記念事業として総合文化会館を、そして北部には地域総合会館あさけプラザを建設されたことは、文化化の幕あけであり、市民として大変喜ばしいと思っております。そこで手綱を緩めることなく、財政上大変困難とは存じますが、南部地区に、さきに述べた心の触れ合う地域社会づくりの拠点となる総合コミュニティセンターを建設することを市長はどう考えられておられるのか、きょうは市長はご欠席のため、市長職務代理者の片岡助役にて市長の意を体して所見をお伺いします。

私の望む総合コミュニティセンターは、一つは、市民の生涯教育、ボランティアの養成、各種社会教育団体の指導者の研修、福祉施設等を備えた総合会館、それに屋内外運動施設、二つには、市民防災訓練センター等消防署の併設、私の住んでおる笹川は南消防署の管轄になるが、南消防署の所在地は塩浜地区の中里町にあります。この南消防署は、昭和三十年ごろより石油コンビナートが建設された背景に合わせて火災発生率の高い地域として選ばれて、この地区に南消防署が置かれたことは理解できるが、その後、西南部には高花平団地を初め笹川団地、波木が丘、イトーピア団地と開発され、住宅の分布状況が変わってきております。そこで、鈴鹿山系のふもとまでの管轄範囲ではとうてい市民の命と財産を守ることは不可能と思えますので、西南部に消防署を新設することを提案します。

それに、最近では東海大地震襲来に備えて本市においても市民防災隊の結成を呼びかけられ、組織化はほぼ達成されたことと思えますが、何分とも素人の集団ですので、適正な知識と訓練が得られないので、その研修等訓練の場として市民防災訓練センターを併設すべきだと提案します。ここであえてコミュニティセンターに消防署や市民防災訓練センターの併設を強調するのは、現在の行政にお任せすれば、大変おこがましい言い方ですが、消防署は消防署のサイドで、市民防災訓練センターは市民部で、それぞれ縦割り行政で建設場所も当然別々の場所に建設されるおそれが

あり得るので申すのであるが、総合施設を综合利用によって施設の高度利用が図られることを願って提案するものであります。

第二に、公園の整備充実ですが、本市には児童公園百八カ所、近隣公園九カ所、地区公園、総合公園、及び緩衝緑地公園等を合わせて百三十カ所が設けられています。その整備状況は、児童公園については各自治会で維持管理を引き受けておられるやに聞いておりますので整備されておりますが、近隣公園等においては面積も広く規模が大きいため地元で整備することは不可能と思えます。きのうも南部丘陵公園を見学してまいりましたら、メイン道路周辺の一部は公園らしく整備されておりましたが、一步散歩道に入りますと、草で覆われて足を踏み込むことができない状態であり、また整備もなされていない実情です。それに、市民の皆様より寄せられた多くの記念植樹にマメづるが絡み、また雑草に埋もれて枯れ木寸前の状態になっているのを見てさびしく思いました。

それから、笹川東・西公園の整備についてであります。笹川団地が造成されてから約十五年、公園の施設整備は遅々として進まぬまま、フェンスは倒れ、金網は破れている状態、一体あの状態で完了したと言われますのかどうか、お尋ねしたい。

特に西公園については、五十八年度事業で笹川西小学校の校庭拡張工事をなされたとき以来、ちょうど東隣にある西公園を運動場として利用しており、また西笹川中学校のクラブ活動の場としても利用されておることは地元としては容認しているが、さきにも述べたとおり整備不十分な状態で、学校の運動場として使用することは大変貧弱と思えます。皆様もご承知のことと存じますが、狭い敷地を広く活用する発想のもとで神戸市では、学校公園高倉台小学校が建設されております。この学校は、学校に隣接して近隣公園を配置し、平日は学校が近隣公園を専用グラウンドとして利用し、平日の午後三時半以後と日曜・祭日を地元が使用して効率よく運用されています。笹川の公園もこの

高倉台小学校学校公園を参考にされて、笹川の小中学校が安心して広く利用できる方法を考えるべきだと思います。最後に、学校放送設備による騒音公害防止の措置についてであります。

学校の立地条件で住民は耐えがたい騒音公害を受けておられることをよく聞きます。学校の近所の方々に会って聞いた話ですが、子供が学校へ行っておるので、やかましいけれども、しんぼうしておりますとか、学校のそばだから仕方がないとあきらめておられる人に多く出会いました。校長先生に会って、放送のことで住民から苦情はありませんかと尋ねたら、時折しかられております、そのときは拡声機のボリュームを落としたり方向を変えるなどして、何とか協力をしていただくようお願いしております。

ある主婦から、このごろ主人の勤務が三交代になったので、朝帰って昼間寝なければならぬのですが、学校の放送で寝られないため困っていることを訴えられました。技術的に防止措置がないのだからかと私は知り合いの電機屋さんにご相談しましたら、どちらの学校もスピーカーを外向きに取りつけてあるので、運動場の外周にポールを立ててスピーカーを取りつけるか、フェンスへ内側向きにスピーカーを取りつけ、現在二個のスピーカーを音量分散のため五個または六個取りつけたらボリュームを下げてでも広範囲に伝達できると聞かされましたが、いかがでしょうか。これからは運動会のシーズンになります。練習などのため放送の機会が多くなることと思えます。その反面、寝不足で体調を壊す住民がいることを自覚され、早急に設備改善を図られんことを要求して私の質問を終了いたします。

○議長（喜多野 等君） 市長職務代理人。

〔市長職務代理人（片岡一三君）登壇〕

○市長職務代理人（片岡一三君） 私から第一点の総合コミュニティーセンターについてお答えをいたします。その他は教育長なり、環境部長からお答えいたします。

ご質問のご趣旨は、南部地区に生涯教育、ボランティア活動の拠点、指導者の研修の場、屋内外の運動場、また防災訓練施設等、こういったものを配置した大規模な複合施設の建設構想をとすることに理解いたしますが、先ほどのご質問の中でもお聞かせいただきましたように、一昨年には総合文化会館を建設いたしましたすし、本年八月にはあさけプラザを開館いたしております。また、地域社会づくりの拠点にしております二十三地区の市民センターの整備もまだ最後まで終わっていないという状況でございます。また、ご承知のように非常に財政厳しいときでございますし、従来のように各種事業を進めていきます上に国からの補助金というのは、従来どおり期待できないというふうに考えられます。さらには、先ほどのお話、前の佐野議員からの質問にもございましたように、地方の行革の小委員会からの提言もあるところでございます。この中では、公共施設の新設については既存の施設を多角的に利用して対応すべきであると、新設については厳に抑制すべきであるというふうな提言も報告されているところでございます。したがって、私どもとしましては、財政的な見地から見ましても総合文化会館とか、あさけプラザに引き続き大型施設を建設するということは、やはり容易なことではなかなかなかむずかしいんじゃないかと考えております。しかしながら、ご指摘のように地域社会づくりというのは、やはり住民同士の心の触れ合いというか、地域社会づくりのための場づくりということは行政に課せられた一つの責務であるというふうにも考えております。数ブロックに分けてその拠点になるコミュニティセンターをつくらうかということも、私は理解できるところでございますが、そういった地域社会づくりのための複合施設となりますと、やはりもう少し長期的、将来的な観点で考えていかざるを得ないんじゃないかというふうに考えております。

それで、いまの南部地域の複合施設の中に消防の防災施設等も含んでというふうなこともございましたが、この点につきましては、後ほど消防長の方から別にお答えをさせていただきますというふうに考えております。

いずれにいたしましても、地域社会づくりというのはやはり住民が主体となってやっていたことでございますが、できる限りわれわれとしては既存の施設、センターであるとか学校施設であるとか、そういったものを有効に現時点ではご利用いただいで地域社会づくりをお進めいただきたいと、こういうふうに考えております。したがって、ご質問の大規模複合施設といえますか、総合コミュニティセンターの設置につきましては、将来的、長期的な観点で今後検討したいと、こういうふうに考えております。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（喜多野 等君） 消防長。

〔消防長（山口 博君）登壇〕

○消防長（山口 博君） ご質問のありました西南部地域の消防署の設置と市民防災隊等の訓練センターを併設してはどうかと、こういうご意見につきましてお答えをさせていただきますと思います。

西南部を含めまして本市の西部地域全体にわたります住宅開発が進みまして、火災救急を初めとする消防行政の需要が非常にふえておる、これらの地域における消防体制の整備強化ということにつきましては、ご承知の第三次総合計画に挙げられておるところでございます。現在消防部内におきましてその計画に基づいて鋭意検討を重ねておる次第でございます。

また、現在市民防災隊につきましては、市内で百六十九隊、五千二百名が結成されております。そして、その訓練、指導等につきましても、各消防署において実情に応じて実施をいたしておるところであります。ご提案のございました市民防災隊等の訓練センターの併設と、こういう問題につきましては今後の課題として検討をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（喜多野 等君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（東 寛君）登壇〕

○都市計画部長（東 寛君） 二点目の公園の整備充実についてお答え申し上げます。

特に児童公園以外の近隣公園、その他の大公園等の整備について前段お話しなされたわけでございますが、特に近隣公園とか大公園につきましては、国の補助金を得ながら整備してきましたものが大多数でございますし、また足りないもの、また維持管理等につきましては今後ともがんばっていかなくやならない問題があるうと思っております。特に南部丘陵等のお話も例に挙がったわけでございますが、特に自然的な公園としての整備をしていこうということで、いろいろな計画もしておるところでございます。特に出生記念等の木に巻きついた等につきましては、十分調査いたしまして対処したいと思っております。

なお、笹川の特に東西公園の問題でございますけれども、特にその中の笹川西公園の問題でございます。笹川西公園につきましては、やはり近隣公園としてその位置づけがございますし、その利用はもっぱら近隣住区の方々の利用でございます。その利用につきましては、広く住民の方に開放していくというのが原則でありまして、地区の皆さん方の利用ということがあるわけでございますけれども、笹川団地では学校のグラウンドが狭いという特殊事情もありまして、学童の方の利用に際しては、現在自治会、子供会、婦人会、老人会など広く地域住民のコンセンサスを得た中で有効に公園を利用していたかどうかということで、必ずしも専用的な形ではございませんけれども、ご利用を願っておりますのが現状だと思います。ただ、この公園につきましても、県の方から区画整理事業ということで移動してまいりました公園でございます。現在グラウンド、それからテニスコート等二面、その他一部広場ということで、特に植栽とか遊具とかにつきましてはまだ不完全なものがございます。今後これの整備計画につきましては、学校等の問題も含め地区関係者のいろいろな皆さんのご意見を十分拝聴しながら、その整備計画につきましては考えていきたいと思っておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思っております。

○議長（喜多野 等君） 教育長。

〔教育長（館 増男君）登壇〕

○教育長（館 増男君） 学校放送設備による騒音公害についてお答えを申し上げます。

ご指摘のように学校放送がいろんな立地条件から付近の住民の皆様方にご迷惑をかけて、そのために苦情が持ち込まれるという学校は数校ございます。そこで、いろいろとその改善策についてもご提言をいただいたわけですが、確かにフェンス側から校舎側に向けるという方法は考えられようかと思っておりますが、一部分の学年なり、学級が練習しておるときに、そういったことになれば校舎側にいる学習している生徒はどうなるんかという、そういう問題もございませぬ。それから、指向性の小さいスピーカーを何個かつけて、ある一定範囲だけと、このことについては研究もいたしておりますので、そういう方法ができないものか、これは研究課題として私の方は残ると思っております。いずれにしても、私も耳にしますのでございますが、不必要に全校放送を使って先生を呼び出す、あるいは部分的な放送ができるシステムになっておりながら一斉放送、緊急放送のシステムを使う、そういう使い方をしている学校もあるやに思っていますので、そういった点については厳に指導を強めていきたいと、こういうふうに思います。

先ほどのいろいろおっしゃっていた技術的なことについては、今後十分に研究をさしていただきまして、付近の住民の方々のご迷惑を少しでも少なくするように努力をしていきたいと、こういうふうに思います。以上でございます。

○議長（喜多野 等君） 野呂平和君。

〔野呂平和君登壇〕

○野呂平和君 通告の順に質問を申し上げます。

天津市との友好都市提携について。本市は去る五十五年十月天津市と友好都市として提携を結んでからすでに四四年を経過し、その間相互に友好使節団の往来を初め、民間においても次第に友好が深まるなど両市の関係がますます緊密化していることは、まことにご同慶の至りでございます。天津との具体的な交流は幾つかの面がありますが、私は特に経済交流の面で二、三質問をいたしたいと思います。

まず、四日市港と天津港の関係でございますが、両港との間に巨船が往来し、貿易額が飛躍的に増大することを望んで、私は五十七年十二月議会でライナーの就航について質問申し上げ、市長からこのことについて努力のほだるご説明をちょうだいし意を強くしてその実現を期待しておりますが、その後の経過について承りたいと思ひます。

また、最近の中国船の四日市港への入港の状況、貿易振興の状況等についても詳細承りたいと思ひます。産業技術の交流については、さきに本市から養豚農家が訪中しましたが、その成果はどうなつたのでしょうか、また、そのほかの業界の訪中の実績、あるいは計画等があれば承りたいと思ひます。

天津からの受け入れの状況、今後の見通しなどについてお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、朝明川の改修工事の促進についてご質問いたします。

私は、去る五十七年六月議会におきまして、特に上流部の下野、保々地区の改修について質問いたしましたところ当時の建設部長は、現在県当局は国道一号線の上下流間の改修を鋭意進めており、上流部に至る下野、保々地域の区間の改修は、この下流部の工事と合わせて上流区間のネットワーク個所の事業化を進めていくよう、強く事業主体である県当局に働きかけたいと、また、朝明川改修期成同盟会とも密接な連携をとりながら、大幅な事業費の獲得に努め事業

の進捗を図りたいとのご答弁をいただきましたが、現在下流区間の進捗状況並びに上流区間である下野、保々地域の改修についてどのようなようになっておりますのか、お尋ねをいたしたいと存じます。

下野地区にはあさけが丘、八千代台、また保々地区には高見ハイッなど続々と建設されているにもかかわらず、なぜ住宅地関連事業が適用されないのか、関係地域住民にかわり、改修工事が早期完成するよう、朝明川改修期成同盟は申すまでもなく、本市として県当局に積極的に働きかけるよう強く要望するものであります。

なお、各年度ごとの実績、今後の計画、また見込み等について承りたいと存じます。

次に、三重用水事業についてお尋ねをいたします。

私は、五十年四月議員に選出され、初めて産業公営企業委員会に所属いたしました。当時、中里ダムを初めその他基幹施設の現地視察を行い、このたびも去る八月二日、またその後の事業を視察する機会を得ましたが、当事業の進捗状況は大幅に遅延しているように思われるので、これらのことについてお尋ねをいたします。

三重用水事業は、工事中以来すでに二十年が経過しております。昭和四十六年に農林省から水資源開発公団に引き継がれました。当時の総事業費は百二億円でありましたが、その後五十三年に総事業費三百九十四億円で変更認可を受けております。さらに、その後の物価上昇によるスライド分や重要施設の工法変更などを昭和五十五年度単価の試算額で九百十億円、これを五十七年度単価に置き直すと一千六十億円、当初計画の十倍という莫大な事業費にふくれ上がっておりと聞いております。五十八年度末の実績、実施済み事業費は約六百五十億円で、本年五十九年によく県土地改良区を中心に一部暫定通水が行われるに至ったのでございます。工事がこのように大幅に遅延した大きな原因の一つとして、牧田取水口を初め十四溪流取水の水利権同意取得に困難をきわめ、河川協議が調わなかったと聞いております。こうした事情から、本事業の早期収拾策としてフルプランから溪流取水の困難な個所を後年度

に残し昭和六十三年三月の完成をめどにして、本事業の一応の収束をさせる変更案が検討されていると聞いております。こうした場合の水収支は、フルプランの受水量から三二％もダウンすると聞いておりますが、この場合、農業用水、上水道及び工業用水との水利配分や事業費の負担割合等々がどうなるのでしょうか。

三重用水はもはや幻の事業ではございません。その上着工以来すでに二十年を経過した現在でも、完成まであと何年かかるかの見当がついておりません。当初計画に沿って、できるところから順次工事を実施していく現在のやり方を、このまま続けさせてはならないと思うのでございます。この際、英断を持って過去のことにとらわれず、現実的、効率的な収拾策をまとめ、早期完成を目指して事業効果の発現を期すべきであると思っておりますが、いかがでしょうか。

本事業は、三重県、水資源開発公団、農林省の三者協議によって進められておりますが、本市は農業用水路で約四割、上水道受水量で約八割の受水予定で、受益市町村のうち最大の受益団体である当四日市としての意思決定を至急取りまとめるべきであると思っておりますが、いかがですか、お尋ねをいたします。水は決して無限のものではなく、有限の資源でございます。水利用計画は目先の構想にとどまらず、百年、いやそれ以上の長期を見通した上で樹立をすべきであると思っております。大所高所から慎重に考慮してほしいと思っております。

最後に、一般の県議会において長良川河口井せき問題が論議されたようでございますが、本市の問題についての考え方はどうか、お聞かせ願いたいと思っております。

次に、教育問題についてお尋ねをいたします。

中曽根首相の執念とも言える臨時教育審議会がいよいよ発足しまして、戦後教育の大決算とも言うべき改革案の作成が進められようとしております。私どもは現在の荒廃した学校教育の立て直しについては、もろ手を挙げて賛同するものでございます。そうした華やかな政策論議の中に隠れて忘れられている重要な問題を指摘したいのでございます。

それは、小学校、中学校の校長が同一学校に在任する期間が余りにも短過ぎると思われるのでございます。長くて三年、短い者は一年で転任または退職をする、こうした短い期間で果たして校長としての責務を果たし得るのかどうか、はなはだ疑わしいものがあると思うのでございます。地域社会の学校である限り、地域の実情を把握し地区民の先達として地区と学校のよりよき融和を図り、校内においては所属教師への教育方針の徹底を図るためには、一年や二年の短期間ではとてもその目的を達することができないと思うのでございます。勢い所属教師に対する指導の放任、地域社会に対してはただただ迎合をことにすることになり、大過なく在任期間を過ごし、一日も早くより大きな学校への栄転を目標にするようになるのであります。地域社会と密着しその実情を知り、所属教師を掌握するためには、少なくとも同一校に三、四年の在勤が必要になるのではないかと思われますが、けさの朝刊にもありましたように、校内暴力の発生も生徒児童の状況をいち早く察知し担任教師とともにその防止に努めれば、ある程度は抑えることができると思うのであります。それには前に申しましたように相当期間在任しなければそのような手は打てないと思うのであります。校内事故が発生した場合、自己の保身のためひた隠しに隠しているのは、事故なく栄転の機会を求め心作用ではないかと思うのであります。こうしたことをよく考えますとき、現在のような校長の心理状況をつくり出している根本は教育委員会の人事行政にあると思うのでございます。教育委員会が、行政職員の異動のように将棋のこまでも動かすような安易な異動を行っている結果であると思うのでございます。校長は一国一城のあるじであり、地域社会の先達であることを考え、相当の年月、少なくとも三、四年は同一校で勤務ができればように配慮を行う必要があると思うのであります。教員の異動は県教育委員会の所管であります。市の教育委員会においては異動

に対する内申権があると聞いておりますが、この問題について教育長はいかがお考えか、ご心境をお尋ねいたします。以上、通告の四点を申し上げましたが、市長不在の議会にていささかさびしい思いはいたしますが、前途有望な理事者の皆さんばかりでございます。明快なご答弁並びに丁寧にいただけますならば、私も豊田議員と同様再質問はいたしませんので、よろしくお願いを申し上げます、質問を終わります。

○議長（喜多野 等君） 市長職務代理人。

〔市長職務代理人（片岡一三君）登壇〕

○市長職務代理人（片岡一三君） 私から第一点の天津との関係についてお答えを申し上げます。

ご質問は、天津市との友好都市提携に関して中国との貿易といえますか、四日市港と天津新港との貿易状況、そういったことについてご質問があったことだろうと思います。ご承知のように、この中国天津と四日市が都市提携をいたしました大きな目的の一つには、やはり貿易を盛んにしよう、それから中国との定期航路を開設しよう、これが大きな目的の一つであったわけです。それから歴史的にちょっと見てみますと、四日市港へ初めて外国船が入りましたのも、これも中国船が入ったという歴史的な事実もございます。こういったことから四日市港と天津新港が早く定期航路が就航するということが、私どもなり四日市港の願いだらうと思っております。

そこで、ご質問の最近の入港船とか貿易の状況でございますが、まず、その入港船から見ますと、これは友好都市提携前といまと比べますと、大変たくさんさんの船が入ってきております。たとえば五十四年は中国船は四隻でございましたが、五十八年には六十七隻入ってきております。中国船が四日市港へ入港いたしました場合は、私どもなり四日市港管理組合なり商工会議所が訪船をいたしまして、歓迎をいたしておりますが、それから、その貿易量でございますが、輸入貨物量の推移を見ても、これも大きくふえております。五十四年には二十万トンでございます

したのが五十八年には四倍の八十一万トンと、こういうふうにふえております。中身は綿花であるとかカスターンードであるとか、石油製品、原油、化学肥料、こういったものでございます。ただ、残念ながらやはり片貿易でございます、四日市港から天津、中国へ出す輸出貨物というのはほとんどふえておりません。ちなみに五十四年が五万八千トンでございましたが、逆に若干減っております。五十八年には五万二千トンでございます。ですから、こういった貿易の状況をなるべく早く改善しなきゃならぬというのが、私どもに与えられた使命でもあると思っておりますけれども、この天津新港と四日市港の定期航路の開設は、都市提携の際に向こうから条件がございまして、雑貨でございましたら一千トン以上、それから機械とか鋼材類でございましたら二千トン以上の貨物を集めていただかないと定期航路の開設はできないということをわれわれ聞いております。そんなことでございまして、そういう条件が満たされないと定期航路の開設はむずかしいと、こういう状況でございます。今後とも四日市港管理組合を中心といたしまして、会議所なり振興会なり、その他関係者が協力をして中国向けの貨物の集荷促進に努めていかなきゃならぬと、こういうふうに考えております。

それから、養豚組合の方々が訪中された成果ということでございますが、中国の豚は、お聞きするところによりますと繁殖能力が非常にすぐれておると、また、飼料は粗食にたえると、こういった品質で、種豚の輸入が価値としては十分にあるということでございますが、残念なことには現在の日本における動物の輸入の検疫が相当厳しくて、輸入検疫許可が得られないという状況でございますので、将来に期待をしたいというふうでございます。

それから、今後の交流の見通し等でございますが、ご承知のようにこの十月から六カ月間天津市からの技術研修生の受け入れを予定しておりますが、こういったことを皮切りにして、幅広い意義ある友好交流関係を進めていきたいと思っております、特に天津市は、ご承知のように技術交流を切望いたしております。技術協力を積極的に進めてい

くことにつきましては、私どもとしては進めていかなきゃならぬと思いますが、やはり天津中国と国家体制なり社会体制も違います。やはり向こうは天津市の組織の中に、たとえば化学コンビナート等が組み込まれておりますが、私どもこれを進めるに当たっては民間の方々のご協力がなければどうしても進めることができませんので、その辺のことをわれわれなりにいろいろ企業の方とお話し、できる限り今後とも技術交流については推進をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（喜多野 等君） 建設部長。

〔建設部長（島内清治君）登壇〕

○建設部長（島内清治君） 二番目の朝明川改修事業について下野、保々地区の改修が非常に遅いのではないかとこの質問でございます。お答えをさせていただきます。

朝明川は県の管理河川でございます。一市三町に關連し、その延長約二十五キロに及ぶ重要な河川でございます。このうち河口から出来山井せきまでの間約五・六キロを中小河川改修事業をもちまして順次整備しつつあるわけでございます。現在のところ県道の蒔田朝日線の上流まで改修が進められております。またその上流部の出来山井せきから中村井せきまでの間、約延長にいたしましたして四・六キロにつきましては、五十四年から五十六年にかけて住宅宅地關連公共施設整備事業によりまして整備がなされました。しかし、これにつきましては一部を残しておおむね完了ということになっております。ご指摘の中村井せきから上流の改修事業につきましては、朝明川河川改修促進期成同盟会とともに県、県に対しまして早期着工を要望いたしておりますところでございますが、何分にも県の財政事情から見まして着工はおくれるものと思われまます。したがって、当面ネック個所の整備といたしまして、県の方に要望いたしておるわけでございますが、県といたしましては現在護岸の低弱部あるいは狭窄部の個所を、県の単独事業

の河川局部改良事業をもちまして対応をいたしておるのが現状でございます。また、そのほかに災害復旧事業等もちまして危険個所の補修も行っておることでございます。しかし、なお、今後とも一層そういった努力をしていただくように県の方に強く要望をいたしていきたいと、かように考えております。

それからお尋ねの新規の団地等について、宅地關連整備事業が採択されないものかというお尋ねでございますが、この出来山から中村井せきまでの間につきましては、近鉄のあかつき台の団地造成に伴いまして採択されたものでございます。

それから高見ハイツでございます。これにつきましては、水系が朝明ではなく員弁川の方に水系がなっておりますので、朝明川の方に持ってくるということは不可能でございます。

また、あさけ団地、八千代団地等につきましては、この公共施設整備事業ができる前の団地でございますので、よろしくご理解賜りたいと思えます。以上でございます。

○議長（喜多野 等君） 農林水産部長。

〔農林水産部長（竹村二郎君）登壇〕

○農林水産部長（竹村二郎君） ご質問に対し、農林水産部が担当しております農業用水關係についてお答えをいたします。

三重用水事業は、ご存じのとおり水資源開発公団が事業主体で実施しております北勢三市八町の農工上水を供給いたします総合利水事業でございます。ご指摘のとおり、昭和三十九年国営事業として採択されて以来二十年余を経過しており、超長期に及ぶ事業であり、関係者いたしましたは事業の効果発現のおくれと事業費増高による受益者負担金の問題等、苦慮しているのが現状でございます。四日市は本事業から現計画で農業用補給水量といたしまして、

二千六十九ヘクタールの水田畑地へ年間一千百三十九万四千トンを受水することになっておりますが、いま申し上げたとおり事業完成年度が大幅におくれ、この間に社会、産業の構造の変化と、また農業の構造、体質の変化等により一部受益者の中には受益地除外を希望される地区のあることも事実でございます。しかし、ご質問にもございましたとおり、また昨年十二月議会で市長が山本議員にお答え申し上げておりますように、本年四月から本市の県、三重、神前の一部に三重用水の暫定通水を実施いたしました。百七十ヘクタールの水田に鈴鹿山ろくの源流のきれいな水三百万トンを供給いたし、約一万二千俵、七百二十トンの米の収穫が予想されており、一部でございますが、事業効果の発現を見たことも事実でございます。三重用水事業の事業費、事業内容の変遷についてはご指摘のとおりであり、事業の早期完成を望むものでありますが、現在残っております主な工事といたしましては、すでに用地買収は済んでおりますが、菟野町に計画されております菟野ダムと岐阜県の上石津に計画されております打上ダムのこの二つのダムと、それから各溪流から取水いたします取水工事並びに幹線水路として四日市区内の七・一キロが、残っております主な工事でございます。四日市といたしまして、本事業の早期完成に協力いたすべく昨年より三重用水事業の担当職員を配置いたしまして、関係諸機関と事業の促進を図っております。

また、今議会にもご提案させていただいておりますが、市内の幹線水路築造に必要な工用道路を桜地内に二キロ、水資源開発公団から受託し工事の早期完成に協力いたしている次第でございます。公団の説明によりますれば、幹線水路七・一キロメートルは本年度に着手いたしましたして六十一年度に完成することでございます。

ご指摘のありました水利権同意のむずかしい溪流取水個所が後年度におくれた場合、受水費、事業費負担等がどうなるかの点でございますが、今後残された大きな問題点でございます。現在、農林水産省、三重県、水資源開発公団が協議いたしておりますのは、すでにでき上がっております中里ダムほか幹線水路等も、それぞれの貯水量、通水断

面はフルプランの計画で築造されております。こういったことを考えますと、現在の水需要に合った必要最小限の事業をまず実施いたしましたして、これを第一期工事として完成をし、その後水需要が発生した場合、残り工事を第二期工事として実施すると、そしてこの間に、いま申し上げた溪流取水の困難な個所の関係者の同意をいたさんと、こういったような考え方が現在検討されております。いま申し上げました考え方は、案が出された場合には、議員の皆様方、それから受益者の方々におはかり申し上げたいと存じます。

それから、本事業に対する農用水関係の事業費の負担割合は、基幹施設、これはダムとか幹線水路でございますが、については、ご存じのことと思いますが、国、農林水産省が五八％、三重県が二二％、関係市町村が二〇％となっております。国、県合わせて八〇％という高額の補助事業でございますし、また農業を行っていく上での必須要件であります水の確保という観点から考えますれば、本市の将来の水資源として三重用水事業の水は必要と考えます。冒頭に申し上げたとおり、本市の三重用水の受益地の中には見直しをしなければならない地域もございます。本事業の計画変更が再度なされる時点で、受益者の方々とお話し申し上げるとともに、事業の早期完成に向け関係諸機関ともども努力いたす所存でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（喜多野 等君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（奥村仁人君）登壇〕

○水道事業管理者（奥村仁人君） 第三点の三重用水の事業につきましては、ただいま農林水産部長の方から詳細なお答えがあったとおりでございますが、水道局の立場といたしまして三点ほどお答えをさせていただきたいと存じます。

本事業につきましては、たびたび県の関係者と協議をいたしておりますが、フルプラン以外の緒元につきましては

現在のところ不明確の点が多いのでございます。しかし、ご指摘がございましたように諸種の事情から本事業をフルプランどおり完成させることがきわめて困難な状況にあります関係上、県当局では現在その収拾案を検討審議されているところでございます。

そこで、本市といたしましては、深流取水の困難な個所が後年次に送られました受水量がダウンいたしましたにしても、一日最大受水量は約四万トン程度と推定しております、これは本市水需要予測から推計いたしますと昭和七十三年度までの水手当てが見込まれるところでございます。現在の本市の自己水源でございますが、朝明、三滝、内部、員井川筋の地下水に依存いたしまして五十三本の井戸を設置しておりますような関係から、地下水の取水ももう限界に達していることを考えますときに、この三重用水の事業はまことに貴重な新規水源であると考えておる次第でございます。

また一方、本事業の建設にかかります水道局の水源費の負担でございますが、これは非常な莫大な額になりますので、事業の早期完了は必須条件でございますが、負担金の償還につきましては繰り延べを図らねばなりませんし、また、国、県の格別な助成を仰ぐべく強力に働きかける必要もあるわけでございます。それとも一つ、広域水道事業といたしまして対応することが、あらゆる点で有利でございますので、お隣の鈴鹿市、菟野町とともに二市一町での基本方針につきまして早急に意見調整を図りまして、国、県、公団等に要請をいたしてまいりたいと考えておる次第でございます。その節にはまた議員さん方に特段のお力添えをちょうだいいたしたいと存ずる次第でございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

最後でございますが、長良川河口せきのご質問がございました。この問題につきましては、県当局でもまだ具体的な方策が固まっていないようでございまして、私どもといたしましては、先ほども申し上げましたように三重用水での手当てを昭和七十三年度までと見込んでおります関係上、それ以降の水源開発の一つといたしまして慎重に調査研究を進めてまいる所存でございます。以上でございます。

○議長（喜多野 等君） 教育長。

〔教育長（館 増男君）登壇〕

○教育長（館 増男君） 教育問題に関係いたしましたして、小中学校の校長の在任を少なくとも三、四年にというご意見を承りました。それについてお答えいたしたいと思います、現状は、小学校平均、その校在職年数、いま現在六十校の小中学校、小学校では四十校でございますが、二・七年、中学校二十校では平均一・九年、こういうことで中学校がいささか低うございます。在任期間が短いという理由には、一つには校長になる年齢がことしの三月の場合を見てみますと、五十四・八歳、きわめて高齢しかねないといういま現在実態になっている。したがって、異動のサイクルが早まっているというそういうのが一つ。二番目には、県教育委員会がこれは進めておりますし、現在もそういうことで他郡市へ出ている校長がございまして。広域行政から他郡市へ出て、それらが帰ってくると、こういうこともあります。いろんな問題からサイクルが早まったので、そうなっているわけですが、小学校の実数を申し上げますと、一年の者が現在十一人ですが、このうち新任者が九人ございます。二年の者が十二名、三年が十二名、四年が四名、五年が一名、比較的私ども昨年あたりから長くその校にとどまってという、そういう方針で出しておりますけれども、先ほど申しました理由等によりまして現実問題としてなかなかうまくいかないわけですが、将来とも異動に際してはその地域の教育力のやはりかなめとしてできるだけ在職期間を長くする、これはもちろん原則でございます、校長がその地域をよく知っている、ある程度理解している、教員のときにその学校にいたと、あるいは近辺にいたとかいうことでそういう地域の理解のある者、それからその学校が伝統的に積み上げている特色を引き継いでい

ける者、こういったことを方針にしながら、できるだけ短い年数をカバーしていけるよう、そしてその学校のよさが維持発展できる、こういうことで異動を進めていきたいと考えておりますし、現にこの三月はそういう方針で臨みました。今後とも指摘のことをよく意に体しましてこういったことについては進めてまいりたい、こういうふうに思っております。以上でございます。

○議長（喜多野 等君） 暫時、休憩いたします。

午後三時三十分休憩

午後三時四十六分再開

○議長（喜多野 等君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

田中基介君。

〔田中基介君登壇〕

○田中基介君 それでは、ご通告の順序に従いましてご質問させていただきます。

初めに、教育問題は目下の国民的課題となっておりますことは、皆様すでにご存じのとおりであります。非行、校内暴力、登校拒否、無気力症など、いわゆる問題行動を氷山の一角として、世上教育荒廃が論議されない日は一日としないと一言しても過言ではありません。学校や家庭ではそれぞれの立場から必死の取り組みがなされているようではありますが、総体的に見てまいりますと、いまだに確たる処方せんが描かれていないのが実情ではなからうかと思っております。したがって、荒廃の根はそれほど深く、深く、むずかしいのでありますが、私も青少年の健全なる成長を願う者の一人として、今日の状態を心から憂慮せずにはおられないのであります。もとより私は教育に対しまし

ては専門家ではありませんし、さまざまに論議されております個々の教育方法なり制度上の諸改革の一つ一つに論及するつもりは決してありません。そういう専門的なことは、世界の動向と日本の内情をにらみ合わせながら、衆知と英知を結集していただいて対処していただくべき課題であると思っております。

そこで、私の信念として申し上げておきたいことが一つだけあります。それは、このたびの教育改革が政治主導型で行われてはならないということであります。政治権力というものは古来、教育に限らず、すべてを支配下に置こうとする傾向性を持ってきております。とりわけそれが顕著にあらわれたのが、明治五年に学制が施行されて以来の日本の近代教育であるべきが、政治主導型のもとにより、国家目標が一切に優先いたしましたのであります。欧米諸国のスローガンがにしきの御旗として掲げられ、教育はそれに奉仕すべきものとされてきたのであります。欧米諸国の列強に伍するための近代化政策としては、やむを得ない側面もあつたでありましょうが、その過程で何が失われていったのかという点から目をそらしてはならないと思っております。

戦後の憲法や教育基本法のもとでの教育も、そうした弊害から逃れ得たとはとうてい言い得ません。概括的に言えば、戦後の民主主義教育におきましても支配的であつたのは、政治主導型の流れであり、国家目標が、戦前、戦中の軍事大国から経済大国にすげかえられただけであります。ここでも教育はそれに奉仕するものとして位置づけられてきたといつても決して過言ではありません。したがって、国家目標が崩れ去りますと、おのずと教育目標も宙に浮いてしまう結果となり、一九七〇年代から八〇年代を覆った教育荒廃の暗雲が、わが国の高度経済成長路線の挫折と軌を一にしているのも偶然ではないように思えるのであります。本来教育の目的は、個々の人間の尊重、独立人格の形成というところに置かなければならないのであります。しかし現実には、国家や企業にとって一番価値ある人間、つまりそういう機構、組織の中で効率よく効果を発揮する人間の育成というところに教育が手段として用いられ

てきたという傾向性は、見過ごし得ない事実であります。

そこで私は、いまや曲がり角に立つ近代教育のあり方について、服部教育委員長と館教育長に、お立場や考え方もおありと思しますので、教育の目指すべき道についてそれぞれの所感をお聞かせいただきたいと思いますが、いかがですか、お尋ねいたします。

私は、かねてから最も尊敬する先生から、立法権、行政権、司法権の三権から教育権を独立させる、四権分立についてのご構想をお聞きしたことがありますが、そのお話の中で、政治主導型の教育がもたらす弊害やひずみを取り除くことを念願しておられ、政府が音頭をとり続けてきた明治以来の近代教育の過程で見失われてきたものは一体何であるか。ただただそれは「人間」の二字であると看破なされておられ、かつ教育の目的は学者が決めるものではなく、他のだれかに利用されるべきものでもない、つまり人生の目的がすなわち教育の目的と一致すべきであるとの観点から、教育は児童に幸福なる生活をなさしむるのを目的とすると言われましたが、まことに平易にして明快なる規定と言えましょう。また、人間主導型の教育こそ、原点であると思うのであります。

ここで私の胸に響いてくるのは、民衆の詩人ビクトル・ユゴーは、教育権の独立、貧困の解決、自由民権擁護のために闘い抜かれた詩人が叫ばれました言葉でございます。「光明は人を健やかにする。光明は人を輝かす。あらゆる社会の麗しい光輝は、科学、文学、美術及び教育から生ずる。人をつくれ、人をつくれよ」と言われた一節があります。明年は、ビクトル・ユゴーが亡くなられて百年目に当たりますが、彼の言をまつまでもなく、教育の本義は、人間をつくる点にあります。その意味からも、今後の教育改革に当たっては、従来の政治主導型から人間主導型への転換ということを機軸に据えていかなければならないと、強く強く訴えたいのであります。最近、戦後教育への疑問から、戦前の国家主義的教育をなつかしむかのごとき発言がしばしば聞かれますが、それは歴史の教訓から何も学

ばうとしない態勢から出てくる発言であると言わざるを得ません。

そこでお尋ねいたします。人間主導型の教育改革について、いかなる方向に推進されるべきかを、服部教育委員長のご所見を承りたいと思います。

余談ではあります、本庁内の九階に位置する教育委員会の事務局と、十階に議事事務局、八階には市長初め理事者という姿は、狭み打ちに遭ったかっこうも、偶然の一致とは言えないものがあるのではないのでしょうか。

次に、知識と知恵の調和こそ急務についてであります、三つ目の全体性、創造性、国際性を含めて、私なりに勉強させていただきました数点についてお話しさせていただき、館教育長よりご所見もあわせて承りたいと思っております、よろしくお願いいたします。

まず第一に強調申し上げたい点は、全体性であります。また、連関性とも言えますが、ともかくわれわれの周囲に生じてくる出来事や物事は、一つとして孤立して生じるものではありません。すべては何らかの形でつながりを保ち、一個の全体像を形づくっているのです。卑近な例で言えば、われわれの体一つ取り上げてみましても、頭、手、胴、足、五臓六腑、さらには個々の細胞へと、次から次へ細かな部分に分けられますが、それらは皆一つの身体として密接につながり合っております。身体と心のつながりも無視することはできないのであります。

また、最近の深層心理学や生体学の成果が明らかにしておりますように、人間と人間、人間と自然、宇宙との関係を追っていけば、そのつながりは無限に広がっております。小宇宙、ミクロコスモスと大宇宙、マクロコスモスとは不可分の関係にあり、絶妙なるリズムを奏でていると言つてよいのではないのでしょうか。ゲーテの言葉をかきれば、「あらゆるものが一個の全体を織りなしている、一つ一つが互いに生きて働いている」のであります。そこには、見えざる糸によって結ばれた生命体としての全体像が浮き彫りにされており、それを感じ取ることで

るのは、古来一つの知恵ではないかと思つてあります。ところが、近代文明はそうした知恵に背を向け、全体を絶えず部分へ部分へと分割するよう、道をひた走ってきたのであります。人知の発達という点から言えば、それはある意味では必然の流れであつたかもしれませんが、私はその反面、物質面での多大な成果にもかかわらず、人間は、自然はもとより、人間同士のつながりをも断ち切られ、狭く閉ざされた自分だけの孤独な空間の中で呻吟せざるを得ない状況に追い込まれてしまつてしまつていたのであります。

そこで、これを学問や教育の問題に置きかえてみますと、知恵の全体性をなおざりにした、知識の個別性の独走と位置づけることができると思つてあります。人間の幸福やよりよく生きるための価値とは無関係に、知識のみがひとり歩きし、肥大化している姿とも言えるのであります。明治の日本が近代化の緒についていたころ、大教育者であり先覚の人である福沢諭吉先生は早くもこのことに気づいておられ、こう申されております。「彼の物知りという人物は、物を知るのみにして、物と物の縁を知らず。一に限りたる物事を知るのみにして、その物事のこれと彼と互いにかかり合いあるの道理を知らざるものなり。学問のかなめは、ただ物事の互いにかかり合う縁を知るにあるのみ。この物事の縁を知らざれば、学問は何の役にも立たぬものなり」と言われ、さらに先生は、「こうした物知りにして物の縁知らずは、字引に異ならざるものなり。強いてその異なるところを言わんとするならば、紙の字引は飯を食わず、人の字引は飯を食うの相違あるのみ」、つまり無為徒食の存在であると痛烈に攻撃しておられるのであります。さらに福沢先生は、広く学の研さんを促し、みずからも実行した人であります。また、縁であると言つておられるのはつながりということであり、物と物との縁であると同時に、物事と自分とのつながりということでもあります。学問や知識が自分自身にどうつながり、いかなる意味を持つのかという、言ふなれば全体性への思考であると思つてあります。

確かに、近代化学の発展の経緯を振り返ってみますと、知識のための知識追求をバネとしてきましたことは事実であります。しかし、その結果核兵器が出現し、幾多の有害物質が公害をまき散らすとなれば、いやおうなく科学者の社会的責任が問われます。知識が自分や人類の運命と、どう縁とつながりを保つのかと問い直さざるを得なくなるわけでもあります。すべての勉学面で知識の個性を知恵の全体性へとつなげていく努力を、教師も生徒も常に怠つてはならないと思つてあります。

受験を初め制度面でのひずみを取り除くことも当然必要でありますとともに、こうした努力がなされれば、多少の制度枠などは包み込み、乗り越えていく、スケールの大きな人材が育つていくに違いありません。自分だけよければという小さなエゴイストではなく、知恵の全体性を問いつつながら、自分の生き方を人類の運命にまで連動させいく、全体人間とも言うべき俊逸の育成こそ教育の本義であることを私は深く信じてやまないものであります。

次に、創造性について思いますことは、人間に与えられた勲章であり、人間が人間であることのかかしとは言えないでしょうか。人間のみが能動的かつダイナミックに、一日そしてまた一日とより高きものを目指し、新たな価値創造の営みをしていける存在なのであります。創造性とは、また個性を開花させいく母体でもあります。人間は千差万別であり、それぞれに個性を持っております。しかし、多くの場合、個性は全面的に花開く前に、つぼみの段階でおれていってしまいがちであります。

具体的に申しますと、個性の輝きというよりも、一種の性癖、癖の段階で凝固してしまつている場合がしばしば見られるのであります。創造性とは、そうしたへんばな凝固を解かし、より満ち足りた開花へと内奥から促す力であり母体なのであります。いわゆる仏法で説かれております桜梅桃杏の法理では、桜は桜のよき、梅のよき、桃のよき、杏は杏のよきのごとく、生命の内奥より発する個性の開花を意味しているのであります。ゆえに、創造性はすぐれて

内発的な力でありませぬ。

かつて第一次世界大戦の灰じんの中で、学窓を巣立って行くイギリスの少年たちにホワイトヘッドは、「あらゆる成長の不可欠の源泉が諸君みずからの内部にあるという事実をつかめ」と訴えております。知識は幾らでも外部から注入することができますが、創造性や創造力は、何かが触発となって内より発してくる以外にないのであります。こうした創造性の開発、すなわち人間の陶冶こそ、学校を初めとする今日の教育現場で最も希薄になっていることの一つではないでしょうか。青少年は、皆様もご承知のとおり、よい方向にも悪い方向にも向かいやすい可能性の当体であります。広く教育に携わる者として重要なことは、どれほど深く、強くその青少年一人一人の創造性を信じ、温かくはぐくみ、粘り強く開花させていくかということでありませぬ。確かにここでも、受験技術の習得など、制度面のひずみもたらす要因が大きな壁となっていることを私は否定するつもりはありませんが、しかしそこにすべてを起因させていては、無責任のそしりを免れることはできないと思っております。

創造性を薫発しゆく土壌は、人間と人間の打ち合いにありますだけに、無償の信頼関係に支えられた、あるときは厳しく、あるときは温かく、魂と魂との打ち合いと、鍛えの触発作業を通してこそ、創造的生命というものは泉のごとくわき出してくるからであります。コンピュータ社会が進行し、教育の場にもさまざまな機器が導入され、ますます効率と便益を増していくであります。それはそれとして結構なことではありますが、その反面、さっき申し上げましたように、努力、忍耐、勇氣、愛情といった、古くて新しい人間の徳目が失われ、さらには創造的生命力が湧現するどころか、枯渇してしまつたならば、本末転倒のゆゆしき時代であり、これを心から憂うる者の一人であります。

次に、国際性であります。国際化時代が加速度的に進行する中で、有能な国際人をどう育成していくかは、日本の将来の死命を制するほどの重要性を持っていると言つても決して過言ではないと思つております。よかれあしかれ

現代の日本は、世界でも有数の経済大国となっております。最近の貿易摩擦が示すように、その日本がどういう方向を目指すかは、世界の動向に重大な影響を及ぼすのであります。かつて軍事大国から経済大国へと過去の歴史がどうあれ、今後の日本が平和と繁栄を享受していくには、軍事大国以外の道を歩むほかないと思つております。

私の尊敬する先生は、文化立国とは教育立国であると申されて、文化立国を目指すには、何としても人であり、語学にも堪能で、幅広い教養を身につけた力ある国際人を数多く育成するとともに、国際人として立ち行くには、政治や経済の実用的知識にとどまらず、自分の国の伝統文化への造詣と相手の国のそれへの理解、すなわち幅広い教養が要請されるのであると伺いました。先にも申し上げましたように、教養とは、福沢先生の言う物知りではない。立ち居振る舞いに至るまでみずからの人格に刻み込まれてこそ、真実の教養であると思つております。

文化とは生き方である、とエリオットの名言がありますように、それはつけ焼き刃の知識などではなく、マナーやしつけを初め、小さいころから教え込まれていなければ、決して身につかないものであります。そういう意味からでも、尊敬する先生が、文化立国とは教育立国であると申されているのであります。教育の場に要請される国際性も、まず魅力ある日本人としての個性の輝きを持っているよき日本人をはぐくむことであり、そのことがよき国際性であることと決して矛盾するものではないと私は確信しております。

次に、教育審議会の初会合についてであります。去る九月五日首相官邸で、岡本道雄会長のもと二十五人の委員全員が集まり、第一回の会合が開かれましたことは、皆様すでに新聞紙上でご承知のとおりでございますが、中曽根首相があいさつの中で、時代の変化に対応して、政治、経済、社会、教育、文化の各分野で改革を進める時期が来ていることを強調され、次いでわが国の教育制度に一定の評価を加えた上で、校内暴力や非行の増加、学歴偏重、学校制度の画一性、国際性の不足などの問題点を指摘され、さらに戦後四十年を経た今日、時代の推移に伴つて適切な改革

を要するものが生じてきていると述べられ、またわが国の産業構造の変化や情報化、高齢化の急激な進展に触れ、生涯学習への要請の増大、教育の国際化と、社会や文化の発展に対応できる改革の必要性を説いたその上で、改革の指針を三点にわたって示しております。一、固有の伝統的文化の維持、発展。二、日本人としての自覚に立ち、国際社会に貢献する国民の育成。三、普遍的人間社会の生活規範を身につけながら、高い理想と剛健な体力、豊かな個性、創造力をはぐくむことを目標として述べております。

また、森文部大臣は、補足する形で、希望する具体的な検討課題として、一、教育は、目標である人間形成の基礎を培う。二、画一的性格が強い学校教育の多様化、弾力化。三、教員の養成、研修。四、年齢に応じた多様な生涯学習。五、学校、社会を通じた人間評価や企業などの採用のあり方などを補足され、あわせて国民の理解、協力を得るための審議内容の公開について種々工夫をするよう要請されておられました。

以上のあいさつを受けて岡本道雄会長は、教育固有の不易のものに目を据え、世界に向ける日本人といった視点に立って論議を尽くしたい。国民の意見を広く努力が必要だと強くあいさつがりましたが、専門的お立場から、服部教育委員長と館教育長のご所見をお聞かせいただきたいと思ひます。

私としては、今回の諮問内容としては、ほぼ妥当なものと思ひますが、専門家でもありませんので、制度改革については今後勉強してまいりたいと考えております。

最後に、四日市市立教育センター設置についてであります。初めに申し上げましたとおり、今日ほど教育に対する関心の高まりは、かつてないことであります。物の豊かな反面、子供に心の豊かさ、耐性の欠如が大きな問題になっております。学校、家庭、社会の本来の機能の強化のために、教育委員会の積極的施策を望むものは、きわめて大きいものがあると思ひます。とりわけ学校教育の担い手である教職員の資質、能力の向上は、市民の期待する

ところ多大であり、教育者としての使命感、すぐれた指導力への要請が一層高まっているのが現状ではなからうかと思ひます。教育研究所につきましては、皆様すでにご承知のとおり、教育施策の推進と教育実践の充実に資するための教育研究機関であるとともに、教職員の資質向上を図る現職教育の場であり、市民に広く施設を開放してその利用に供していただき、教育相談に応ずる教育サービス機関であると思ひますが、いかがですか。

そこで、私なりに調査いたしました当四日市市立教育研究所は、昭和二十四年に設立されて以来三十五年の歴史を保持しておられるものであり、今日までの幾多の事業を遂行して、その成果を上げられてきたものであると推察しておりますが、残念ながら独立庁舎を持たずに来ました宿命とでもいまいしょうか、現在、教職員のライフサイクルに応じた研修が必要に迫られ、メディアの多様化や情報量の増大に備えて、教材の供給、教材製作、情報サービス等の整備充実をさらに急がなければならぬ現状にしては、まことに粗末きわまりないのが現状でございます。皆様方もご存じのとおり、現在は水道局の一部使用という狭小施設では、とうてい今日の教育的要請に十分対応できないのが現状ではなからうかと思ひます。したがいまして、市内の小中学校の整備拡充も一応計画どおりのめどをきつつあると聞き及んでおりますので、学校教育と家庭と地域社会の子供育成の協議により成り立つものであります。ゆえにその教育研究の拠点として、ぜひとも四日市市立教育センターの設置を強く強く要望するものであります。仄聞するところでは、第二次基本計画において二百万円の調査費がついておったところが、種々の状況によりお流れになったと聞き及んでおりますが、いかがですか。第三次計画においては三百万円の調査費をつけるのとことですが、来る六十年年度の予算に計上の上、早急に四日市市立教育センター設置について、お考えあるのかないのか、片岡市長職務代理者にお尋ねいたします。

二十一世紀の次代を担う子供たちをはぐくむためにも、市民に開かれた教育センターを、教職員の資質向上を目指

した教育センターを、また新しい時代の教育開発を志向する教育センターを一日も早く設置していただけることを要望いたしました。第一回の質問とさせていただきます。

○議長（喜多野 等君） 教育委員長。

〔教育委員長（服部昌弘君）登壇〕

○教育委員長（服部昌弘君） 特にご指名がございましたので、私から、あるいは私の答弁に漏れましたところは教育長の方から補足答弁いたさせます。ちょっとのどを痛めましたので、お聞き苦しいところはお勘弁をいただきます。これから答弁申し上げますが、どういってご答弁していいか、ちょっと私としても的確にできないだろうと思っております。もし見当違いなことを申しましたら、ご勘弁をいただきます。

教育の理念と、それから今日発足いたしました臨教審、臨時教育審議会の件につきましてご質問ございましたので、私が考えておるところをご答弁申し上げます。

先ほど来田中議員が極力主張しておられます教育の問題についての政治主導型があってはならないというご意見には、全面的に私は賛成でございます。今日、戦後四十年でございますが、次の世代を担う、私どもが預かっておりますのは小中学生でございますが、そういう子供たちの教育全般にわたる改革が、今日臨教審で正面から取り上げられているわけでございますが、何にしましても、四十年たちまして、日本の教育はそれなりの成果を上げてきたということは事実でございます。ただし、今日になってみますと、もう一度教育の基本から考え直さなければいけないんじゃないか、いろいろな問題があるんじゃないか、それが、臨教審が発足いたします理由だろうというふうに承知しております。

臨教審がスタートしますと、その構想をめぐりまして、すでに皆さん方ご承知のとおり、いろいろな論議が展開されております。今日のような社会状況でございますから、多様な考え方が当然だというふうに思いますが、われわれ教育に携わる者といしましては、その今後の審議の動向に非常な関心を持ちながら、審議会で、十分でかつ慎重な審議が行われるように期待したいというわけでございます。

一方、教育改革という問題につきましては、学校制度の問題が非常に大きなウェイトを占めておりますが、単にそれだけでこの目的が達せられるというふうには思っておりません。教育改革という問題につきましては、制度の改革が今日非常にむずかしい問題になってきておりますけれども、われわれに現在残されておりますか、われわれが置かれております教育状況、施設を含め、教育内容を含め、理念を含めまして、それらにつきましては、現在もわれわれは懸命にこれに取り組んでいかなければならないんだというふうに考えております。

先ほど来ご主張になりました教育の基本というのは人間にあると、人間を育て上げることにあるんだというご主張は、全くそのとおりでございます。今日まで、ともすれば片々たる知識の蓄積、その追求、偏差値教育、そういうようなことが積み重なってまいりました。それは人間を決して幸せにするものではないと思います。ましてや子供たちを幸せにするとは考えておりません。

ただ問題は、われわれが一生懸命になってやります一方におきまして、社会一般におきまして、学歴主義だとか物質万能だとか自己中心だとか、あるいは無責任だとか、そういう風潮の存する限りは、教育は根本的にはなかなか改良されません。われわれはそういう問題につきましても、人々の意識や生活態度を改めていただきまして、人間性を回復していくように、それが一番肝要なことであるというふうに考えて、これから先も微力を尽くしたいというふうに考えております。

われわれ学校を預かっておりますと、いろんなご不満あるいは至らないところがたくさんございますけれども、わ

れわれはその与えられた環境の中で、お預かりしております小中学生、子供さんたちを何とかして学校生活になじませ、それから学校生活、あるいは教育を受けるということにむしろ子供さんたちが意欲を示すような方向に、学校教育の仕組みをこれから考えていきたいと思っておりますので、至りませんが、これから先も皆さん方のご指導と、それからご支援をお願いしたいと存じます。

私、勝手なことを申しましたが、私の答弁で漏れておりますところは教育長の方からご答弁いたさせます。

○議長（喜多野 等君） 教育長。

〔教育長（館 増男君）登壇〕

○教育長（館 増男君） 教育の目指す道に関しまして、高邁なご意見、ご理論を拝聴いたしました。基本的には大賛成でございます。

先ほど委員長の方から全般につきましてお答えを申し上げましたけれども、実地面、あるいは過去の歴史的なことも踏まえまして、問題点も入れまして、私の考えているところを述べたいと思っております。

といいますのは、やはり最先端といえますか、現場にじかにつながる行政機関でございますので、何事でもそうでございますけれども、理屈どおりにはなかなか進まない。教育というのは、人が人を教育するというところでございます。子供を変えようと思つたならば、教師自体が変わらなきゃならぬ、そういうことは基本的にあるわけでございますが、先ほどはビクトル・ユゴーから福沢諭吉から、いろんな方のたとえが出てまいりました。私ども、そういったことは申す時間もございませんけれども、私自身は、昭和十九年に教職につきまして、二十年代、三十年代、四十年代、五十年代、満四十年教職並びにその関係行政機関についてまいりました。

そのうち、教育課程の改訂という歴史をたどってみましても、昭和二十年代、それこそ占領下における教育課程は、いわゆるアメリカ仕込みの経験志向といえますか、経験的なことを非常に大事にするという教育課程でございました。ところが、それに頼ってやっておりますと、どうも落ちこぼれができる、落ちこぼれといえますか、知識の落ちこぼれ、経験領域に入っていないところが出てくるということから、三十年の初めでございましたけれども、知識の系統というものを非常に重く見よ、いわゆる系統的な知識志向が非常に強くなってきました。そういうことによつて、学校の与える知識というものを非常に重視いたしました。

そうして三十年代が過ぎ、四十年代になりますと、ご承知のように高度成長期を迎えるわけですが、日本列島改造論等もございまして、科学万能時代という、そういった、いわゆる科学技術が相当進歩してまいりましたが、教育課程の編成方針の中にも、科学志向、科学的なことを非常に重視する、数学等においても、小学校二年生に集合理論などを入れて、そして早くから、学年をうんと繰り下げて科学的な知識を注入していく教育課程になってまいりました。ところが、オイルショック以後、科学の急激な進歩並びに社会の変化というものが、人間自身が自分で首を絞めているのではないか、本当の人間の幸せは何だというようなことが五十年の初めにありまして、いまから五年前でございませけれども、五十年代の教育課程の改訂は、人間志向。

大きく分けましてそういった四つの段階を経て現在来ておるのでございます。おっしゃるように、国の政治だけではございませけれども、社会の発展、世の中の進みぐあいに即応するというか、そういったことの要請を受けて、教育がその中身を少しずつ変えてきたということは事実でございます。

ところが、五十年代は、いま申しましたように、人間を一番大事にせよいかぬという、いわゆる人間志向の教育課程の基本方針に一応はなつていたのでございます。ところが、現場の実態を見ますと、やはり教える内容が非常に多くて、とても子供がついていけない。いわゆる落ちこぼれができる、落ちこぼれじゃなくて落ちこぼれかもしれま

せんけれども、そういった実態ができる。もう少し一人一人に光を当てなきゃいかぬということもありますもの、いわゆる四十人、四十五人の学級ではなかなか一人一人に手が届かない。そういったことから四十人学級のことでも出ましたが、低成長時代を迎えて、それらも思わしくなっていないという状況が今日かと思うのでございます。一方においては物質文明が非常に発達して、心の時代よりも物の時代ということから、その影響をもちに受けてきたと、こういう実態ではないかと思うのでございます。

したがって、ご提案になりました人間主導型の教育こそ原点であるということには全面的に賛成でございますし、現在行っている教育の基本的な方針というものはその上に立っているというふうに思われますが、実際のものもろの条件なり要素とかみ合わないところがあって、なかなか変わらない、教える先生の考え方もそう一遍には変わらないということから、思うようには進まないというのが現状だと思っております。

そこで、いろいろご提言があり、知育、本当の知識、本当の知識といいますが、私ども、真の学力というような言葉で言った方がわかりやすいと思いますが、おっしゃったのは、個別的なばらばらの知識が幾らあってもいかぬのではないか。人間の生きる力につながる知識、問題を解決するために生きて働くような知識が本当の知恵であるという、そういうお話であったかと思いますが、教育の現場においても、当然そういうことについてはやかましく言っておりますし、一番大事なことのひとつとして、いわゆる世の中に立ち働いてうまく生きていく、あるいはりっぱに成長し、名をなし遂げるという人たちが必ずしも学校の優等生ではないという過去のそうだったことも、いまの生きて働く本当の知恵があったからだ、こういうふうに思うのでございます。

したがって私どもは、現場においては現在は、知・徳・体とか、あるいは知・情・意・体、そういった人間的な力をそういう観点から見ると調和のとれた、人間全体としての育て方が大事だということを言っておりますし、そう

いう子供を育成するためには、学校体制や教師のいわゆる人間的な指導力も含めて、そういう人格の反映、投射をすることが教育である、こういうふうにご言います。その意味におきまして、子供がみずから、生徒がみずからいろいろな経験を通して、みずからの知識や情報をつくり出す学習といいますが、学ばされる学習という、そういう受け身じゃなくて、課題に取り組んでみずから学び、学習へ突き進んでいく、そういった転換を図る指導課程等を非常に大事にしているのが、現場の現在の努力でございます。その中には当然、おっしゃったように、人間の創造性、創造性の涵養はきわめて大事である。これについてはもちろんでございますし、私どもが常に言っておりますのは、たとえば学校教育の指導方針として掲げている基本方針は、豊かな心と丈夫な体を持ち、やり抜く子供を育てるということ、豊かな人間性を育成と、こういうふうにご言っています。創造的な物の考え方というのはいろんな場面に出てくるわけです。単に考え方じゃなくて、行動を通し、自主的、自発的に突き進んでいける子供、この子供が未来をしょっていける子供像ではないか、こういう考え方を浸透していっておるわけでございます。

その次に、国際性の涵養については、特に日本人としての自覚に立って、世界の平和と繁栄に貢献する国民の育成、これはどことも同感でございますし、現在の日本の置かれている状況からして当然、世界を舞台にして活躍できる人間を育成せよ、いかぬと思うわけでございますけれども、単に他国を知ることじゃなくて、すべての人々に接していきける、やはりそういった人権尊重の精神に徹する、人間尊重を基本とするということはきわめて大事なことでありますし、あらゆる機会をとらえまして私どもは、国際人としての自覚、そして行動力、こういう観点、特に日本人としては、過去の歴史に立った場合には非常に大事な要素ではないかと、こんなふうに思っております。今回の教育改革の論議が、発足いたしましたして、いろいろ出ておりますけれども、現制度はすぐにどういふふうに変わるということございません。先ほど、五十年代の、いわゆる現在の教育課程が人間志向の教育課程に基本的には

向いているということから、学校がそれに対してどのように教育経営を行えばいいか、改革しなければならぬところはどこかという、そういう観点に立って、私も見ているには、やはり相当改革すべき余地があるというふうに思っているわけでございます。生徒指導の工夫、あるいは学力というものの充実はどうあるか、校舎、校庭の有効利用、あるいは校外活動、社会教育と学校教育との乗り入れによる教育全般のあり方なども、非常に課題が多いわけでございますけれども、学校自体、いわゆる次代を担う子供を育成する学校は、やはり学校一丸となって学校自体の抱えている課題に取り組んでいかすようにしているわけですし、基本的には学校自体が特色を持って、そこそ生き生きと活動し、教師も子供も一体になって学校全体をつくり上げていく、こういう気持ちが大事ではないか。そこにおのずから人間的な全体像が、望ましい全体が浮かんでくるし、人間ができ上がっていく。もちろん家庭、地域社会のことでも大事ですけども、まずそういった体制をつくり上げることが重要なことでもありますので、そういうことを促進しながら現在を進めておるのでございます。

所感にはならないかもしれませんが、進むべき方向の一端を述べまして、所感とさせていただきます。以上でございます。

○議長（喜多野 等君） 市長職務代理人。

〔市長職務代理人（片岡一三君）登壇〕

○市長職務代理人（片岡一三君） 格調高いご議論の後でございますので、大変やりにくいんですが、簡単にお答えを申し上げます。

教育センターの設置についてでございますが、現在の教育研究所の現状につきましては、ご指摘のとおりでございます。この整備につきましては、現行基本計画の中で調査費を組み込んでおりますが、この整備方針等につきまして、

現在教育委員会内部でご検討をいただいておりますので、いましばらく時間をちょうだいしたいと思います。

以上でございます。

○議長（喜多野 等君） 田中基介君。

〔田中基介君登壇〕

○田中基介君 基本構想の中で、文化都市四日市を目指す。先ほども申し上げましたように、やはり文化は人でございます。そういう意味で、素人である私が勉強した一端をお話しさせていただきますながら、優秀な服部教育委員長、また館教育長の経験豊かな中から賛同いただき、本当にありがとうございます。どうか、二十一世紀に向かっての青少年の教育に、いまの心持ちを持ちながら実行していただき、先ほども委員長が言われた、やる気を起こす、これは私も大いに賛成でございます。やはりどんなことであっても、理論、抽象論、いろいろ出ましても、その本人にやる気、自分自身に、先生方にそれぞれやる気があれば、備わっていくと思えます。その点でひとつ今後大いに期待していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

先ほど片岡市長職務代理人からお話がありましたけれども、いま教育委員会でご検討中ということでございますけれども、先ほどもおられる教育の重大性、やはりこれからの二十一世紀を担う青少年の教育に、やはり四日市市としても、市長の次期への大きな目玉として、何か新しい、大きな理想のもとでのアドバンスをひとつ上げていただきたい、このように要望したいと思っております。

で、私なりにひとつ建設用地とか、そういう問題もいろいろ仄聞しておりますと、自動車の収容能力の問題とか、また平米数の問題とか、場所の問題とか論議されておられますけれども、もう必要性は十二分に教育研究所、委員会でも検討されております。ただ、私が候補地としてまず第一に提案申し上げたいのは、沖の島通り、新道通りの地域

振興課分室、あそこを大改造していただいて、ひとつ独立庁舎としていただければいいかと思えます。また二つ目に、栄町にある日本電建の裏の市の職員の駐車場ですけれども、あれもひとつ活用していただければどうかと。さらには、いま郵便局に貸しておりますところの旧市民ホールの跡地の利用とか、また旧庁舎であった市民センターの本庁に接続して、やはり教育委員会と研究所と離れておるといことが一つ気がかりでございます。やはりひとつ独立した庁舎を早急に選定していただく意思があるのかないのか、もう一度市長職務代理人にお尋ねいたします。

○議長（喜多野 等君） 市長職務代理人。

〔市長職務代理人（片岡一三君）登壇〕

○市長職務代理人（片岡一三君） お答えいたします。

整備をするとなりますと、やはり用地を確保しなければなりません。いま三つ四つほど用地の候補を挙げていただいたんですが、それから独立庁舎にするか、複合庁舎の中に組み込むか、そういったことも考えてまいらなきゃならぬというふうに考えております。したがって、その辺のことも整理いたしまして、早急に整備方針を確定いたしたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（喜多野 等君） 本日はこの程度にとどめることにいたします。

次回は、明日午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時四十分散会

昭和五十九年九月十二日

四日市市議会定例会会議録（第三号）

四日市市議会

○議事日程 第三号

昭和五十九年九月十二日(水) 午前十時開議

第一 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(四十三名)

喜川 金大 大 小 伊 伊 小 青 相  
多  
野口 森 谷 島 川 藤 藤 井 山 松  
洋 茂 武 四 雅 信 道 峯  
等 二 正 生 雄 郎 敏 一 夫 男 尚

○出席議事説明者

○欠席議員（一名）

市長職務代理者  
助 助  
役 役者

坂 片	川	渡 山 山 山 森 森 毛 水 水 益 前 堀 堀
倉 岡	村	辺 本 路 口 利 野 野 田 川 内
哲 一	幸 一	安 真 道 幹 和 辰 弘 新 寿
男 三	善 彦 勝 剛 孝 吉 朗 哉 郎 子 力 男 士 衛	

古 橋 野 野 永 中 豊 谷 田 高 佐 坂 後 後 小 小 粉 訓 久
市 本 呂 崎 田 村 田 口 中 木 野 口 藤 藤 林 林 川 霸 保
元 増 平 正 信 忠 廣 基 光 正 長 寛 博 清 也 博
一 蔵 和 洋 巳 夫 正 陸 介 勲 信 次 六 次 次 隆 茂 男 正

○議長（喜多野 等君） これより本日の会議を開きます。  
 ただいまの出席議員数は、四十一名であります。  
 本日の議事は、一般質問であります。

午前十時二分開議

○出席事務局職員

主 事	主 事	議 事 係 長	議 事 課 長	事 務 局 長
清 水	鈴 木	山 口	板 崎	宮 田
正 司	隆 彦	克 丞	大 之	勉

代 表 監 査 委 員	次 長	教 育 長	教 育 委 員 長
伊 藤	西 村	館 部	服 部
涼 一	正 雄	増 男	昌 弘

次 長	水 道 事 業 管 理 者	病 院 事 務 長	次 長	消 防 長	下 水 道 部 長	建 設 部 長	都 市 計 画 部 長	環 境 部 長	農 林 水 産 部 長	商 工 部 長	福 祉 部 長	市 民 部 長	財 政 部 長	総 務 部 長	市 長 公 室 長	調 整 監	収 入 役
尾 中	奥 村	田 中	鈴 木	山 口	前 川	島 内	東 口	樋 口	竹 村	宮 田	岩 山	鶉 飼	鈴 木	毛 利	奥 山	伊 藤	藪 田
忠 邦	仁 人	利 夫	鋳 勲	鉦 博	清 一	治 寛	照 一	二 郎	利 雄	義 弘	一 滋	道 美	武 男	道 助	武 爾	長 裕	

○議長（喜多野 等君） これより一般質問を昨日に引き続き行います。

水野幹郎君。

〔水野幹郎君登壇〕

○水野幹郎君 おはようございます。

けさの新聞は一斉に、光ファイバーの日本縦貫と、こんなようなものを取り上げておりました。光ファイバーがいろいろとうわさをされてから久しいものがあるんですが、この技術革新の速さと申しますか、そのことをまざまざと感じたわけがあります。当四日市でも大手の企業はもうすでに三年前からこの光ファイバーを使っている。こういうこともございまして、四日市の全体の技術レベルはずいぶん高いものだなと、こんなことをちょっと感じさせていたいただきましたので、余談ではございますが、お話をさせていただいたわけがあります。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきますと思います。

初めに、行政改革についてであります。総務委員会の参考資料といたしまして、行政改善整備計画の進捗状況と、こういうことを題しました資料をちょっと見せていただいたわけがありますが、行政改革について理事者初め職員の方々が真剣に取り組んでいたという内容がまざまざと見せていただきました。大変うれしく思うものであります。同時にまた、衷心より敬意を表したいと思います。

この中の一番最後の方に、今後の取り組み課題の主な概要と、こういうことが出ておるわけがあります。私も、前回の一般質問の中で行政改革について、いろいろな例を示しながら市長のご見解を伺ったわけがあります。そしてそれ以後、私のご提案を申し上げたこともこの中にすいぶんご検討いただいていると、こういうことで、大変感謝をいたしておるわけがあります。少しその中から、今後の課題から抜けている問題について、改めて前回の例を引きながらご所見をお伺いしたいと思いますので、前回と重複する点がありますが、ぜひひとつご勘弁をいただきたい

と思います。

初めに、学校給食についてであります。愛知県の豊橋市は集中方式をとっておるわけですが、民間と直営との経費比較を学校給食について行っておるわけがあります。その結果、料理の下処理、食器洗い、これが直営では年間二億八千四百四十七万円かかるのに対して、民間委託にいたしますと、何とその四分の一に近い八千九十万円でできることがわかったわけがあります。また、配送では、直営で一億二千万円、民間に委託をいたしますと七千万円、これも約半分に近いコストでできるわけがあります。資料は少し古うございますが、昭和五十五年度の予算より試算をいたしておるわけがあります。このような実態から、当四日市市におきましても、学校給食を今後どのようにお考えいただくのか、お尋ねをしたいわけがあります。

当市の学校給食では、児童一人当たり現在人件費が幾らかかっているのか、そしてまた、できれば五年ほどにさかのぼってこの推移をお聞かせいただきたいと思っております。

また、学校給食に従事をしていただいている人々の人員構成、年齢構成、あるいはまた平均年齢、この辺ができればお知らせをいただきたいと思っております。そしてまた、ただいたずらに定年退職による人員減を補充するのみではなく、将来の民間委託、あるいはまた児童がだんだんと減っていく中でどのように対処していかれるのか、お考え方を伺いたいわけがあります。

そして、今後幼稚園あるいは中学校と学校給食を実施されるとしたら、そのときにはぜひ民間委託ということをお考えいただきたいわけですが、この点について教育長のご所見もあわせてお伺いをいたしたいと思います。

次に、ごみ収集と屎尿収集についてお伺いをいたしたいわけがあります。地方自治研究センターの調査、これは五十六年度でございます。ごみ収集の場合、一トン当たり直営で一萬六千八百円、当四日市では一萬四千六百三十円、これが民間委託をいたしますと七千五百円、これもほぼ半分であります。これに対して屎尿収集では、一キロリット

ル当たり直営で一万四千元でございます。四日市では一万三千元。民間委託をいたしますと六千九百円、これも半分で行えるということであります。このようなデータが発表されております。

もちろん、直営は直営で大変よいところはたくさんあります。作業の責任を最後まで持つという点、あるいはまた市民に対するサービスが行き届く点、たくさんあると思います。しかしながら、経費を考えると、これだけの民間に対する差があるということをよく認識していただきたいと思うわけであります。

そこで、環境部長にお尋ねをしたいわけですが、これも先ほどお尋ねをいたしましたように、向こう五年間の単価の推移と申しますか、ごみ収集と尿尿収集に対する単価の資料をお示しいただきたいと思っております。

またあわせて、この仕事に従事しておみえになる方はずいぶん高齢の方が多いと思っておりますので、平均年齢ないしは人員構成、このこともお知らせをいただきたいと思っております。

浄化槽、水洗、この工事がだんだんと進んでいく中で、尿尿処理に従事する方々の仕事量というのはずいぶん減っていくと、このことも私は認識しておるわけがあります。一方また、ごみ収集につきましては、市民のたくさんさんの理解を得ながら進めておりますが、一向に減少していかない状態にあるということも理解をいたしております。さらにはまた、定年退職者がたくさん出ておみえになることも知っておるわけがあります。これを総合的にどのようになら民間委託、あるいはまた人員増について推移をされていくのか、でき得るなら増員ということをお安易に考えないで、先をはっきり見きわめていただき、計画を立てていただきたい。たとえば、例が悪いかもしれませんが、四日市にいろんな事業がございます。失業対策事業などはいまだにやめることができない。他市では早くから中止をした例もございます。こういうことで、先の計画をはっきりと見きわめて立てていただきたいことをお願い申し上げます。この点についても、環境部長からお答えをいただきたいと思っております。

次に、予算調書に事業ごとに職員数を明示したらどうかと、こういうことについてお尋ねをいたしたいと思います。

民間と直営の競争原理を公務の中に導入する考え方は、以前からいろいろな方面から言われていたわけがあります。確かに、競争のない、したがって停滞しがちな公共部門に活力を生むことができると思っています。それに同じようなことを可能にするのが、静岡県で行っております。静岡県の財政課がつくっております予算調書であります。これは、事業ごとに、打ち合わせ、交渉、審査、企画、申請というように、人工数を書き込んでおるわけがあります。ある事業を行うのにどれだけの動力が要するのか、それぞれの工程で費やされているかが調べることができるところであります。これを用いることによって、どの仕事に申請に手間がかかる、あるいはどの仕事に企画に手間がかかるかが容易に知ることができるところであります。各課、各自治体に競争を持ち込むことになり、つまり同じ事業を行うために、他県、他市とどれだけ生産性が高いのかも知ることができるところであります。このような予算調書は、今後さらに改良される必要があるかと思っておりますが、将来の行政に生産性の概念を持ち込むのに大変都合のよい資料だと思っております。当市の行政の分野に生産性の概念を導入して、それによって財政の健全化を図ることが可能になると私は考えますが、財政部長のお考え方はいかがでございますでしょうか、お伺いをしたいわけがあります。

次に、排水ポンプ場の集中管理についてであります。冒頭申しましたように、技術革新は、産業交通政策や、やがて国民の生活を確実に変えていくであろうということは、よく言われているところがあります。そんなことに対する理解力や創造力なくしては行政には携われない時代が、もうそこまで来ているように思います。当市でも幾つかに点在する排水ポンプ場に、コンピューターを導入して将来は集中管理をする方法は、より安全に、よりの確に、より低コストの運転をすることが可能になるわけでありまして、これらのエレクトロニクスの技術の進歩が社会にもたらすインパクトは、大変なものであらうと思っております。当市もこのような新しい技術を一日も早く取り入れる必要があるかと思っております。幸い新富洲原ポンプ場の完成を見ました。大きなポンプ場ができるたびに、周りの小さなポンプ場を自動管理しながら、将来の集中管理に向けての、いま大変重要な時期に来ているように考えます。このことについての

下水道部長のご所見をお伺いいたしたいと思ひます。

次は、富田、富洲原地区の水産加工と、その関連産業の振興についてであります。市内には水産加工業者が約四五社あります。ご承知のようにその大部分が富田、富洲原地区に立地して、主にサンマ、あるいはアジ、そしてハマグリと、このような仕事に従事しておるわけでありませう。沿岸漁業の衰退もあって、原料をほとんど名古屋に依存している家内産業であります。かつては天カ須賀から富田浜に至る間は、海浜浜州が存在する美しい白砂青松の浜辺でありました。この浜辺を利用いたしまして、伊勢湾の豊富な水産原料を加工して、多くの加工業者が繁栄をしたところであります。その後、伊勢湾台風により、あるいはまた伊勢湾台風後の高潮防止の堤防により、あるいはまた昭和三十四年、三十八年にかけて名四国道建設工事に伴い、この浜辺と海が寸断されたわけでありませう。水産加工には全く不協な場所となり果てまして、あわせてその時期より、赤潮の慢性化と油濁汚染等による漁場環境の悪化により、沿岸漁業の衰退によりまして、水産加工業者にとってはまことに厳しい環境となつていくわけでありませう。

また、これに追い打ちをかけるように、水産加工業者が水産加工の乾燥場として長い間使用しておりました浜州を昭和四十四年、一方的に海岸沿いの浜州敷約五・五ヘクタールを都市計画緑地に市が指定したのであります。水産加工業者はこの時期より全くこの話を聞かされていなかったわけでありませう。昭和五十七年に四日市の土木事務所長から四日市に対しまして、水産加工業者の不法占拠使用については、財産管理上支障を来しているもので、緑地計画、市道整備事業を早期に実現するよう要望があつたと聞いております。同時に、この浜州全体に、不法占拠の使用を撤去するおびたしい立て札が立てられたわけでありませう。水産加工業者は先行きに大きな不安を抱いている昨今でありませう。現在もこの立て札は立てられたままになっておるわけでありませう。地場産業の振興に格段のご配慮をいただく中で、このような事実をご認識いただきまして、早急に問題解決のためにご尽力を賜りますよう切望をいたすわけでありませう。同時に、坂倉助役からご所見をお伺いいたしたいと思ひます。

この浜州敷の問題、加工業者の問題につきましては、昨年のちようどいまごろかと思ひますが、後藤寛次議長の際でございます。水産加工業者が陳情に参りました。私も同席をさせていただきましたわけでありませう、あの環境では、今後大きくするにも製品の買い手がありません。あるいはまた面積が狭い、こんなような訴えをしていきました。そして、今回天カ須賀に埋め立てをされております土地が、恐らく自分たちとしては最後の選択のできる場所ではないか、このことを訴えていったわけでありませう。後藤議長も即市長にお話しをいたしておりました。そしてまた、それ以後数日たつてから市長に対し、水産加工組合の名前で要望書が出されております。要望書の内容は、前段を省かしていただきますが、「水産加工組合が乾燥場として長年使用してきた海岸線沿いの浜州を、昭和四十四年に一方的に都市計画緑地に県が指定したことに對して、大変な当惑をしておる。あわせてまた不法占拠のレッテルを張られて、浜州から撤去させられた業者もいるわけでありませう。こんな問題を円満かつ速やかに解決するために、天カ須賀埋立地の分譲に当たっては、土地単価に對し特別の価格の検討と利子補給のための資金面でのご協力をお願いする」と、こういう趣旨で市長に出ているわけでありませう。何と一年前でございます。

そしてまた、市といういろいろお話し合ひをしたのですが、港灣の問題があるということですので、たまたま港の議員でありました私が、昨年十二月にこの件も質問いたしました。それ以後定期的に会合を開いて話を詰めていくと、こういうことになっておりましたが、一向に進んでいかないわけでありませう。大変いら立たしく、苦々しく感じているわけでありませう、ここで過ぎたことをいつまでも繰り返してもせんないことだと思ひますので、今後の取り組み方について坂倉助役から、短く、的確なご返答でよろしいわけでございますが、お聞かせをいただきたいと思ひます。

これもちまして第一回の質問を終わらせていただきます。

○議長(喜多野 等君) 市長職務代理者。

(市長職務代理者(片岡一三君)登壇)

○市長職務代理者（片岡二三君） 行政改革についてということで、四つほど具体的にご質問をいただいたわけでございますが、私からこの行政改革についてということ、日ごろ考えておること等を若干申し述べさせていただきます。具体的なお質問については、それぞれ坂倉助役なり担当部長からお答えを申し上げます。

ご承知のように、現在、国、地方を問わず行政改革というのが花盛りでございます。それぞれ真剣に取り組みをいたしております。私どもも、この行政改革というのは、財政事情のいかに問わず、常日ごろから時代の変化に対応して組織や機構をどうすればいいのとか、また自分たちがやっておる仕事の中でむだはないかとか、不合理な点はないかということ等を常に点検して見直していかなくやならぬことだろうと思っております。また、先ほどのお話の中にも、総務委員会ではいろいろご検討をいただいておりますが、私ども事務改善委員会というのがございまして、その委員会の中でのいろいろ話しておりますと、固定的、観念的にならないようにと、こういう言葉がよく出るんですが、私もそのとおりでございます。やはり行政を固定的、観念的に見てはいけなないと、常にわれわれは問題意識を持って改革をしていこうと、こういうふうな職員一人一人の気構えというか、気持ちというか、こういったものが非常に大切なんじゃないかというふうに考えております。

そこで、ただいまの四つの具体的なお質問の問題の中で特に指摘がありましたのが、私ども行政に携わる者と民間とを比較いたしますと、どうしても、コスト観念というか、原価意識というか、そういったものに欠けておると。そのとおりだというふうに私も思っております。特に競争の原理とか生産性というのは、こういった厳しい経済情勢下でございますので、それを追求していかなくやならぬことは、ご指摘のとおりだと思います。

ただ、われわれ公務員というか、公共行政に携わる者としては、やはり大きな目的がございまして、それは、ご承知のように、公共の福祉であるとか地域住民の福祉の向上という、こういった大原則がございまして、こんなことから、どうしても経済性、合理性とか、競争の原理であるとか、そういったことを追求し過ぎますと、やはり若干

危険があるんじゃないか。したがって、われわれに課せられた公共の福祉の向上というふうなことは常に念頭に置きながら行政改革ということを進めていかなくやならぬと、こういうふうにご考えております。

それで、繰り返しになりますが、私どもは常に行政上のむだを排除して、そして不合理を是正しながら、行政の簡素化、合理化、効率化に努めていかなきゃならぬと、こういうふうにご考えております。

以上でございます。各問題については、それぞれお答えをさせていただきます。

○議長（喜多野 等君） 教育長。

〔教育長（館 増男君） 登壇〕

○教育長（館 増男君） 行政改革に関しまして、学校給食のご質問にお答えを申し上げます。

まず、実態について、人件費の動向、あるいは給食婦の年齢構成等ご質問がございました。人件費等、ちょっと詳細調べておりませんので、また後からご報告申し上げたいと思っておりますが、百二十五名の正規職員の五十八年度の人件費だけ調べてみますと、四億円を超すという実態が出ておりますが、過去五年間にわたりまして、そのほかパート、臨時、それらを入れますともう少しふえるわけですが、その実態は後でご報告申し上げたいと思っております。

それから、一食当たりのことについてはお尋ねになりませんでしたけれども、現在一食当たり百八十五円という値でもって調理を進めております。それが五十八年度、いまの人件費だけを一食当たりにはね返しますと、約八十二円という数字がね返っていきましますし、そのほか光熱水費、維持管理費等を入れますと、一食三百円以上にもなっております。それぐらいのことがおおよそ言えるのではないかと、このことを頭に置いていただきたいと思います。

それから、年齢構成でございますけれども、給食婦の百二十五名の内訳といたしまして、二十五歳未満が一名、二十五歳から三十五歳が六名、四十歳までが三十八名、四十五歳までが三十六名、四十五歳から五十歳までが十五名、五十歳から五十五歳が六名、五十五歳から六十歳が四名、こういう実態になっておるのでございます。平均が三十九。

四歳というところでございます。

そこで、学校給食に関しましていわゆる行政改革の部面は、きのうも話が出ました地方行革推進小委員会の報告におきましては、学校給食業務管理の的確を期しつつ、調理を含めた民間委託を推進することとし、単独あるいは共同方式においても調理員をパート化する云々と、こういった表現が出ております。これに関しまして文部省は、できるものからそのような方向を検討していきたいと、こう言っておりますが、現在のところ具体的な対応策は出ていないわけですが、出ていないからといって私どもも安閑とはしておれない。何とか合理的な、かつ給食の水準を下げない方向をやはり検討しなけりやならぬ、そういう時期に来ているということは切実に感じておるわけでございます。このことに関しまして、たとえば本市の学校の状態からして、文部省のいわゆる給食婦配置基準に照らし合わせますと、百五十五名要るわけなんです。そこを百二十五名でやっておりますが、それに六時間パートを十六名、三時間パートを十四名、それをプラスしながら百二十五名で合理化をして進めている、こういうように、ある程度は運営方法について努力して、真剣に取り組んでおるわけでございますけれども、先ほどもお話にございましたように、先々児童数が急激に減少していきますので、今後の退職といえますが、その実態と児童の減少をあわせて、欠員の補充にはやはりパートでもって補わざるを得ないというような状況ではないかと思えます。中学校あるいは幼稚園の給食は、いまのところなかなか踏み切るわけにはまいりませんけれども、もし実施するといった場合には、民間の委託方式を含めまして十分検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、過去三十年間、ちょうど今年が学校給食が開始されて三十年になるわけですが、学校給食が教育活動の一環として、子供たちのおいしくて楽しい学校給食ということの本身で、豊かな人間形成に果たしてきた役割、このことを十分、これからもやはり必要な、大事な分野と私どもは考えておりますので、そのこととこのことをやはり相矛盾しないような合理的な運営、運用といえますが、そういう方向を考えなきゃならぬというふうに

考えておりますので、ご理解をいただきたいと思うのでございます。以上でございます。

○議長（喜多野 等君） 環境部長。

〔環境部長（樋口照一君）登壇〕

○環境部長（樋口照一君） まず、過去五年間のごみあるいは尿尿の収集の原価と申しますか、そんなものについてお答えを申し上げたいと思います。

ごみでございますが、五十四年度が一万三千八百九十一円八十四銭というのが単価でございます。それから、五十五年年度が一万四千九百八十七円五十九銭、五十六年度が一万四千六百三十六円一銭、五十七年度が一万四千三百二十七円三十五銭、五十八年度が一万六千七百七十九円八十五銭でございます。それから、尿尿でございますが、先ほど水野議員がおっしゃいました五十六年度一万三千円という数字は、処理原価、いわゆる終末処理の原価も含まれた数字で示されたように私、聞き取りましたので、少し金額が違いますが、ご説明申し上げますと、五十四年度が七千五百六十七円三十七銭、五十五年年度が八千四百七十四円四銭、五十六年度が八千三百四十四円七十四銭、五十七年度が八千六百七十二円八十三銭、五十八年度が八千九百一円というような形で推移をいたしております。これはあくまでも収集という部門での単価でございます。したがって、焼却、埋め立て、あるいは海洋投棄、あるいは下水の処理場への委託、朝明処理場への処理委託というようなことの経費は抜いてございます。

それから、次の年齢の問題でございますけれども、実はこの年齢構成については、ちょっと資料を忘れてきましたので、ご容赦いただきたいんですが、平均年齢の推移を申し上げますと、ごみの方が、昭和五十四年が四十二歳、それから毎年一歳ずつふえていくような感じで、五十五年が四十三歳、五十六年が四十四歳、五十七年が四十五歳、五十八年は四十六歳、現在が四十六歳幾つということ、四十七歳に今年度中にはなろうかというふうにご考えております。それから、尿尿の方でございますけれども、これも大体年々一歳ずつふえていくような感じでございますが、五

十四年で四十四歳、十五年も同じように四十四歳、何か月という端数をちょっと省略いたしておりますが、五十六年度が四十五歳、五十七年度は四十六歳、五十八年度が四十七歳、五十九年度がまた一歳ふえていくような感じでございます。

それから、職員の数推移でございますが、直接収集処分に充当いたしております現場職員の数で申し上げますと、ごみの方が、五十四年が百五十三名、これは年度末のときの人数で申し上げますので、途中で不幸にして亡くなられたり、あるいは病気のため退職というようなこともございまして、多少の数の変動はあろうかと思っておりますが、年度末の数字で申し上げます。ごみが、五十四年度が百五十三名、五十五年度が百五十二名、五十六年度が百五十四名、五十七年度が百五十五名、五十八年度が百五十六名、五十九年度が百五十五名。それから、尿尿の方でございませけれども、五十四年度が九十二名、五十五年度が九十三名、五十六年度が九十二名、五十七年度は八十九名、五十八年度が八十八名、五十九年度が八十七名ということで、現在の数字でございませますが、そういう形で推移をいたしております。こういうことで、大体全体の数としては、この五年間、変動がないような形で推移をいたしております。それから次に、従来からコスト等との関係で、民営委託の是非論についていろいろご議論いただいております。でございますし、これは全国的な都市の傾向といたしましても、その辺いろいろ論議があるところでございますが、それらに關しまして私どもいまままで進めてきた取り扱いなり、あるいは今後に向かつての考え方なりについて若干申し上げます。

まず、全般的に民営委託への移行の問題につきましては、私どもとしましては、直接市民との接触のない部門、たとえば埋立処分場の工事とか、あるいはいわゆる灰の転送というようなものも実施をいたしておりますが、そんなもの、あるいは埋立処分場の汚水の処理施設の運転管理というようなものなど、新しく発生をします中間処理的なもの、あるいは最終処分的なものも含めて、そういう処分的な分野で民営化を進めてきたというような経緯がございます。

いませし、今後もそういうことではかなり積極的に進めていくことになろうかと思ひます。

ただ、ごみ収集などに見られますように、資源化、あるいは減量化というようなことや、有害ごみ対策、いろいろ分別収集によりませ細分化というようなことで、ふえてきます業務等につきましましては、できるだけ作業態勢を見直しますることによつて、増員をするのではなくて、現在の人員の中でやりくりを考へていくように努力をし、全体としてコストアップを抑制していきたいというふうに考へております。

尿尿の部門につきましましては、現在七割が直営でございまして、三割が民間委託というような状況にあるわけでございますが、この尿尿の収集につきましましては、公共下水道あるいは北勢沿岸流域下水道というようなものの進展もございませし、ただいまご指摘ございましたように、浄化槽の普及というようなこともございまして、年々減少を示してきておるのは事実でございます。したがいまして、先ほど人数の推移の中で申し上げましたが、総体としての数は変わらなくて、尿尿の方からごみの方へ三、四人の異動というような形で対処してきておるわけでございますが、しばらく進行して、あるいは北勢沿岸流域下水道等の進捗によつては、特に民間委託をしております業者地域、富田、富洲原というところが中心になってきますから、当然その辺の民間業者の仕事の確保という問題も当然出てくるわけでございます。

いずれにしましても、この尿尿の収集という問題につきましましては、減少していく業務でございませるので、そこらで見きわめをして、ごみの方でふえてくる仕事量に対応していくような形で人事異動を行つていくというようなことで、全体としての人員配置がふえないようにませ考へていくと。過去もそうでございませましたし、将来についてもそんなような形で進めていきたいと思ひますし、そのことで高齢者の退職を何とか補完していくような考へ方で進めていきたい、こんなふうに考へておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思ひます。そのような観点から実は、最近のことでございますけれども、この清掃事業全般について一週關係する職員が、現場で働く者も、管理をする側でありませ

す私どもも含めて、全体で清掃事業そのものを考える会というふうなものをひとつつくり、いわゆるじみちな検討によるコスト低下に何とか努力をしていきたいと思えますし、そのことで住民サービスの低下につながるような取り組んでいくつもりでございますので、その辺もあわせてご理解のほどお願いを申し上げます。

○議長（喜多野 等君） 財政部長。

〔財政部長（鈴木一美君）登壇〕

○財政部長（鈴木一美君） 事業ごとの職員数を予算書に明示してはどうかというご質問でございますが、いま行政改革全体の中で特に人件費というのが大きく取り上げられております。そういった面で、またあるいは競争の原理、あるいは生産性を高めるといふ意味合いからのご提言というふうに承りましたわけでございますが、いま具体的に例を引かれました静岡県でございしますが、ただ言いわけになるかもわかりませんが、県の立場と市の立場と、相当事業の組み合わせというものが変わってまいるかと思えます。特に市の場合に一つの事業、特にハードな面で事業を進めるといふことになりますと、用地買収、あるいは事業を進める上での地元周辺の交渉事に非常にウェイトが高くなってまいりまして、こういったものに対して、果たして数的に計量化できるかということには、若干疑問があるわけでございます。ただ、それは観念的にこういうことは申し上げて、皆さん方も納得していただく部分もあるかと思えますが、正直なところ、たとえば一年間を通じてどの課が全体の事業でどれだけ用地買収に日数と人員を要したかといったような具体的な統計をとったこともございません。ただ観念的に、この仕事は用地買収がえらかったということで、用地買収が終われば九割方終わったような感覚で仕事を進めております。県の場合には、直営の事業もあるわけでございますが、国から県を経由して市町村に事業を流すといった受け皿があるわけでございます。そういった面で、人工数等も算定がしやすいという面もあらうかと思えます。私どもも、コンサルタント事業等におきましては委託契約の際に、相手の民間業者がどれだけの人員とどれだけの労力を使うかといったことも、一つの物差しとして

委託料を決定し、契約をしておるわけでございますから、そういう面では、算定ができないというものではないと思えます。ただ、さきに申しましたように、事業面におきましてそれぞれ事情が異なるということで、平均的なものでやった場合に、それがある意味では現課の方に対して、もろ刃の剣として受けとめられる部分もあるんじゃないか。やる気があるかっておるのか、やる気がなくて考えておるかというおしかりも受けようかと思えますが、私としては、ただいまのご提言につきまして、できることならやってみたいというふうな意思を持ちまして研究をさせていただきますと思っております。

○議長（喜多野 等君） 下水道部長。

〔下水道部長（前川鉦一君）登壇〕

○下水道部長（前川鉦一君） ご質問のありました排水ポンプ場の集中管理につきましてお答えを申し上げます。

下水道施設の維持管理に当たりましては、ただいまご指摘のありましたように、経費の節減、人員の適正化といった立場から、常に適正管理を行うべく努力をいたしておりますが、すでに一部の施設におきましては、遠方監視制御などの方式を積極的に取り入れまして、管理に当たっております。今後新增設される施設の管理に当たりましては、基本的にはこの集中管理方式を導入し、対処してまいりたいと考えております。現在公共下水道では、日永浄化センターにおきまして、すでに第一、第二系統の集中管理を実施いたしておりますが、さらに第三系統につきましても中継ポンプ場を無人化し、遠方監視による集中管理を行う計画で現在事業を進めてところでございます。

また、ただいまお話の中にもございましたように、北勢沿岸流域下水道の関連事業として、四日市市と四日市港管理組合との間で進めてまいりました新富洲原合同ポンプ場につきましては、このほど施設の一部も完成をいたしまして、現在すでに操業に入っておりますが、富洲原運河内で施工中の雨水幹線の接続を待って、このポンプ場をキース

テーションとする北部地域の排水ポンプ場の集中管理を実現すべく、現在実施に向けてまわりの調査検討を進めているところでございます。これまでの調査では、技術的にはほぼ可能であるとの見通しを得ておりますので、下水道施設の集中管理のモデルケースとしてこの計画を進めてまいりたいというふうに考えております。

なおこのほか、既存の排水ポンプ場の集中管理については、各施設の自動化、ノーマンコントロール方式への改良が必要であります。この改良には多額の経費がかかることから、今後さらに各施設の特長、機能、経済性、安全性、あるいはまた改良効果、こういった点につきまして十分検討を行いながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いをいたしたいと思います。以上でございます。

○議長（喜多野 等君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） ただいまのご質問の第二点目の問題につきましてご答弁をさせていただきます。

地場産業の振興につきましては、これは本市の重点施策といった立場からこの問題を取り上げ、早急に解決をしてまいりたいと思っております。

ご指摘の水産加工業者が使用しております土地は、現在国有地でございます。これにつきましては、ご指摘のとおり、昭和四十四年に都市計画決定をいたしました。海浜緑地というふうにしたわけですが、今後早急に事業化をさせていただくということで、この中で、水産加工業者が移転をしてもらうことになるわけですが、長年海浜という形で乾燥場として利用していただいていたことを十分配慮いたしまして、今後早急に地元の皆様方と話し合いをしながら、適切な解決をするよう、誠意を持って対処してまいりたいというふうに思いますので、どうか今後ともご指導のほどをお願い申し上げます。

なお、土地、融資面でも今後前向きに、十分配慮してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（喜多野 等君） 水野幹郎君。

〔水野幹郎君登壇〕

○水野幹郎君 ご答弁ありがとうございました。

行政改革については、大変きめ細かく進めていただいているということをしみじみと感じたわけであり。多くの市民がこの行政改革について大きな関心を示しているところがあります。今後とも系統立って、将来の見通しの誤りのないようにご検討いただくことを要望したいと思います。

次に、富田、富洲原の地区の水産加工に関連しての件でございますが、坂倉助役からはっきりとしたご答弁をいただきました。このことがぬか喜びに終わらないように、ひとつきめ細かく詰めていただきたいと思います。前回も市長から、あるいはまた坂倉助役からお話をいただいたんですが、その詰めの段階において、どこがどうなったのか、一向に進まない、こんなこともございましたので、この質問はこれを最後となるように、ぜひひとつご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○議長（喜多野 等君） 暫時、休憩いたします。

午前十時五十三分休憩

午前十一時五分再開

○議長（喜多野 等君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

相松 尚君。

〔相松 尚君登壇〕

○相松 尚君 通告の順序に従って質問をいたします。

まず最初に、当市で石油コンビナートが臨海部に稼動を開始して以来二十数年を経過しております。大気汚染を初めとするあらゆる生活環境阻害の公害が、きわめて全国的にも懸念されるような実態であったんですが、昭和三十九年の五月だったと思うんですが、環境の規制といえますか、大気汚染、水質汚濁等の法規制が施行されて、地域指定を受けて、ちょうど本年で二十年目に当たります。この間、国・県・市、行政機関が連携を密にしながらいろいろな指導を行って、また企業側も企業なりに技術開発、それから公害防止のための設備投資等を行った結果、現在、規制の範囲内での状況になったということは、市民としても喜ばしいことでもあります。関係機関からのいろんなデータを見せてもらっても、一応規制の範囲内というところにとどまっているという状況で、これは一面ではそういう努力の面もありますけれども、現在の構造不況の中の企業、工場の稼働率の低下、生産量の減少というものも要因として入っておるのではなからうかということも考えられます。

そこで、最近特に案じますのは、経済界が上向きになっているという状況の中で、生産量の増大等も考えられますので、その際においても、常に常時監視の体制を行政当局が整備していくという姿勢を保っておって、新しい問題が出た場合でもすぐ対応できるような情勢にしておいてほしいということを感じておりますし、現在の状況はどうかということをお尋ねします。

なお、先ほど述べましたように、稼動開始以来相当の年月がたっておりますので、プラントそのものが老朽化しているのではなからうか。老朽化しても、いま景気が悪いからというようなことで、放置されているとは思いませんけれども、その辺の事故の原因になるような事態はどうチェックされているかどうかということについての対策、対応をお示し願いたいと思います。

それから、通告にちよつとずれますけれども、中小企業等のプライベートといいますが、中小企業に対する公害防止の面で融資制度がございますが、どのような融資の活用状況かどうかということ、後で結構ですから、データとしてひとつ出していただきたいと思っております。

次に、児童福祉施設の整備の問題でございますが、本年は例年にない猛暑で、熱帯夜が五十日近いというものを自分たちが体験しましたけれども、当市の児童福祉施設、たとえば乳児院、希望の家等に在園している、またそこで生活している子供たちがいかにこの夏を過ごしたか。暑い暑いということではなかなか寝つきが悪いとか、明るる日に影響するとか、たまたま夏休み中といえども、七月からずいぶん暑かったんですが、そのための設備はどうなっているのか。一般家庭の子供たちと同じような生活環境にすべきが本当ではなからうか。冷房の問題もありませんし、それから空気をかえる換気扇の問題とか、そういう面の設備がどうなっているか。また、できていなかったら、これからどうするかということもあわせてお尋ねしたいと思っております。

それから、保育園等についても、ゼロ歳児、また一歳児、二歳児の子供を預かって保育しておりますが、保育のカリキュラムの中にお昼寝の時間ということが設定されておりましたが、各園では一時間ないし一時間半昼寝をさせておられます。そういう面で、ことしのような夏の場合、冷房を置くことは若干健康管理上問題があるという専門的な意見もございますけれども、それはそれとしても、この猛暑に対する対応ができていたかどうか、将来どうするかという問題を福祉部長にお尋ねしたいと思っております。

それから、第三点でございますが、緑と親しむ市民運動についてですが、太陽と緑のある豊かなまちづくり、これは市長のスローガンであり、市民の願いでもあるわけなんです。現在、相当時間をかけて何万本という木が植わっております。その管理はともかく、そういういままでの既設の森と森、またグリーンベルトの地帯を結んでいって、市民が散策できるような、そういうような場を市内に四カ所ないし五カ所、ハイキング、ジョギング、サイクリング等を一つのブロックの中でできるようなものにまとめ上げていくというような構想と、その場に植物園的な施設を置いて、子供が「お父さん、この木は何の木」と言われた場合でも、すぐ教えることができるように、また子供自身も

勉強できるような、そういう植物園。また森があれば鳥が飛んできますし、鳥の自然観察もできるとか、そういうような子供を対象とした自然の遊び場を十分配慮してもらって、緑の町という、自然のものを活用しながら整備をしていただきたいと思っています。

それと、さらにもう少し市民一人一人が木を植えて、自分で管理し、自分で育て、楽しむというような市民運動を提起したいんですが、それについて現在都市計画の方ではどのような、公園緑地課の方ではどのような構想、対策を持っているかということもお聞かせ願いたいと思います。

たとえば、南部丘陵地で結婚式、それから赤ちゃんが生まれたとか、金婚式、銅婚式の記念植樹をやっていますが、それから成人式には記念の苗木を配布しておりますが、その後の管理状況を、やはり市民がみずから苦勞しながら育て上げていくというそういう運動を、何か具体的な方策で、市として統一的な方策をこの際出していきたいかどうかと思っております。いわゆる緑の輪を広げるという運動をひとつ提起したいと思います。

それから、第四点として市長を囲む懇談会のあり方でございますが、理事者が市民の中に入ってきて、市民要求をつぶさに聞いていくという広聴、広報じゃなくて広聴の方で、いま市長を囲む懇談会が各地で順番にやってもらっておりますが、しかもこれはもう数年を経過しております。しかし、実態は非常に形式化しておるような感じがしてなりません。余りにも懇談会そのものが、時間は二時間から二時間半でございますが、事前に整理され過ぎて段取りがよくでき過ぎていて、質問者が質問しても、というような感じを受けますし、質問する前提で、ご質問の内容はどういうことですかとか、テーマは出してあるんですが、もう少し細かく具体的にだとかいうようなことで、事前に質問者に対して当局側から整理をしてかかるというか、悪意ではないと思えますが、余りにもきれいごと過ぎていて、よくな感じのする懇談会でございます。私もずっと四、五年参加させてもらっておりますが、だんだん形式化していくような感じがしますので、特に自治会長さんとか各種団体の団团长さん、その人たちの実績報告のような、自分の団

体の実績報告に済んでいるような感じがきわめて強い。要望ということになるとまた性格が変わってきて、生に、いわゆる役職についてみえない市民が、まじめな市民といえますか、素直な市民が率直に市長との対話のできるような、そういう懇談会に持っていったらどうかと思えますが、当局側はどのような考え方を持ってみえるか、その辺をお聞かせいただきたいと思えます。一つの曲がり角に来ておるといような感じがするので、あえて提言するわけです。

それから次に、第五番目の問題でございますが、職員の研修でございます。この職員の研修もずいぶん歴史があり、市長が常にこの議場で職員の意識開発ということを言っておりますけれども、そういうものを実現していくための一つの手段として、職員に対する研修制度があります。現に研修がほとんど連日、グループを変えておりますけれども、上級、中級、それから監督者だとか、それから専門職と、やっておりますけれども、研修内容についてはデータを基に、見せてもらいましたが、細かい面から大きな地方自治の問題まで入っておりますが、実際研修を受ける職員は、何を研修したいのかという面の把握がどうか、要求を取りまとめているかどうか。それからもう一点は、研修の成果がどのように上がっているかどうか、そのチェック。民間と違って、このことをすれば、いままで三個つくれたものが研修すれば四個になるんだというような数字で出てくるものではないと思えますけれども、やはり市民サイドから言えば、研修ということを職員がやってみえるなら、何とか反応を期待するわけです。その辺のチェックがどういうぐあいになっているかどうかということをお尋ねしたいと思います。

それで、やはり個人個人の啓発も大事でございますが、やはり職場での研修、職場の主人公はだれだと、自分たちの仕事に住民の要求にこたえているかどうかというように、何をあわせた、それぞれのパートでの職場での研修会、事務連絡だけじゃなくて、そういう中身、血の通った職場研修をセットされ、これからの計画の中に具体的に入れてもらったらどうかということ提言しておきます。

そういう意味で、研修のあり方、現実、将来というものをあわせて質問しますので、人事当局からの回答を求めま

す。

以上で第一回の質問を終わります。

○議長（喜多野 等君） 環境部長。

〔環境部長（樋口照一君）登壇〕

○環境部長（樋口照一君） お答えを申し上げます。

まず、質問の中で第一点といたしましては、現在石油化学コンビナートの操業度が若干下がっているという現状の中で、現在の四日市地域の環境が環境基準を満たしているという実態にある。これが、現在景気が上向きにあると言われている中、今後、コンビナート関係の操業度が上がるに従って公害が増すのではないかと、そういう意味で十分監視体制を、あるいは指導をとというようなことが基調であるように伺ったわけでございますが、これについて若干考え方を述べさせていただきます。

ご指摘のように、現在四日市地域におきます公害の現況といたしましては、先般三重県が発表しましたように、一部光化学オキシダント、あるいは河川におきます生活環境項目で若干問題はありますものの、二酸化硫黄あるいは窒素酸化物などの大気汚染や水質の中の健康項目あたりにつきましては、環境基準を達成しているというふうに発表されておられ、着実に改善をされてきたということが述べられております。ご指摘のように、この工場の操業度の低下ということ、その辺のご心配もあらうかと思うわけでございますが、私どもの考え方としては、近年の公害防止のための設備の進歩といえますが、整備の状況、あるいは技術の進歩、あるいは省エネルギー化ということ、それぞれ各企業とも対策をとられておるわけでございますが、それらのことが相乗的な効果を持つておるといふように私ども理解をいたしておりますので、今後操業度が上がったということで、そのことだけであつてのように環境汚染が特に大きくふえてくるというようなことはないというふうにいま考えております。

また、大気汚染防止法その他の公害防止に關します法令や条例などによります総量規制というふうなものは、当然にフル稼働をしたときのことを想定して、その時点で環境基準が達成できるように配分がされておるわけでございませぬので、そのような観点から言ひましても、操業度が上昇したことによつて、現在の環境基準を達成しておる状況が非常に悪くなるということはないことは考えられないというふうに思つております。

また、公害防止設備、機器の運転管理の状況等の確認についてでございますけれども、これは毎年公害防止計画の推移等の進捗状況、あるいは推移等のヒヤリングを年一回やるわけでございますが、その時点でも十分聞き取りを行つたり、あるいは適宜報告を求めたり、立入調査というふうなことも行うというふうなことで、今後この管理体制については万全を期していきたいというふうに考えておるところでございますので、ご理解を賜つておきたいと思ひます。

それからもう一点、中小企業への公害防止設備融資等についての状況でございますけれども、ちょっと資料等を持ち合わせておりませんので、後で明細を作成いたしましてご報告させていただくということでご理解を賜つておきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（喜多野 等君） 消防長。

〔消防長（山口 博君）登壇〕

○消防長（山口 博君） ご質問のございましたコンビナート工場のプラントの老朽化に対する事故防止についてどのように指導しているかという点につきましてお答えを申し上げます。

コンビナート施設については、事業者において、常に法令に定める技術基準に適合するよう維持管理の義務が課せられておるわけでありまして、各社ごとに年一回以上定期的に点検を実施いたしまして、その結果は記録し、保存しなければならぬということになっております。

加えまして、特定施設につきましては、法に定める年限ごとに綿密な保安検査を実施しなければならないということに相なっておるわけですが、消防本部におきましては、これらの義務の履行を確保するために、全施設に対して年一回以上の定期査察を実施しておりますほか、毎年六月の危険物安全管理強調月間に実施する防災診断、あるいは重点項目を定めて適宜実施いたしますところの特別査察等によって、施設、設備の経年変化を含むすべての災害要因の排除に努めているところでございます。

そのほか、コンビナート地域防災協議会を通じまして、安全対策の推進について指導し、災害の未然防止を図っておる現状でございます。

なお、危険性はなくとも、きびなどによりまして外観の汚れが目立つ施設につきましては、美観の確保に配慮するよう指導してまいりたいと、かように考えております。以上でございます。

○議長（喜多野 等君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） 児童福祉施設の整備につきましてお答えいたしたいと思っております。

ご質問の件は、夏場における児童福祉施設の高温に対する対応設備はどうなっているかということだったと思っております。いろいろご心配いただきましたが、ありがとうございます。実は、児童福祉施設におきましては、学校と違って、先ほどお話がありましたように、生活の場でもあるというようなこともありまして、われわれといたしましては、家庭に近い生活環境がそこでつくり出されるように努めておるわけでございます。しかしまた一面、設備面で、家庭と違ひまして自然の外気の通風も非常によろしいと、そうした一面もあるのも事実でございます。四日市市におきましては、建設のときに冷房設備をいたしましたのは、希望の家の乳児部と、それから乳児保育所としての西浦保育園にしております。基本的に国の方としては、施設の設備基準として、冷房設備については認められておらないわけで

ございますが、四日市においてはそうして実施しまして、その他の施設におきましてはすべて扇風機を整備しまして、それに対応しているということと考えておったわけでございます。しかし、確かにこの夏等は非常に高温でございましたので、夏場の指導や訓練をさらに効果的に実施したいということもございまして、あけぼの学園、これは肢体不自由児、あるいは精薄児の施設でございますが、その訓練室、それと希望の家の集会室、さらには保育所でゼロ歳児保育をやっておる部屋に対しましては、冷房設備を整備してまいりました。今後とも、あと残っているのはゼロ歳児の保育室ということになるわけでございますが、ゼロ歳児の保育室が増加してきた場合には、それぞれの部屋には設備をしてまいりたいと考えておるわけでございますが、その他の場につきましては、保育所を含めて、身体に与える影響等も考えますと、問題を感じますので、慎重に考えてまいりたいと思っておりますので、ひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（喜多野 等君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（東 寛君）登壇〕

○都市計画部長（東 寛君） 三番目の緑と親しむ市民運動についてお答えさせていただきます。

森と森、グリーンベルトを配置しまして、植物園等を中心に持ちまして、子供を対象とした自然の遊び場の形成のご提言があったわけでございます。私どもといたしましては、特に南部丘陵公園、それから今後整備してまいろうと思っております。また下草等の整理もして、ある程度自由に出入りできながら、そういう景観を楽しみ、勉強等

もできるものを工夫してまいりたいということでございます。もちろんこれにつきましては、専門的な方のご意見を十分拝聴しながら進めてまいらうということで、現在いろいろな計画しておるところでございます。

第二点の市民の緑化の行政の参加でいろいろ工夫がないかということでございます。現状でございますけれども、まず春秋の緑化推進期間にはそれぞれ苗木の無料配布を行っておりますし、草花いっぱい運動ということで、募金によりましてその草花の種子の配布を、各家庭や公共施設等、また地域の関係の方にもお配りして、草花をふやしているということも現在やっております。また、市民グリーンカーニバルでございますけれども、これも最近各種団体の参加を得て、ますます市民の参加を得ながら、非常に親しまれるものになってきております。出生、結婚等の記念植樹でございますけれども、これも参加者は年々ふえてきておりまして、学校、自治会等にも参加を呼びかけ、さらに輪を広げるように努めてまいりたいと思っておりますし、現在の植樹場所でございます南部丘陵だけではなくて、伊坂ダム周辺にも実施を考えてまいりたいというふうに思っております。また、街路樹等につきましても、単なる行政側だけの植樹ということではなくて、あかつき台団地でも実行したわけでございますが、地区住民の方の参加を得まして、樹種、また配置の方法、後の管理方法ということで、いろいろ参加を得てきております。また、ボランティアによりまして、たとえば野鳥の森の造成や、またクリの大林等の造成もしております。今後とも市民の方々とともに一つ一つ、緑の推進につきまして工夫をこらして、一段と輪を広げてまいりたいと思っておりますので、今後ともよくご指導をお願いしたいと思っております。以上でございます。

○議長（喜多野 等君） 市民部長。

〔市民部長（鶴飼 滋君）登壇〕

○市民部長（鶴飼 滋君） 第四点目の市長を囲む懇談会のあり方についていろいろご提言をいただきました。ありがとうございます。

私ども、地区懇談会につきましては、市政に対する地域の総合的な意見やご要望等を率直にお聞きいたしますとともに、市側の方針や考え方をお伝えいたします広報広聴の場として開催をいたしているわけでございまして、同時にまた地域の皆さん方の連帯を深める場所として開催をいたしているところでございます。特に最近におきましては、住民の皆さん方が中心となりまして地域の課題を設定いたしましたして、参加者が議論をしながら、その推進に努力をいたしておる地区もかなりあるわけでございまして、地域社会づくりの上の一つの成果を上げているのではないかと、あるいはまた形式的に流れたりするなどの問題もございしますので、過去七年間にわたりまして懇談会を開催してまいったわけでございますけれども、この際各面から十分にひとつ検討を加えまして、より実効のある懇談会になるように努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。以上でございます。

○議長（喜多野 等君） 総務部長。

〔総務部長（毛利道男君）登壇〕

○総務部長（毛利道男君） 相松議員の最後の職員研修のあり方についてお答えをさせていただきます。

相松議員も長い間ご経験していただきましたように、私たち市の職員は、それぞれの場所におきまして絶えず市民の方々や接しながらいろいろな仕事を進めておるわけでございますけれども、そのために、何かありますとすぐ問われますのは、職員の姿勢の問題でございますし、またそういった職員に対する研修のあり方ということがすぐ論議されるわけでございます。したがって、ただいま職員研修所におきまして、そういった意味で、どうすれば研修の実効性がより高められることができるかということ等を常に念頭に置いてやっておるわけでございますけれども、この研修の目的を効果的に達成しようということになりますと、いまご指摘がありましたように、確かにこの研修ニーズというものをどうやったら的確につかむことができるかということになるかと思っております。現在研修所で行っております

研修、これは新採から部長級の研修まであるわけでございますけれども、そういった研修と、それからそれぞれの職場で行われております研修、さらには自分のみずから行う研修、いわゆる自己啓発といえますか、そういった三つの研修が十分連携をとられるところに、本当の研修の意義があるのではないかと、いうふうに考えております。

少し理屈っぽい言い方で恐縮でございますけれども、研修の必要点、いわゆるニーズといえますのは、大きく分けまして、組織を通じて一つの目的を持って行われるもの、たとえばいろいろこの議会でも論議されてきたところでございますけれども、たとえば地域社会づくりの問題なり、あるいは同和の問題なり、それからさらには行政の文化化といったような、そういった組織を通じて一つの目的を持って行われる研修があるわけでございます。それと同時に、たとえば個人のみずから求めて行う研修でございます。こういったものは、具体的にはいま非常に庁内でも職員がそれぞれ意欲的に取り組んでおりますけれども、パソコンあたりの研修なんか、それがそれに該当するんじゃないかと思われまます。ただ現在役所の中で主として行われておる研修ということになりますと、いま前者で申し上げました、組織を通じて行われておる研修になるのではないかと、いうふうに考えております。

しかし、今日のように行政に対する住民の方々の要求が非常に多様化してまいりまして、単にいままでのように上司の命令だけ、言われたことだけを遂行していくという職員ではなしに、おのおのが公務員としてのはっきりとした目的意識を持ちながら、自分自身の判断力というものを最大限に発揮して、責任を持って職務を遂行する職員が何よりも求められておるところだ、というふうに考えております。したがって、そこに一番必要なのは、職員みずからの自覚とやる気でございます。こうした考え方を育成していくために、それぞれの職員の仕事に対する意欲や考え方を十分尊重しなきゃならぬというふうに考えております。したがって、そういった中から研修に対する職員のニーズというものをつかんでいく必要があるんじゃないかというふうに考えております。

それからもう一つ、こういったいろいろ行われております研修の成果というものを、それじゃどういふような形で

測定するのかということですが、これは非常にむずかしい問題ではございますけれども、現在研修所では、それぞれの研修が終わった段階で受講者から受講後に研修日報を、これはアンケートでございますけれども、そういったものの提出をさせたり、あるいは研修のレポートを提出させながら、それぞれの研修から得ました理解度、それからどのぐらいにその研修の自分としての効果があつたかといったものを調査しながら、そういったものを総合的に分析をして、今後行われる研修をより実効性の高い、あるいはもっとと受講者に親しまれる研修になるように、努力を重ねてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いたいと思っております。以上でございます。

○議長（喜多野 等君） 相松 尚君。

〔相松 尚君登壇〕

○相松 尚君 ご答弁ありがとうございました。

いま答弁をいただいたんですが、やはり市民として一番心配しているのは、コンビナート企業の老朽化による事故発生といえますか、最近の新聞を見てもあちらこちらに出てくるのは、コンビナート関係の事故の原因は施設の老朽化であったというのがきわめて数的に多いんで、特にその辺を、コンビナートを持っている当市としては、現在以上に、いろんな制度がありますけれども、フルにその制度を活用してもらい、消防職員の数の問題もありますけれども、十分その辺のチェックを事前にさせていただくよう要望しておきます。

それから、市長を囲む懇談会の件でございますが、先ほどちょっと申し落としましたけれども、時間が二時間から二時間半の間で、理事者の説明といえますか、広報の方が一時間近くかかっていて、本当に聞きたいとして、また言いたいとして集まってきた市民が、その余り時間を活用しておるといふか、そういうような感じがあるんで、その辺もひとつ技術的に十分検討し直してもらわないことには、市長を囲む懇談会という民主的な計らいといえますか、そういうようなものが消えていくような心配があるので、十分その辺のところを踏まえて企画、実行をお願いしたいと

思っております。

それから、先ほどちょっと触れましたけれども、行政側が質問者のところへ夜電話をかけて、昼中いなかったからしょうがないけれども、この質問はしてもらっても段取りしてございますので、というようなこととか、そういう事例があつて、何だかおせん立てし過ぎていてというような、具体的に言えばそういうことなんですが、余りきれいに済んでいくような懇談会ではなくて、生の懇談会をひとつ企画してもらうように特に要望します。

それから、五番目についての総務部長の回答といいますが、報告ですが、自己開発は家でもできるし、それから私も電車を通して、一生懸命本を読んでいる市の職員も見受けれます。その本は、内容を見ると、やっぱり地方自治の本だとか、いろんな勉強になる本を、教養的な本を読んでも、やっぱり職場で仲間同士が、自分の仕事を通じて隣同士、机を並べている仲間同士が、自分たちの仕事はこれでいいんだろうか、この方法でいいのかという、職場会議といいますが、職場研修をもっともつと高めてほしいと思ふんです。ところが、ある職員に聞きますと、二、三の職員に聞くと、「相松さん、そんな暇あるかき。仕事にばわられて、勉強するなんて職場会議で、お互い同士が連絡するのもなかなか大変なことなんだ」というような実態でございます。それで、先ほどちょっと触れましたけれども、月に一回ぐらいは半日、監督者といいますが、部課長と職員が、せめて二時間でも三時間でも時間をかけていただいて、いまの仕事はこれでいいんだろうか、いまこの法律で四日市の市民が救われるのかどうかというような論議もすることがきわめて大事ではないかと思ふます。そういうものを含めて、今後の研修というものを、組織研修と職場研修、それから自己研修、この三点をうまくみ合わせた研修を進めていただきたいと思います。

以上要望です。質問を終わります。

○議長（喜多野 等君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時四十五分休憩

午後一時一分再開

○議長（喜多野 等君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

森 真寿朗君。

〔森 真寿朗君登壇〕

○森 真寿朗君 一般質問も二日目の後半になりますと皆さんと重複することが多くなるかと思ふますけれども、ご容赦をいただきたいと思ふます。また、理事者の皆さん方にも重複した答弁が出てこようかと思ふますけれども、重複する答弁はもう結構でございますので、できるだけ明確なご答弁をいただきたい。冒頭お願いを申し上げておきたいと思ふます。

それでは、通告に従い質問をいたします。

第一点目は、公共用地の登記の遅れであります。本会議でたびたび問題提起をされております道路用地の登記については北の方から順に進んでいるとの前回の答弁でございましたが、現時点でどこまで進展をしているのか、お伺いをいたします。

また、私の地域でも代が交って当時の用地提供の事情が受け継がれておらず、返還等の問題が生じておりますが、せっかく貴重な土地の提供を受けたのでありますから、何を放っておいても登記を済ませて、名実ともに公有ということにしなければ当事者に申しわけがない。そういうことではなからうかと思ふます。理事者のこの点についての姿勢をお伺いすると同時に、登記事務の予算についても明確な答弁をお願い申し上げます。

なお、広場等の登記関係についても同様促進方を強く要望するとともに、その広場の施設完備についてもお伺いをいたします。

道路は登記はつかなくても、その道路が完成すれば供用開始していくわけでございますけれども、広場等の施設については登記が済まなければ手をつけられないということで、市民は当然この土地は公共の広場ということで理解をするわけでございますが、そういうことが一般常識でございます。しかし、その施設が道路と同じように完備をされないと、一応地元としてはこれは市の公共の広場であるということで理解をしておいても、市としては施設がそういったことで手をつけられないということで市民から不信が市に対して起こってくるわけでございます。そういったことから、これを何とか行く行くは公共の土地になる、公共の広場になる、みんなの広場になるということである程度の施設を完備というところまでいかなくてもやっていくのが、対市民に対する市の姿勢ではなからうかと、こう考えるわけでございます。そしてそういうことによつて、いろいろと登記上の問題では事情があるとは思いますが、その点についても市と市民との間にうまくそういった事務が行われるようお願いをしたい、こういうことで、その点についても理事者のご意見等もお聞かせいただきます。

次に、二点目は、林業再建ということで大変大きなタイトルをつけましたが、少し市有林の管理の考え方について市の首脳の方をお伺いいたします。

さきに政府が発表した八十三年度の林業白書は、これによりますと近年都市の膨張や過密化の進行で自然への希求など森林の公益的機能の発揮に対する国民的要請がますます強まっていると、指摘をしております。他方白書は、長期化している林業生産活動の低迷は、林業に依存する度合いの大きい山村社会にも大きな打撃を与えているとし、このことが、わが国の森林の造成を困難なものにしている、こういうことで森林の有する多面的な機能を発揮する上での重大な支障を生じる懸念があると指摘をしております。そのために林野行政として森林計画制度の適切な運営、林業生産基盤の整備拡充、国土保全対策の充実、林産物の生産、流通、加工対策の強化、活力ある山村社会と林業の担い手育成など広範な施策を総合的に推進するとしております。そこで、国有林、市有林の管理運営について、特に市

有林について白書の指摘している点の今後の計画、整備拡充、保全対策、生産、流通、立木での加工と担い手、山村社会の育成等についてお伺いをいたします。

私どもどちらかと申しますと四日市市の山村でございますから、農業と関連してこういった問題についてももう一度見直す点があるのではなからうかと、こう考えております。加えて国土保全の立場での予算増額、災害復旧跡の植林の要請、こういった点についても強くご要望を申し上げておきたいと思っております。

次に第三点目は、市民の安心できる防災体制の確立についてであります。一昨日この防災計画書をちょうだいいただきました。これの中にも具体的に解説していただいておりますので、重複点についてはお許しをいただきたいと思っております。本年も本市では各地域で防災訓練が市民参加の中で行われましたが、それに関連して質問をいたします。防災災害復旧について住民の意見を十分聞いての計画となっているかどうか。これは実はある程度市で作成されたとおりに訓練をやっておりますと、ことしも山村、あるいは私も地域になりますと地震で堤防が切れた、こういった訓練も必要ではなからうかという声も聞きます。地域地域にやっぱり合った訓練、こういったことも取り入れる検討もしなければならぬのではないかと、こう思うところでございます。したがって、こういった訓練計画についても市民の意見を十分計画に入れていただいておりますかどうか。次に、整備する器材、食糧、医薬品、これらについて十分完備しているかどうかと、加えて、水の配布計画、ここにも載せていただいておりますけれども、これで十分かどうか、こういった点についてもお伺いをいたします。

広域防災計画について近隣自治体との協議機関、あるいは自治体間の協定、こういったものがあるかどうか、どうなっておるか、この点についてもお伺いをいたします。

次に、本市は市内に多くの埋設管がある、昨日からいろいろ問題が提起されております。そこで、その定期点検についても本日も消防長から答弁をいただいておりますが、もう一つ、管の破裂個所が直ちに判明できる

システムはどうなっておるのか、これからそういったシステムをつくらうとしておるのか、お尋ねをいたします。

次に、危険物を積んだ車両の通行、あるいは避難の規制等でありますが、これは実はバイパス、この計画もなかなか進展しない、こういったことでこの危険が解消されていないと、こういうことから、義務づけとは申せませんが、その点の規制なり、あるいはその指導なり、こういったものがどうなっておるか、お伺いをいたします。

次に、防災災害復旧事業は、現在の国の法律でいきますと道路、河川、山、公園等の個別事業になっております。国には補助制度の見直し要望等問題はたくさんございますけれども、私も市民から見ますと点から面への総合防災災害復旧事業が必要と思うわけでございますが、この点について本市としてどう検討をさせていただいておるのか、今後検討を加えていただくのか、お伺いをいたします。

最後に、当市の人口移動による消防体制についても、私の昨年六月議会の質問で、市長の答弁によりますと、西部地域全般にわたっての分署的機能が發揮できる体制づくりで六十一年度ぐらいに大体一億五千万程度と、こう答弁をいただいておりますが、その後の進展についてお伺いをする予定でございましたが、昨日も消防長から豊田議員の質問に対して答弁いただきました。その答弁にまだもう少し具体的につけ加えたい、こういうことがありましたらご答弁いただきたい、同じ答弁なら結構でございます。以上の七項目についてひとつ明快な答えをいただきたい。

それから最後に、企業誘致の業種についてお伺いをいたします。

厳しい産業情勢の中で行政活動に敬意を表しますが、先端技術産業を内陸部へと、こういう計画はすでに私も承知をいたしておりますが、今日の石油化学産業の衰退を見ると、将来長きにわたり当市が産業都市として繁栄し、それを維持するには、この企業誘致に努力している今日が一番重要な時期ではなからうかと思えます。もちろん公害の問題も第一番に考えていただいて、そして誘致をしていただくと、こういうことでございますけれども、何度も申

し上げますが、いまの時期が一番重要な時期ではなからうかと、こう考えるところでございます。

そこで、先端技術産業について申し上げますと、私は私なりに少し勉強させていただきましたので、その点についてお伺いを申し上げます。エレクトロニクスは、その基盤となった科学はすでに一九四〇年代に完成している、こう聞いております。バイオテクノロジーは、生物生命に関する多くのなぞがいま急速に解きあかされつつあり、つまり科学が爆発し、まさに生物革命が進んでいると言われています。バイオテクノロジーはこの生物科学に密接に関係し、新しく発見された事象がすぐにその技術に結びつく有望な分野であるということでエレクトロニクスの分野以上に、予想のつかないほど将来の可能性が無限にある、こういう分野だと聞いておりますが、本市のこの分野の産業評価と今日までの企業誘致の経過なり、今後の誘致の考え方について、あわせて本市の既設企業の中にもその分野で先頭に立っている企業があるわけです。たとえばバイオテクノロジー関連の主な公開特許記録によりますと、昭和四十九年から五十八年までの十年間にその特許をとった記録を調べてみますと四百十四件あります。その中に当市の既設企業でございます味の素、ここが五十二件特許をとっておる。また三菱化成が二十件の特許をとっておる。こうなっておるわけでございます。この二社だけで実に公開特許の中の六分の一もの特許を持っているわけでございますが、その企業の将来計画について市として真剣な議論がなされておるか、企業に対するアタックがなされたかどうか、それから今後あるのか、こういう点についてお伺いをいたしたいと思えます。

何分不勉強でございますけれども、私もこういった点について真剣に取り組んでいかなければならぬ大事な時期だ、重要な時期だと、こう考えておりますので、その姿勢について明確な、誠意ある答弁をちょうだいしたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（喜多野 等君） 建設部長。

〔建設部長（島内清治君）登壇〕

○建設部長（島内清治君） 質問の第一点目、公共用地の土地の登録の促進についてということでございます。質問の中には道路関係、広場関係、二点あるかと思えます。

まず道路関係からお答えをさせていただきます。現在道路関係の未登記につきましては、推定でございますが、約一万件、一万筆になっておるわけでございます。その原因といたしましては、町村合併以前からのもの、それから町村合併時にいわゆる道路造成、これが非常に強く地元の方から要望が出てきたわけでございますが、工事の方が先行いたしました登記の方がおさびりになっておったということ、それから三点目に相続関係で直ちに登記のできないもの、大まかに分けましてこの三点になるわけでございます。いずれにいたしましても、地元の地主の方々には非常にご迷惑をかけておるわけでございます。相済まなく思っております。五十五年度から順次処理をしていくというような計画を立てておるわけでございます。五十七、五十八年度では年間の処理件数を五百件以上という目標を立てておるわけでございます。したがって、人員的な問題もございしますが、五十八年度からは臨時の専従職員も配置をいたしました。また予算的にも五十七年度から見ますと、対比にいたしまして一七・一兆のアップ、増額をしておるわけでございます。しかし、いずれにしましても、相当な件数でございます。短期間に処理ということは非常に難しい問題であろうかと思えます。ですが、その中でも急を要するものにつきましてはその都度処理をしていくという方針でおるわけでございます。いずれにしましても、ご指摘の趣旨を十分踏まえまして今後なお一層努力を払っていきたく、かように考えておる次第でございます。

また、広場の関係でございますが、これにつきましても同様のことが考えられるわけでございますが、土地の所有者と十分協議をいたしまして、できるだけ早い機会に承諾の得られるように努力を払っていきたく、また地元の関係者のご意見、ご協力も十分賜りながら処理をしていきたく、かように考えておる次第でございます。以上でございます。

○議長（喜多野 等君） 総務部長。

〔総務部長（毛利道男君）登壇〕

○総務部長（毛利道男君） ただいま森議員の方からご質問のございました二点目の林業の関係と、それから三点目の防災体制の関係についてご答弁を申し上げます。

ただいまご指摘をいただきました市有林に対するご答弁は後ほど申し上げるといたしまして、いま冒頭にいろいろ林野行政に対する貴重なご意見を賜りましたので、少し四日市の森林の現状を申し上げてみたいと思えます。森林は申すまでもなくわれわれから災害を未然に防いだり、あるいは木材資源の確保なり、それから緑の保全、さらには水源の涵養等々の機能を持ち、私どもの生活には欠かすことのできない自然の恵みだろうというふうに考えております。したがって、こういう森林に対する施策というものはきわめて重要でありますけれども、現在四日市におきます林野面積は四千五百五十八ヘクタールでございます。当市域の約二一％を占めておるといふような現状でございます。さらに、これらに対します施策といたしまして、水沢地域を中心に広がる冠山国有林は営林署の方が直轄で整備をしていただいておりますし、それから民有林は県の林業事務所の方でいろいろご指導によって作業計画が進められ、保育なり間伐等の事業を進めながら、危険区域においては順次治山事業を進められておるといふような現状でございます。また、市の野外活動センター内におきましては、昭和五十八年度から六十年にかけて生活環境保全林整備事業として約一億円で、生産林の助長と市民の保健休養のための整備を進めております。

なお、環境美化と緑を守るために当該地域をマックイ防除地域に指定をし、枯れ松の伐採駆除並びに薬剤散布を実施し、また造林によっていろいろな木の種類の転換を図りながら総合的に森林の保全に努めておるといふような現状でございます。

そこで、お尋ねの市有林の管理運営でございますけれども、現在市有林管理委員会に諮問いたしまして、五年ごと

に市有林の施業計画といいますが、作業計画を樹立しながら事業を進めておる現状でございます。市有林内には約九十ヘクタールの人工林がございます。そのうち十年から二十年ほど経ました杉、ヒノキ材が四十三ヘクタールを占めておりまして、除間伐及び枝打ちなどの保育作業を行いながら、優良材の生産に力を入れておる現状でございます。

なお、管理に当たりましては巡視員が一名、それから補助員を三名置きまして管理行為を通じながら、山林保育の担い手でございます。人夫、あるいはご指摘のございました山村社会育成などに十分意を配して努めておることでございます。当該予算につきましては毎年増額を図りながら努めておるところでございます。

さらに、五十八年度の災害によります復旧工事跡につきましては、ほぼ工事が完了いたしましたので、今年度中に植林を実施してまいりたいというふうな予定でございます。林業の関係は以上でございます。

次に、三点目の安心できる防災体制の確立ということいろいろご指摘を賜りましたが、このご質問三点ほどいただきます。この一、二の点につきましては本市の地域防災計画及び水防計画の策定、並びにその内容についてお触れをいただいたというふうに理解しております。これらの計画につきましては、災害の予防、それから万一の場合の応急対策、それからさらには復旧の三つの面からなっておるわけでございまして、災害対策基本法なり水防法等に基づいて定められておるところでございます。本市ではその内容を毎年防災会議にかけまして、あるいは水防協議会等にもおはかりをしながら、避難所等の指定については地区市民センターを通じて地域住民の方々と十分協議を重ねさせていただいておるといふ現状でございます。さらに、本年もその内容については修正を終えまして、地域住民あるいは自治会の方々を初め議員各位あるいは防災関係機関、隣接いたします市町村にも配布をさせていただいたところでございます。

それから二点目の資材関係の配慮についてでございますけれども、防災対策資材等につきましては、その備蓄倉庫を昭和五十八年には二カ所、それから本年は一カ所、さらに水防倉庫につきましては現在二十九棟設置しております。緊急の際必要といたします最小限度の資材等についてはできる限り確保しておるわけでございますけれども、毎年その増強についても意を持って進めておるところでございます。もちろんこれだけで十分とは申し上げられませんが、その市の対応だけで不足する場合には、常日ごろ大規模小売店等とも十分連携を保ち、その確保にも努めておるといふふうな現状でございます。

それから、三番目にございました広域防災計画について近隣自治体との協議あるいは防災協定の問題でございますけれども、この防災対策を推進する上で、単に市だけではなく隣接市町村などと広域的に対処することはきわめて重要でございます。特に河川改修、それから地域開発、地盤沈下、洪水、高潮、地震、こういった大規模災害等に対して相互に応援、協力体制が必要でございます。したがって、これらにつきましては災害対策基本法なり消防組織法、あるいは水防法にも明らかにされておりますけれども、現在では消防救急業務、それから水道業務などにおいて実施しておりますが、今後ともその重要性にかんがみまして四日市地区広域市町村圏計画あるいは本市の地域防災計画の実施の中で推進するとともに、県、隣接市町村、防災関係機関等と密接な連絡協体制を進めてまいりたいというふうに考えております。

それからさらに、あわせまして、六点目の災害復旧事業についてご答弁させていただきましたけれども、この災害復旧についてでございますけれども、現状は災害復旧事業はあくまでもそれぞれの施設が被害をこうむった場合のみ原形復旧を施行するものでございまして、道路、河川、それから砂防、下水、漁港等については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法が適用され、運営面では国の各省庁で十分調整がなされておるところでございますけれども、市におきましてこれらの実施面で可能な限り関係機関並びに関係部局と十分な整合性を図りながら、事業実施については十分今後とも配慮してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご了解を賜りたいと思います。

上でございます。

○議長（喜多野 等君） 消防長。

〔消防長（山口 博君） 登壇〕

○消防長（山口 博君） 安心できる防災体制の確立についてご質問をいただきました、その消防関係につきましてお答えを申し上げます。

第一点は、埋設管の定期点検並びに管の破損個所が直ちに判明できるシステムはどうなっているかと、こういうご質問でございましたが、コンビナート工場における保安点検、あるいは保安検査、並びにいわゆる安全確認の状況につきまして先ほど申し上げましたとおりでございますが、消防本部といたしましてはコンビナート工場の実施した点検等についてその結果を確認をしているほか、毎年一回以上安全制御装置並びに緊急遮断装置、漏洩検知装置、ポンプ類等の地上施設について定期的に巡察をいたしておるところでございます。また、埋設配管の腐食や材質劣化の異常の有無をチェックするために、昭和四十七年から本市独自に定めました石油類導管保守管理基準というのがございますが、これに基づきまして、埋設後十年を経過した配管につきまして毎年掘り出し検査を実施して、その状況を確認しているところでございます。昨年は五十一本の対象配管につきましてその検査を実施したわけでございますが、いずれも異常のあるものは認められないという状況でございました。埋設配管の破損等の異常を覚知するシステムにつきましては、各配管系統ごとに流量、いわゆる管を使って送っている流量及び圧力を測定する計器が取り付けられておるわけでございまして、これと連動をいたしまして自動的に危険物の漏洩等の事態を緊急に検知する装置が設置されております。従業員による二十四時間体制で監視がされておるような状況でございます。そのほか日常的には埋設配管付近に設けられた検知口がございますが、毎日一回以上巡回をいたしまして点検をし、安全を確認しておると、こういうことに相なっております。埋設配管につきましては、今後とも十分安全確保を図っていく所存でございます。

ます。

第二点の危険物を積んだ車両の通行あるいは避難の規制はどうなっておるかというお尋ねでございますが、地震等の災害発生時における、いわゆる危険物等積載車両の通行規制というものにつきましては、ご承知の大規模地震対策特別措置法というものがございしますが、これによりまして強化地域、またはそれに隣接する都道府県、当県のような場合でございしますが、公安委員会は住民の避難路確保と緊急車の通行確保のために車両の通行禁止または制限を実施するように規制がなされております。当市におきましても、四日市市地域防災計画に基づきまして車両の通行禁止等交通の規制を行うとともに、危険物積載車両につきましては災害の状況に応じて迅速に安全地帯へ移動させるよう規制がなされております。

第三点の西部地域における分署体制の問題につきましては、昨日も豊田議員にお答えを申し上げましたように、現在部内において鋭意検討を加えておる段階でございしますので、ご了承を賜りたいと思っております。以上で終わります。

○議長（喜多野 等君） 市長職務代理者。

〔市長職務代理者（片岡一三君） 登壇〕

○市長職務代理者（片岡一三君） 最後の企業誘致についてでございますが、先端技術産業の誘致につきましては、もうご承知のように本市の経済、産業の活性化のためにきわめて重要であります。いままでも努力をいたしてきたところでございますが、先ほどのご質問の趣旨を踏まえて一層努力をいたしていきたいと思っております。よろしくご協力をお願いします。

それから、特にご指摘のございましたエレクトロニクスやバイオ、ファインセラミックスなどの先端技術というのは、将来的にも市場の飛躍的な増大がやはり有望視されておりますので、この辺をできれば誘致をいたしたいというふうに考えております。それから、市内の企業でもその研究開発をやっております、ファインケミカルやバイオテ

クノロジーの関連事業に大きな関心を持たれております。特にバイオは今後一番成長が見込まれる産業であるということなのですが、私どももいたしましたとしても二年ほど前でしたか、市内の各企業に対して先端技術産業分野の動向について調査を一応いたしております。それで、その中で市内の一部の食品、ちよっとその具体的な企業名を挙げますことはいろいろ差しさわりもできますので、ちよっとご勘弁いただきまして、それで化学企業の中にバイオ関連の先端技術を企業化しているものがたくさんございます。それからさらに、医薬品の分野への参入もすでに具体化しつつあるということも見受けられております。

ただ、この調査を行いました際に、やはりこういった問題は企業の最高機密に属するところから、行政として入り込んでいくにはある一定の限度がございます。やはりその辺の点が一つネックになっておるんじゃないかというふうに考えております。私どももいたしましたは、こういったバイオテクノロジーを初め高分子複合材料やファイナセラミックス、また新素材、省エネルギー、新エネルギー開発等の総合的な先端技術開発が当地域内ですます進められるように、大学等の試験研究機関や、また立地条件、受けぎらの整備をやっていかなきゃならぬというふうに考えておりますが、各企業の動向を見ながら技術情報の情報交換等も含めて、今後行政としてできることをやっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長(喜多野 等君) 森 真寿朗君。

〔森 真寿朗君登壇〕

○森 真寿朗君 ご答弁ありがとうございます。公有地の問題でございますが、いろいろと現地で市の職員と話をしていきますと、どうも職員の数の問題あるいは予算の問題、この辺ですね、おくれを生じておると、こういうのが実態でなからうかと思えます。したがって、この点についても普通の予算の問題やありません。これはもう必ず実行しなきゃならぬ問題でございますので、予算の増額の要望をしておきたいと思えます。

次に、市有林の管理の問題でございますが、実は市有林で収益を上げるとか、それに見合った経費とか、こういった計算をしておったんでは市有林の管理についても消極的にならざるを得ませんので、これは先ほどご答弁いただいたように認識を改めて、新たにさせていただいて、国土保全、生活環境を守る大切な行政をやっていかなきゃならぬと、こういった考え方で認識を高めていただきたい、こう考えております。

それから防災の関係でございますけれども、答弁によりますと、広域防災ということで近隣市町村との協議会あるいは協定、こういったものもこれからやそうでございます。私どもの地域あるいは四日市市には隣り合わせの市町村の地域がたくさんございます。したがって、この問題についても早急にやっていただいで、文字どおり広域な防災対策、これをしていただくようお願いをいたします。

それから先端産業の問題でございますけれども、市長職務代理人から答弁いただきました、資料を集めたり、調査に入るのになかなかむずかしいと、こういった問題がございます。確かにそれは企業秘密ということでございますけれども、いろんな資料がこのごろは確保しようと思えばできますので、ひとつその点についても市の産業行政の材料となるように積極的に取り組んでいただきたい、こう思います。

それで、二年ほど前にそういった点の企業の調査を行ったと、こういうことでございますが、実は先ほど申し上げましたバイオ関連の特許の記録でも年々すごい特許をとっておるわけですね。昭和四十九年、五十年ごろは二、三件でした。しかし、五十八年になってきますと何百件ということ年々ふえておるわけです。もう二年も前のことですから、もう本当に過去の記録であって、この二年でこの業界の発達はすごいものがあると、こういうことでございますから、そういった点についても慎重に深く調査もし、そして勉強もしていただいで、そして将来四日市市民が、四日市の経済基盤が充実しておるのでいろんな文化生活でもこの時期の指導者がよかったと、こういった評価をしていただけるように努力をしていただきたい。こういうことで、私も持ち時間が二分ほどでございますので、すべてご

要望ということで申し上げて、終わりたいと思います。どうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○議長（喜多野 等君） 暫時、休憩いたします。

午後一時四十九分休憩

午後二時二分再開

○議長（喜多野 等君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 物事を進めていく場合には初めと終わりが肝心だと思います。そういう意味で、通告させていただきました項目について質問というより要請をしたいと思います。幸か不幸か、市長が不在でございます。本来ならば本会議で通告してあります項目についていろいろ論議すべきだと思いますけれども、残念ながら健康を害されて欠席でございますので、そういう場合は改めた場にしたいというふうに思います。時あたかも十月の決算議会の日程が内示をされました。

そこで、要請ということになるわけですが、すでに内容等につきましては六日の説明会でも説明をされ、私たちは知っているわけにありますけれども、冒頭申し上げましたように、物事を進めていく場合には初めと終わりのけじめが大切でありますし、特にその成果と結果につきましてはきちんと整理をして記録にとどめておく必要があるだろう。このように実は思うわけがあります。通告してあります項目の問題につきましては、特に平山物産の悪臭問題が提起をされてからすでに二十数年たっておるわけがあります。大変長い年月のかかった問題が一応のけりをつけ、

先日の説明会では、ようやく結末に近づきつつあるなど、こういうふうには感じました。そういう意味で、繰り返し返すようですが、十月の決算議会も控えておりますので、いま申し上げますように、物事の節目節目をきちんと整理をしてつけていく、こういうことでございますので、平山物産の廃業の問題、新化製場の建設問題をめぐる総括をきちんと整理していただいて総括書というような文書化をして、ぜひとも決算議会に出していただきたい、このことを一般質問の中で申し上げたいわけがあります。

九月議会の議案が配付をされまして、議案質疑の中でやれるところがないかなというふうに思っていましたけれども、特にその項目がありません。したがって、一般質問という形の中で、決算議会のその日になってから要求いたしましたとしても、これは無理な話でありますので、まだ日にちもありますし、市長も恐らく健康を回復して出席される予定だと思いますので、市長とも十分に打ち合わせをする中で総括書をつくって提出をしていただきたい。

なお、最後になりますけれども、六日の日に説明をされましたことにつきましては、ここで私はあえて繰り返しをいたしませんけれども、そのことだけは各議員も十分にご存じだと思っておりますので、私はこの場で確認という言葉だけで確認をさせていただいておきたいと思っております。そのことについての総括書をつくって出さうかどうかというところについての答弁だけを、簡単ではありますが求めたいというふうに思います。

○議長（喜多野 等君） 市長職務代理人。

〔市長職務代理人（片岡一三君）登壇〕

○市長職務代理人（片岡一三君） 平山物産の廃業と化製場建設についての総括ということで、十月決算時にその総括書を出してほしいと、こういうことでございますが、その前に私なりにこの平山物産についてこれまで市がとってきた措置につきまして、考えておることを一言申し上げます。このいま言われましたように、二十年という長い経過の中でいろんなことがあったわけですが、私は今回とられた措置というのはやむを得なかったと、これしか方法

がなかったんだと、ただ、これについていろんな見方、受けとめ方があろうかと思いますが、私は平山物産の悪臭公害を一日も早くなくすということから言えば、最善の方法ではなかったかわかりませんが、この方法しかなかったというふうに考えております。皆様方もひとつご理解を賜りたいと思います。

それから、この廃業と建設につきましては、去る六日の説明会でご説明申し上げたところでございますが、このご要望の総括につきましては、まだ県、市の間で予算措置の諸手続が完了いたしておりません。したがって、完了すれば当然何らかの形で総括をしたいと思いますが、十月の決算議会に間に合うかどうか、多分私はまだ無理なんじゃないかというふうに考えております。したがって、こういった諸手続が完了した時点ということでご承知おきをいただきたいと思いますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（喜多野 等君） 山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 重ねて要請をしたいと思いますが、単年度期間中に発生をし終結した問題なら、いわゆる短期間のうちに事が済んでいく、こういうことであれば私はいまの答弁でもまあいいと思いますけれども、先ほどの発言の中でも触れておりますように、平山物産の悪臭問題、これは特にお金には直接関係なかったわけでありまして、問題が起ってから二十数年経過をしております。具体的に平山物産の廃業という問題が取り上げられて金銭が動くようになってからは、確かに短日だと思えますけれども、先ほちょっと決算議会の日程の内示の話をしましたが、五十八年度から五十九年度にかけて多額の金が実は支出されているわけでありまして、そういう意味で決算議会を一つの区切りとして、たとえば五十八年度終了の問題についての総括でも結構ですから、ぜひとも出していただきたい、このことを重ねて申し上げておきたいというふうに思います。

なおそれから、平山物産と新化製場建設断念問題というふうな項目にはなっておりますけれども、私の見方といったしましては、平山物産の廃業についてはすでにけりがついている。関係地区の常磐、神前あるいは三重の住民も長らく苦しめられてまいりました悪臭問題がなくなりました。加えて最近では、四日市土山線のバイパス建設が問題化いたしました。地域が活性化をするんであろう、対岸の三滝川の左側にあります「いきいき寿司」じゃありませんけれども、これからこの土地も生き生きしてくるんじゃないか、こういうふうな大きく期待をして平山物産の廃業問題については、ある意味では大きな評価をいたしているところでありまして、私もそのことについては異存はないわけでありまして、何度も繰り返すようではありますが、物事が成功したときには案外評価は問題にはされないうわけでありまして、失敗したときには大きく問題化されます。そのことにおろそかな結末をつけておきますと大変なことになるんじゃないだろうか。はっきり申し上げて、新化製場問題につきましては、私は市政の大失点だと思っております。その失点と言われる新化製場断念の問題の上にきちんと総括をしておかないと、失点の上に失点を重ねるんじゃないかと、こういう気がするわけでありまして、加藤市長を擁護するわけじゃございませんけれども、そのことを加藤市長がきちんとしておかないと大変な批判を市民から受けるんじゃないか、このことを私は心配をして、あえてこの定例会で発言をしているわけでありまして、そこらあたりを十分に理解されて、全員協議会なり説明会なりで説明をされたからそれでいいんだということじゃなくて、やっぱり本会議は本会議としての任務があるわけでありまして、市政執行者としての責任からも、私はその点は青天白日のものできちっとしてもらいたい、このことだけを私は申し上げたいというふうに思います。

細部の中身の論議につきましては、繰り返すようですが、これまた市長が不在でございますから、あえてここで言っても、片岡市長職務代理者ではちょっと不安でありますのでやめておき、後に譲りたいと思えますけれども、その点十分に私の意のあるところを解して、市長とも相談をして出していただくように再々重ねて要請をして終わりたいと思います。非常に簡単ですが、以上です。

○議長（喜多野 等君） 粉川 茂君。

〔粉川 茂君登壇〕

○粉川 茂君 ご通告に従いまして質問申し上げます。

私たちの会派は、毎回質問事項につきましていろいろ話し合い、問題提起を交えながら質問することになっているのでございまして、ご答弁については十分お含みいただきまして、よろしくお願いいたします。

まず第一点の水の管理と利用について。先般会派の話し合いの中で伊藤議員から、七月十二日海蔵川で小学校一年生の子供さんが溺死した、友の帽子を追って水にという見出しで新聞が報道していた。この記事を読んで私はこの海蔵川の水はだれが管理しているのかと思ったので、耕地課の係に聞いたら、浜一色の農家組合が管理しているとのことであった。その後羽津もということであったと話されました。ご承知のように海蔵川の二、三百メートル下流に井せきがあります。この井せきは農業用水導入のためなのか、海への砂防のためなのかわかりませんが、農業用水導入のための農家組合の管理はわかりませんが、海蔵川の水全体の管理ではなからうかと考えるのでありますが、いかがでしょうか。

また、子供さんが溺死したときは灌漑時期で、満水の上に満ち潮だったため水深は約二メートルあったということがあります。こんな話を会派でやっていたとき、農家には水利権というものがあり、水の管理はむずかしいという話がありました。また、むずかしいから、なくても水を蓄えておくのかという反論もあったのでございます。さらに伊藤議員から、松原の朝明用水の最終点は川越地区の朝明都市下水路であると、ここは五、六月ごろ閉め切って十月ごろ放流する。農業と何の関係もない住民が、閉め切られた汚い水をながめながら、しかもボウフラがわき、カが飛び、臭いにおいてもしんぼうしなくてはならぬ不合理さを感じるという話が出ました。水の管理というものは、水をためて

おくということではないと思うのでございます。必要なときは水を蓄え、不必要なときは放水することが水の管理だと思っておりますが、いかがでしょうか。

また、この松原の朝明用水路は、農業用水と言ってもこれを管理しているのはどうも都市下水課らしいという話であります。農業用水路を都市下水課が管理していることになりますと、都市下水課と耕地課との関係はどうなっているのか。

さらに、海蔵川は県の管理であります。市としては耕地課ではなく河川課になるだろうと思うのであります。ちなみに河川の水に関して、水道局、耕地課、都市下水、公共下水等も関連してくるのではなからうかと思うのであります。このようなことからして、ばらばらの窓口を一本化しながら、水の行政をどう考えていくのか、きわめて大きな問題だけに、この点は市長職務代理者にお伺いいたします。

いずれにいたしましても、四日市は水が豊かでありながら、その管理、利用が十分検討されていないように思われるのでございます。長年の懸案工事でありました三滝川の分派工事も完了して、海蔵川に野球のできる河川敷ができました。しかし、護岸の傾斜が約四十度、すべて落ちてきたら、コケが生えていて大人でも容易にはい上がれないということでありまして。この場所をスポーツ広場として活用されるやにお聞きするのでございますが、危険防止と水に対する管理について十分検討が望まれるところであります。

また、海蔵川の溺死事故と同じような問題が伊藤議員から話されました。八月十五日夕方、富田の老人が塩役運河の入り口で溺死体となっているのが見つかった。どこから流れてきたのか、それともここでおぼれ死んだのかかわからないが、先ほどの子供さんといい、まことにお気の毒なことである。早速市民センター館長に尋ねましたが、何も聞いていないということであった。溺死ということはおわかっていても、どうしてかという原因はわからない。防護さくが破れていたとか、ごみどめがなかったとかいうことであれば、ある程度推測がつかます。しかし、この塩役運河の

入り口は、一つは一号幹線の出口であり、同時に上から豊栄川が流れてきている。しかし、わからぬでは済まされぬ問題でありますから、都市下水道課長にお願いをして原因を調査してもらっているというお話でございました。近年、川口議員からも雨池で溺死体という不幸があったと話があり、桜でも老人が夜病院から出て農業用水路へ落ち、溺死体として見つかったこともあります。水の管理の中で一番大切なことは、言うまでもなく危険防止であります。よく交通安全施設の要望の際、だれかが死なにゃしてくれないという言葉がありますように、水に対する危険防止についても、溺死してから対策を考えるより死者が出る前に対策をする前向きな姿勢がきわめて大切であると思うのですが、いかがでしょうか。

ところで、市も危険防止のために長い管の入り口には大抵の場合ごみどめをつくって、人が落ちてもすぐ助けられるように用意されております。ところが、このごみどめは絶えずごみをとらないと、逆にごみどめが水どめになっていく場合があります。都市下水道課の係にごみどめの管理についてお聞きしますと、その土地の土木業者に依頼してあるということがありますが、ただではだれもやってくれないと思います。だから、ごみどめが水どめになるのでございます。むずかしいけれども、ごみを絶えず除くと、除くにはどうしたらよいか、これはみんなで考えることが大切であります。たとえばごみどめのある近くの人に、ごみ取りの道具を用意してとることをお願いし、取り上げたごみは一定の場所に積んでおく、それを週一回市が車で集める、このようなボランティアの人には一年に一回ぐらいは粗品を持ってお礼に行く、三年か五年ごとに市長の感謝状を出すというような、きわめて平凡なことだが一つの方法だと思っております。県にはボランティア基金があって、この七月末で三億四千三百万円あります。この金利でボランティア福祉活動をするボランティア団体に助成しているとの話であります。四日市ではミニであったもこうした活動をボランティアでやっていただくことを、これからの行政でももっと真剣に考えるべきではなからうかと思うのでございます。

市で水を問題にする場合、農業用水に関することが多いようであります。四日市の主な農作物が米でありますから、当然水に対する関心が高いのはわかりますが、たんぼに稲がなくなれば水が要らなくなり、住宅地帯では家庭から雑排水が流れて勢いどぶとなってまいります。どぶにしておくぐらいなら、水を流して川にしてほしいと望まれるところでもあります。都市化された地区の中では、わずかな農業を営む人たちのことが優先され過ぎていないだろうかとの批判もされるのであります。都市化された地区内の水の管理はだれがやるのか、また、どう管理するのか、検討をしてみる必要があるのではないのでしょうか。大きな川の水をできるだけ利用して海へ放出するのはわかりませんが、いまのように夏だけ利用して冬はどぶにするというやり方は、考えるべきであると思うのであります。

私の会派は、七十メートル道路の並木の中に川をつくってほしいと、たびたび議場でも発言いたしました。都市は水があつて光ってまいります。街の中心を流れる阿瀬知川も、かつては議場で多くの議員から美観についてたびたび提言されました。川の両側に土を盛ってハナショウブなどを植え、川にはコイでも放流して美観を高めるとか、道路も比較的通行の少ない北側に桜やもみじを植えて緑と水の調和のある風景も考えられるのでございます。

水に関しては、水道の水から井戸の水、海の水、河川の水と限りなくあります。行政面でも、水道局、河川課、都市下水道課、公害対策課、水の利用で公園緑地課と幾つもの窓口があります。先ほども申しましたように、四日市の水は比較的豊かでありますから、その管理と利用をいろいろな面から考えて、市民憲章にうたわれております「自然を愛し、緑と水のきれいなまちをつくりましょう」の言葉に反しないよう、広く大きな立場で検討する必要があります。これを提言いたしておきます。

次に、区画整理事業についてお尋ねいたします。

昨年、市役所前の中央ロータリーから南へみごとな幹線道路が開通して、まちの機能がますます充実されてまいりました。これは四日市の都市計画に基づいた公営による区画整理事業であり、権利者の皆さん方のご理解とご協力、

並びに市及び関係者の方々の大変なご努力によって完成したものでありまして、高く評価するものでございます。ご承知のように区画整理事業は街づくりの母とも言われ、各都市とも長期、中期、短期に分け積極的に事業を推進されているようで、新しいまちの三分の一は区画整理事業によるものだとも見聞いたしております。かつてこの区画整理事業について、山本議員が専門的に的確にご質問されました。それに対して都市計画部長は、五十四年の総合計画を踏まえての計画と推測するのでございますが、公営によるもの一カ所、民間によるもの九カ所、計四百六ヘクタールのスプロール化を解消するため強力で推進されたいとのご要望があったと記憶しております。権利者の同意が必要であり、そう簡単に進まないことは承知しておりますが、今後におきましても計画を遂行のため一層のご努力を、まずお願い申し上げます。

次に、民間の組合施行による区画整理事業について具体的にお尋ねいたします。

かつて川島地区に三交団地が建設された時期と同じくして、進入道路とあわせて土取りが行われ、その後もしばらく続けられました。その後、市街地でありながら放置状態で、豪雨の際にはきわめて危険な状態であり、だれ言うことなく、区画整理事業の話が沸いてきたようであります。早速市に相談したところ、法的に三分の二の権利者の同意と事業の全面積の三分の二の同意があれば可能であるとの説明がなされました。早速連合自治会長を中心に会議に会議を重ね、八王子から狭間を通して川島へ出る県道と四日市土山線に延長接続することや、地区市民センターの用地を確保すること等地域ぐるみで進められてはや三年も四年も経過したのであります。六十名の権利者の中でただ一人の反対のため難航に難航を重ねているのが現況であります。区画整理というものは個人の財産を左右するものでありますから、慎重に慎重を期すべきことは十分承知しておりますが、一人の権利主張と大せいの方のご苦勞と多額の経費とを比較した場合、この現況はどうしても納得いかないものであります。三分の二の同意があればと法的に指導され

た都市計画部として、もう少し毅然とした指導が望まれるところであると存じますが、いかがでしょうか。

これをもって第一回の質問を終わります。

○議長（喜多野 等君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） ただいまのご質問の第一点の水の管理と利用についてご答弁を申し上げたいと存じます。

ただいま水の管理と利用につきまして、海蔵川、あるいは朝明都市下水道、あるいはこれが上流では用水でございますが、そういうことで用水路、都市下水道というような形で幾つかの事例がございます、それについてのお話があったわけでございますけれども、まず、私も、河川と用排水路、あるいは都市下水道という立場でご答弁を申し上げます、総括をしたいと思えます。

朝明川でございますけれども、こういう河川は、一級河川が直轄であり、二級河川が県であり、普通河川は市が管理しているという状況でございます。本河川は二級河川でございますので、総括的な管理者は県でございます。河川の水を灌漑に利用しております農家組合にいたしましたも、県の許可をとって水利権を得ているということでございますので、農家組合につきましては利水の管理の範囲内でその責任を負うべきものであるというふうに考えておりました、したがって、事故等の責任が及ぶものではないというふうに考えております。

また、海蔵川では高水敷を本市の方で緑地に計画決定をいたしまして、逐次緑地の整備を進めておるところでございます。これは積極的に市民に緑地の活用、河川敷を活用してもらいたいという市の施策でございます。こういうようなことを考えますと、河川管理者は県だからその責任はすべて県にあると、水の管理の責任はすべて県にあるということが言えないのではないかとふうに思います。そういう意味で、緑地に使うということは人に寄ってもらうことでありますので、十分市といたしましても県と連絡をとりまして、危険防止、安全対策には努力をしてまいりた

いというふうに思うわけでございます。

それから、松原地区の朝明用水の件でございますけれども、この用水は市街地の農地に灌漑をしておるわけでございます。そういう意味で市街地にありますために都市排水の混入率が非常に高いということでございます。そういうことで用水管理者による管理は困難だということふうなことでございます。そういった意味で、本市の中に設けております排水に対する三部の調整によりまして下水道部が管理を行っておるといふ状態でございます。

また、質問の中にもございました灌漑をしない時期にも通水ができれば浄化作用で環境がよくなるのではないかと、いろいろ指摘がございますが、そのとおりでございます。われわれとしても都市の用排水路に冬でも水を通してあげるいは排水路が通る周辺の田が湿田になるというような問題もございますので、このようなことを解決しながらご提言の趣旨が実現できるよう努力をしまいたいというふうに考えております。

まとめといたしまして申し上げますが、水には治水と利水の二面がございます。河川あるいは都市下水路といったものは、これは治水上の施設でございますので、当然治水管理者として国、県、市が当たっております。また利水につきましては、農業用水につきましては農家組合、上水、工水等につきましては水道局あるいは企業庁がその管理に主務官庁として当たっておるといふような状況でございます。すなわち管理目的によりまして管理する団体等も別になっておりまして、これが現状では、水の利水あるいは治水に対する管理方式として適当なものではないかというふうに思っております。この点もよくお話の趣旨を体してわかりやすく整理されておるといふことは当然でございますので、この点もよくお話の趣旨を体してわかりやすくしていきたいというふうに思います。

それから、どぶ川の解消とか七十メートル道路のせせらぎとかの水利用につきましてお話がございましたが、市民要求も都市化の進展とともに大変大きくなっておることは事実でございます。こういう問題に対応いたしますために

今後とも柔軟な行政対応ができますような方向で心がけてまいりたいというふうに思っておりますので、どうか今後ともご指導のほどお願い申し上げます。

おくれましたが、治水の中で、水の管理の中で一番重要なことは、やはり危険防止と安全でございます。そういった意味で今後とも一層そういう努力をしまいたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（喜多野 等君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（東 寛君）登壇〕

○都市計画部長（東 寛君） 二番目の区画整理事業につきましてお答え申し上げます。

区画整理事業につきましては、お話がありましたように街づくりの母でもあり、本当に基盤であると思えます。公共施行また組合施行とも、いろいろ適切な候補地につきましては、調査に基づきまして地区の方々とのお話合い、また啓蒙、PRを通じて一つでも実施できるよう今後とも十分努力してまいります。

特に川島地区の件でございますが、昭和五十五年九月川島地区においてご指摘のように関係権利者六十名で区画整理事業を目的として準備組合が結成されました。事業の性格からいたしまして、できる限り多くの合意を得た上での実施ということである。私どもの方の指導もやっていたわけですが、三分の二という一つの数字もあるわけですが、現在一名を残しまして、その他全員の同意が得られておる現状でございます。一名の方というところで、これのいろいろ話し合いにつきましてはいろいろな方にも入っていただきながら、ずいぶん時間がかかったわけですが、防災上の問題、また県道、バイパス等の建設問題、また市民センター用地等の確保の問題等も、この区画整理が関連しております。非常に急務を要するものでございます。そういうふうなタイムリミットも考え、本地区の施行着手が非常に大事でございますので、組合役員の方々とも十分話し合った中で、また同意を見ない方一



その第一は、業者による無造作な宅地造成であります。りっぱな緑の木があるのに、切って開発しているということです。工夫すればりっぱに保存できるのにとすると、残念でなりません。緑の町を目指す四日市として、何とかならないでしょうか。造成計画が提出される段階でチェックし、ご指導いただいてはと思います。理事者のお考えをお伺いいたします。

次に、市街化区域内で家を建てる時、当然問題となるのが、下水、雑排水の処理です。今日ではほとんど浄化槽をつけ、浄化して排水路に捨てる方式です。条例の改正で、関係自治会長、水利組合関係者の同意を得なければなりません。ところが最近では、自治会や水利組合関係者は、地域住民の声や後難をおそれるか、法的規制に基づいた浄化槽を取りつけて排水しようとしても、同意はなかなかしないようです。食べたものを出すなど言うのと同じであり、これでは、現市街化区域においても、思うように家は建てられません。また、どうしてもということが無理を言えば、途方もない行為を伴うように聞いております。まことに不明朗な話であり、根深い問題が介在しております。このことについて理事者の方はどのように実態を把握し、どのようにご指導いただいているか、お伺いいたします。

私の願うことは、市街化区域に一日も早く公共下水道を完備して、もっと自由に家の建つようにしてやっていただきたいのです。もちろん公共下水道敷設となれば、莫大なお金と長い年月のかかることもよく理解しております。次に、私が三月議会でご質問いたしました塩浜地区内中里町の住宅及び分譲宅地について、その後の売れ行き状況はいかがですか、お伺いいたします。

次に、情報公開制度についてご質問いたします。この議場でもこの問題は何人かの議員によって取り上げられた問題ですが、四日市ではどこまで具体的に考えられていらっしゃるか、お伺いいたします。

一般市民だけでなく、われわれ議員でも、たとえば平山問題について県とやりとりしたいいろんな経過や、平山物産との交渉内容とか、あるいは港管理組合に関する問題や大学問題を論議する場合、その資料が容易に見つからない場合が多いのです。将来、法的に情報公開制度ができるまでは、恐らくこうした情報の内容を記録して、整理しなくてはならないだろうと思われれます。この準備ぐらいはいまから始めてもよいのではないのでしょうか。すでにこれらの準備を終えた県が五県、市町村が十二市町村で制度化しているということです。千六百九十市町村のうち五百二十一が制度検討中ということでありませう。参考までですが、制度をつくった神奈川県では約七千万円ぐらい、埼玉県では十七人の人件費なども含めて約八千万円ほど、また市では、本荘市が一千三百三十二万円ぐらい、埼玉町では一万五千元と、その経費はまちまちであります。先ほど申し上げましたように、制度化しなくとも、資料の整理は大切でありますので、早急に手がけてほしいのであります。

次に、学校の電気料金についてお伺いいたします。夏休み中の新聞でこんな記事を読みました。豊中市教育委員会は、市内の小中学校を対象にして電気使用量の調査をしたが、ほとんどの学校で一枚当たり年間百万円もの過大なる電気料金を支払っているということがわかったということです。そして、基本料金の基準になるトランスの容量をカットすれば、年間約五千四百万円に近い電気代が浮く勘定だそうです。豊中市は、小学校四十校、中学校十七校で、五十八年度は年間三億二千七百万円支払ったそうです。うち基本料金が六〇兆余りの約二億円を占めているのであります。基本料金は、使用の有無にかかわらず、各学校に取りつけられたトランスの容量に応じて徴収されているのですが、このトランスの容量は、学校の全施設の全使用量に合わせて設定されているけれども、実際は全部の電気施設を同時に使うことがないのが実情であります。私はこんなことを知らないのです、お尋ねするわけですが、四日市の学校ではどんな実情でございますか、ご説明いただきたいと思っております。

次に、自然教育についてお尋ねいたします。教育の問題でいま日本は大きく動いています。教育を取り巻く社会環境、自然環境が大きく変わった現実から考えてみますと、当然のことであろうと思われれます。この五月下旬に千葉県の佐倉市で自然教育シンポジウムが開かれました。そして、幾つかの実践報告がなされたということでありませう。

その一つに、都市化の中で変わっていく学校の近くの川を教育の場として、独自のカリキュラムをつくり出した船橋小学校の例がありました。いわゆる自然教育は戦前から問題にされてきました。児童の村では、野村芳兵衛先生がこの間、野を大きく取り上げていました。この先生はもう九十歳近くになりましたが、現在岐阜県の聖徳短大で指導しておられます。四日市の保育園、幼稚園の先生を集めて講演をしていただいたこともあり、四日市の緑の学校にどんなカリキュラムが作成されているのかわかりませんが、この発想は公害問題から始まったのでありますが、今日では自然の中の教育であります。また、昨年より中学一、二年生を対象として青少年の森で実施された野外活動も、自然と親しむ教育です。ただし、しっかりしたカリキュラムのもとで実施することが大切なことは言うまでもありません。さらに研究を重ねて、学校の枠を広げて、より充実した野外活動となるよう希望いたします。

また、常盤中学校では、早くから理科教育の一環として、大根や芋を植え、自然に親しむ教育を進めてきたことは、皆さんもご承知のことと思います。都市化された四日市の子供たちのために自然教育をどう進めるかについて、研究所を中心として進める必要があるのではないのでしょうか。そういう中からいろいろ個性的な教育が生まれてくるのではないのでしょうか。

また、桜の私立幼稚園の裸教育や豊橋市の小学校でしているはだし教育などもなされています。もちろんそのためには、運動場の改造も必要でありましょう。四日市のどこの小学校へ行っても、また幼稚園へ行っても、上靴を履いているのを見ますが、これでは弱々しい子供を学校で教育しているような感じを受けます。農村地帯には休耕地があります。教育委員会は、学校がこれら休耕地をどれだけ利用しているか、調査されたことがありますか、お伺いいたします。

初めに申し上げましたように、自然も社会も大きく変わった環境の中で、自然と人間がどう取り組んでいくべきであるか、人間形成の基本にかかわる問題として考えていただくことを提言いたします。

これで私の第一回の質問を終わります。

○議長（喜多野 等君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） ただいまご質問の第一点の宅地造成についてと、二点の中里住宅の分譲についてご答弁申し上げます。

宅地造成につきましては、できるだけ樹木を保存しつつ宅地が造成できるのが最もベターだというふうに私も思っておる次第でございます。しかしながら、現状の市民の宅地の需要とそれを供給する側にとりましては、非常にいろいろな問題がございます。なるべく安価にという問題もございます。そういうことで、私どもの行っておる状況をお話し申し上げまして、説明にかえたいと思っております。

業者から造成の申請が出てまいりますと、都市計画法によりまして開発指導要綱が定められておるわけでございますけれども、これによって指導をいたしまして、なるべく緑を残しながら宅地の造成をやっていきなさいと、そして良好な環境をつくりたいというふうに考えながら、図面の調査をしておるわけでございます。しかしながら一方、宅地の坪当たり単価につきましても、業者がいかかに市民に安く供給できるかという問題等も考え合わせなければならぬわけでございます。そういった意味で、開発地域内に、国の方でも、幹線道路につきましては、宅地関連道路事業といたしたようなものがございます。国からも道路についての補助をつけて、なるべく宅地が安く供給できるように手前も講じられておるわけでございます。そういう意味も含めまして、現在では地形を残しながら宅地をつくっていくと、宅地の中に緑を残すという方法が非常にむずかしいということは、ひとつご理解をいただきたいと思います。しかしながら、周辺には一〇〇程度の緑を残すように指導もしておりますし、地域内には三〇以上の公園をとっていきなさいということ、趣旨を体して、今後とも一層緑の配置をして、将来の四日市が、緑の環境に包まれた良好な住

宅地にするように心がけていきたいというふうに思っております。

それから、二点目でございますけれども、これは先ほど、三月議会でもご答弁を申し上げたわけでございますけれども、その後五十九年度に、宅地につきましては、百二十戸のうち五戸追加されまして、五十八年度末で七十区画だったものが七十五区画売却されました。それから、住宅につきましては、五十八年度に二区画、五十九年度現在までに二区画、合わせまして四区画処分できたわけでございます。したがって、合計で百三十宅地、あるいは住宅がありますが、現在では七十九区画処分できたような状況でございます。残五十一区画につきましても、引き続きPRをしてまいります、事業の完了に努力をする所存でございますので、どうかよろしくご理解のほど賜りたいと思います。

○議長（喜多野 等君） 環境部長。

〔環境部長（樋口照一君） 登壇〕

○環境部長（樋口照一君） 浄化槽等の放流問題につきましてお答えを申し上げます。

ただいまご指摘がございましたように、尿尿浄化槽の放流水につきましては、都市下水道というような排水路施設であれば別ですけれども、それ以外のものについては、その施設の管理者なり権利者なりがある場合には、事前に協議をして承諾を得ることが、県の尿尿浄化槽取扱要綱の中で定められておるわけでございます。

そのような関係から、特に市街化区域でございしても、農業用水路等との兼ね合いというのは非常に多くございまして、常にその農業用水路などにつきましては、関係者がその水路の清掃や保守など、維持管理をしておるといようなことがございまして、地域ごととそれらの水路へ放流をする場合の同意の条件などを設定しておるといのは事実でございます。しかも、その内容といたしましては、地元と放流者の方とが話し合って、水路の維持管理に見合うような応分の費用負担の場合もございまして、あるいは一定の水路まで管を埋設したりなどして、導水をして放流をしていくというような条件がつくなど、いろいろあるわけでございます。これにつきましては、一応それぞれその地域ごととにいろんな実情もございまして、一面やむを得ない面もございまして、これを行政の側で画的にどうだということにつきましては、また別の問題も派生するおそれがあるというふうに考えておりますので、何とか各地区の方で円満な協議が進められるようお願いをしておるのが実態でございます。

ただ、これらの問題を抜本的に解決しようということになりますと、先ほどご指摘がございましたように、市街化区域内の公共下水道というようなものを早期に完成することが必要でございますし、また社会生活の向上や自然環境保全に対します住民の要望ということから考えても、それが大切なことだということでございますので、非常に財政的に厳しい折ではございますけれども、何とかできるだけ早くこれらの地域に下水道が普及するように、下水道部の方へもいろいろ働きかけをしながら、ともども何とか早期実現に努力をしていくということを考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（喜多野 等君） 市長職務代理人。

〔市長職務代理人（片岡一三君） 登壇〕

○市長職務代理人（片岡一三君） 情報公開制度につきましては、先般来から総務委員会でもいろいろご調査、ご研究をいただき、ご指導を賜っておりますのでございます。基本的には、この情報公開制度というのは、やはり行政への市民参加を進めて、市民の意向を反映した、開かれた市政を推進するためには必要であるというふうに考えております。

ただ、情報公開の実施に当たりましては、やはり重要な前提条件がございまして、ご指摘にもございましたように、文書の整理、保存、検索などの一連の文書を管理するシステムが、やはり公開向けに機能してはならず、ということでございます。それで、今後この文書保存スペースの画期的な縮小化をもたらしておりますマイクロフィルム

システム、あるいは光ディスク等の近代的な機器の導入など、文書管理システムの基礎的な条件の整備をまず図っていただきたいというふうに考えております。

さらに、ご質問にございました資料の収集、整理につきましては、私もついぶん以前から再三伊藤議員から、資料というのは平素から整理しておかなきゃならぬということも指摘いただいておりますので、昨年設置いたしました、総務課でございますが、資料調査委員会というのがございます。ここで、現在各課ばらばらで持っております行政資料であるとか、その他の資料の収集、調査を現在、市史編さんと同時に並行して進めているところでございます。この情報公開制度につきましては、私としては前向きに取り組んでいく必要があるんじゃないかということで、現在から準備を進めたらどうかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（喜多野 等君） 教育長。

〔教育長（館 増男君）登壇〕

○教育長（館 増男君） ご質問の四番、五番についてお答え申し上げます。

学校の電気料金でございますけれども、市内の小中学校の電力契約につきましては、その学校の電灯やコンセントの数、各種のポンプ等の台数によって負荷電力を計算いたしまして、通産省の認可の電力供給規程に基づいて契約しておるのでございます。

ここで問題になりますのは、契約のもとになったその学校の最大需要電力量が、規定で計算された契約電力量と現実の使用実態に伴う電力量とがかけ離れているのではないかということだと思われれます。豊中市で確かにそういった実態を新聞で見られたと思えますけれども、私も調べてみますと、豊中市では一校当たり年間約五百七十四万円を支払っているようでございます。本市の場合は約二百五十万円、半分にも満たないわけですが、これは一校の学校規模が、豊中市は四十万都市でございますので、学校数こそ豊中の方が若干少ないわけですが、規模が大きいから

こういうことになると思いますけれども、倍にはならぬのやないかと。この差は、それぞれの学校の規模や違いもあるうと思えますけれども、本市では契約電力容量と実際の電力使用とを勘案し、建築設備基準や消防火など、他の関係法規も考慮して、設備の改善をする等検討を加え、より実際に近い容量となるよう努力している結果であろうかと考えておるのでございます。しかしながら、本市におきましても、一部の学校でやはり検討を加えなきゃならぬ必要もありますので、さらに実態調査いたすなどして、適正な執行に努めたいと、こういうふうに考えておるのでございます。

続きまして、自然に親しむ教育についてでございますが、ご提言いただきましたように、確かに豊かな自然により豊かな子供が育つと、私どももそういった論理は十分わかっております。よき古き時代の自然、自然の教育のよさというの十分わかるわけでございます。したがって、自然に親しむ教育は、単に自然認識を深めるということではなくて、心身ともにたくましい子供を育てるために非常に大切な教育の一環ではなからうかと思っております。そういったことから各学校、園では四季折々に、校内にあっては花壇、学級園、あるいは学校園、飼育小屋、そういった設備を生かしているいろいろな活動しておりますし、校外にあっては、地域の環境を生かしながら遠足あるいは野外観察等の機会を積極的に実施しております。

その中に、特色ある事業として、緑の学校と、それから野外特別活動があるわけでございます。緑の学校は、昭和四十七年、小学校の六年生を対象にいたしました。特に都市の中心部にある学校の二十校を対象にして実施したわけでございます。その趣旨は、健康増進、自然に親しむ、あるいは集団生活を通して自主性、社会性を育てる、こういうことでございまして、水沢の野外活動センターを使い、二泊三日で実施しております。カリキュラムは、特段変わったことはございませんけれども、自然の中で実施いたしますので、大体の学校はハイキング、自然観察、天体観察、こういったことを共通して、そのほかに各校独自のカリキュラムをそこへ入れているというのが実態

でございます。ただし、雨が降りますとそういったことがある程度変更になる。したがって、晴雨両用のカリキュラムを用意しなきゃならぬ、こういうことは実態としてあるわけでございます。

野外活動は昨年より、希望する中学校の中から六校を選びまして、鈴鹿市の県立青少年スポーツセンターにおきまして、一年または二年生を対象にして二泊三日で実施しております。この場所は、非常に広い運動広場がございます。体育館がございます。そういったことから、スポーツ大会、飯ごう炊き、あるいはキャンプファイア、こういったことが主なプログラムの中身で、それにつけ加えて各校で創意工夫しているのが大体的内容でございます。そういう学校での工夫はある程度あるわけでございますけれども、ことさらに国におきまして、全国千二百校を対象に自然教室推進事業というのが文部省の方で事業企画されて、こういった中身をどういうふうに取り入れるか、条件が少し、うちがやっている二泊三日と合わない点がございまして、いろいろ勘案しながら、なおかつ小学校におきましては限られた二十枚という限定もあります。そういったことも、大変不合理な面もありますので、拡大をしていくという方向でいま検討しております。

学校教育指導方針の中に、豊かな心と丈夫な体を持ち、やり抜く子供を育てる。あくまでそういった指導方針を掲げて、活力あふれる子供を育成したいと目指すわけでございますけれども、先ほどいろいろお話ございましたように、学校の環境、設備も若干違います。したがって、いろいろ学校で工夫してやっております。休耕田等をお借りして、いわゆる勤労体験学習をやっている学校、幼稚園では三園、小学校では十三校、中学校では現在二校、そういった学校が周りの休耕田等をお借りして積極的に出向いている。ほかにもやりたい学校があり、来年から計画する、あるいは過去にしたけれども、現在やめている。そういう学校もございます。

なお、学校内にそういった敷地とか土地のある学校はわずかでございますけれども、そういったところを利用しながら学年単位で実施しているという学校もございます。

そのほか、はだし、あるいは裸の奨励、乾布摩擦、乾布摩擦となりますと自然とは言えませんが、そういった自然に親しむのに近い学習をいろいろと工夫してやっている学校もあつたのでございます。今後はさらにそういった地域の特色、あるいは環境をうまく生かしながら、そして学校が発揮しようとしている創意ある経営の一つの筋道に乗った自然教育を展開できるように、私どもも十分指導してまいりたい、こういうふうにご考えておるのでございます。以上でございます。

○議長（喜多野 等君） 小林清隆君。

〔小林清隆君登壇〕

○小林清隆君 先ほどはとも答弁ありがとうございました。

ご答弁いただきましたように、市街化区域内におけるところの宅地造成、あるいは排水問題、それから中里の分譲住宅問題、あるいは情報処理問題、こういった問題につきましては、ひとつご答弁いただきました方向でそれぞれ鋭意ご努力をいただき、ご指導いただくとようなことをお願い申し上げたいと思っております。

それから、緑の学校につきまして、いま懇切丁寧なご答弁をいただきましたが、特に中学校で実施しているところの野外活動教育におきましては、かなり応募学校が多いというように聞いております。予算的にいろいろと処置を講じていただきまして、より多くの学校が潤うようにご努力いただければ非常にありがたいと思っております。

それから、学校の電気料金の問題でございますが、ご答弁いただきましたことでよくわかります。この問題につきましては、今日全国的な傾向で、学校の使用電力の見直しと申しますか、これが行われております。つい先日、愛知県の幡豆郡一色町の小中学校で受電能力カットというようにのと、もう一つは、大きなタイトルが「むだな契約やめた」というような見出しで、新聞記事に出ておりました。簡単に申しますところは、いままです使っておりますところの蛍光灯にかえて、高圧ナトリウムランプを使って、使用電氣量を切り下げていると、こういうようなことでご

ございます。私は、使用電力につきましては、学校で必要なものはどんどん使っていた方がいい、むしろ十分活用い  
ただきたいと、こういうことを思うのでございます。ただ、問題としたいのは、ロスがあるとすれば、そのロス  
についてはメスを加え、改革していただきたいと、こういう念願のもとに発言したのでございますので、よろしくお  
願いたします。

以上要望申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（喜多野 等君） これをもって一般質問を終了いたします。

○議長（喜多野 等君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

今回は、明日午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後三時四十三分散会

昭和五十九年九月十三日

四日市市議会定例会会議録（第四号）

四日市市議会

○議事日程 第四号

昭和五十九年九月十三日(木) 午前十時開議

- 第一 議案第七八号ないし議案第九六号 ……
- 第二 議案第九七号 四日市市職員給与条例の一部改正について ……
- 第三 議案第九八号 四日市市老人の医療費の助成に関する条例等の一部改正について ……
- 第四 議案第九九号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について ……

質疑：委員会付託  
 説明：委員付託  
 委員会：質疑  
 託

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(四十二名)

川	金	大	大	小	伊	伊	小	青	相
口	森	谷	島	川	藤	藤	井	山	松
洋		茂	武	四	雅	信	道	峯	
二	正	生	雄	郎	敏	一	夫	男	尚



○出席事務局職員

主 事	主 事	議 事 係 長	議 事 課 長	事 務 局 長	代 表 監 査 委 員	次 長	教 育 長	教 育 委 員 長	次 長	病 院 事 務 長	次 長	消 防 長	下 水 道 部 長	建 設 部 長	都 市 計 画 部 長	環 境 部 長	農 林 水 産 部 長	商 工 部 長	福 祉 部 長	市 民 部 長	
清 水	鈴 木	山 口	板 崎	宮 田	伊 藤	西 村	館 部	服 部	尾 中	奥 村	田 中	鈴 木	山 口	前 川	島 内	東 口	樋 口	竹 村	宮 田	岩 山	鶴 飼
正 司	隆 彦	克 彦	大 之 丞	勉	藤 涼	正 雄	増 男	昌 弘	忠 邦	仁 夫	利 夫	勲 博	鉦 一	清 治	寬 一	照 郎	二 雄	利 雄	義 弘	滋	

午前十時二分開議

○議長（喜多野 等君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、四十一名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第四号により取り進めますので、よろしくお願いいたします。

日程第一 議案第七八号ないし議案第九六号

○議長（喜多野 等君） 日程第一、議案第七十八号昭和五十八年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし議案第九十六号専決処分についての十九件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 議案第七十九号昭和五十八年度四日市市水道事業決算認定についてお尋ねをいたします。

昨年九月議会で、五十七年度水道事業決算の結果、九千八百八十五万四千円の損失を生じたこととあわせて、五十八年度以降の資金不足額の累積増が見込まれる。これらのことを理由に水道料金が、家庭用では三二%余り、平均では約二八%と、家庭用料金の引き上げ率を大幅に引き上げて料金改定が行われました。

そのときに出されました財政計画では、水需要の伸びが悪いから、料金改定しても五十八年度は一億二千五百七十七万四千円の赤字を生じるだろうとの財政計画が出されたわけでございます。ところが、五十八年度の決算を見ますと、赤字どころか、逆に一億二千九百六十四万八千円もの純利益を生じているわけでございます。しかも、財政計画では、当初十二月から料金改定を実施する予定でございましたが、議会からのいろいろな働きかけ、そういう中で一カ月おくらして一月から実施をするということになりました。しかし、この一カ月おくらせることによって約六千万円以上の赤字が出るということでございました。しかし、一カ月おくらして値上げの実施分が三カ月であったにもかかわらず、黒字を出してきたわけでございます。その理由として、水需要の例年がない大幅な伸びを挙げてみえるわけでありますが、予算上は水需要の伸びを二%程度しか見ていなかったものが、五%近くも伸びているわけでございます。そういった点で、この水需要の伸びの見通しが甘かったのではないのでしょうか。このことをきちっと見通すならば、料金改定を年度途中で行わなくてもよかったですのではないかと思います。その点についてお尋ねをしたいと思いますし、水需要の増による増収分、料金改定による増収分がどうなっているのか、この点もお尋ねをしたいと思います。

また、この値上げのときに、大口需要の料金が余りにも高過ぎる、そのために需要が伸びないんだ、そういうような理由も申され、値上げ幅を大口、大口径には低く、家庭用には高くしてまいりましたけれども、五十八年度の決算にあらわれています大口需要の伸びというのは、この大口径の値上げ幅を低く抑えたことによる伸びであったのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

また、この当初の財政計画から大幅に狂っているわけでございます。六十年までの財政計画の見通しについてお尋ねをしたいと思います。

また、五十八年度中でも漏水対策について、工期を決め順次進められておりますが、その効果は大変大きいものがございます。最近の新聞記事によりますと、新たな漏水検知機も実用化されているようでございます。五十八年度中はどう対処されて、今後その経過をもとにどう対処されようとするのか、お尋ねをしたいと思います。

また、県水受水費の問題でござりますが、受水予定量六百六十六万トン余りに対して実績が五百六十七万トン、約百万トンの受水量の減になっております。このことよって、多額の経費も安くすることができたわけでございます。しかし、この受水費六億三千四百九十四万七千円余りの金額は、営業費用の三十一億五千五百円余りの約二〇%を占めているわけでございます。この受水量を減らすことによって大幅な経費を減らすことができるわけでございます。五十八年度の中で県との関係でどのように交渉を進められてきたのか、この点についてもお尋ねをしたいと思います。

○議長（喜多野 等君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（奥村仁人君）登壇〕

○水道事業管理者（奥村仁人君） 議案第七十九号の五十八年度水道事業決算を見て、大幅な利益が出ておると、水需要の見通しが甘かったのではないかとということでございますが、この点につきましては、これからの常任委員会で詳細ご説明申し上げます、ご審議を賜る予定にしておりますが、五十八年度の給水収益の見積もりでございますが、これは五十五年度から五十七年度の有収水量などに基きまして算定をいたしましたものでございまして、この当時はご承知のように三年続きの冷夏でございまして、水量の伸びは横ばい傾向であったわけでございます。ところが、五十

八年度、昨年でございますが、夏場の猛暑と冬場の異常な寒波によります凍結防護などによりまして、その使用量が、予算に比べまして八十万トンからも増加いたしました。金額にいたしまして一億五千万円と、大幅な増加になったわけでございます。冷夏続きの過去三年の状況からは、とうていこのような状態は予測しがたいものであったわけでございます。

なお、三年間の財政計画につきましては、特定の単年度をとらえまして結論を出すのは心配があると思われまじ、またこの財政計画につきましては、料金改定時に十分常任委員会でご審議を賜っておる次第でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。今後の状況につきましては、よく見きわめた上で対処をいたしてまいりたいと、こう考えておる次第でございます。

それから、小口の改定率がふえて、大口が低かったのではないかという問題でございますが、料金改定率の大口使用者、小口使用者の問題につきましては、一トンあたりの負担増といたしましては、二十五ミリ以下のいわゆる小口がトン当たり二十一円の増でございますのに対して、四十ミリ以上の大口につきましては三十四円の増額になっておる次第でございます。大口の改定率が低かったということが、大口需要が伸びた理由とは考えられないのでございます。

ちなみに、小口水量の伸びにつきましては、五・四％の伸び、大口水量の伸びにつきましては三・九％の伸びというようなことになってございまして、小口使用者にその負担がかかっているのではないかとこのようにご心配につきましては、本市の現行料金は、一カ月二十トン使用の一般家庭で千二百三十円でございます。これを全国平均に置き直してみますと、二千九十円になりました。本市の場合は八百六十円、四一％も安いというような水道料金でございます。また全国同格都市四十七市と比較をいたしますと、一カ月二十トン使用で千五百十八円と、本市の方が二百八十八円、一九％も安いと。それで、順位としましては、四十七市中九番目に安い料金でございます。もちろん、三重県平均の

千八百六十三円と比べましても、六百三十三円と、三四％からの安い料金になっておりまして、一般家庭用小口料金に負担がかかっているとは私ども申し上げにくいと存ずる次第でございます。

それから、漏水防止の関係にお触れになったわけでございますが、私ども漏水防止につきましては、水資源の有効利用とともに、給水効率の向上を図ることにあるわけでございますが、加えて道路障害とか、あるいは二次災害的なものを未然防止しなければなりません。そういうことにもつながる事業でございます。水道管の維持管理の上でとりわけ重要な業務と考えております。本市の場合、昭和三十九年度以降、継続して漏水防止事業をやらせていただいておりますが、五十八年度の実績で、八七・六％という有収率を保っておるわけでございます。これは全国平均の八三・六％に比しまして、あるいは県下の十三市平均の七九・二％に比較いたしますと、いずれも上回っておりまして、負しておるところでございます。今後は、新しく開発されます装置なども考えに入れて、調査システムのレベルアップなどを図りまして、さらに一層給水効率の向上に努めたいと考えておる次第でございます。

それから最後に、県水の料金体系の問題でございますが、これはことしのように、本市の自己水源でございます。二万六千トン、これを上回る水使用の日がことしの夏は三十一日もあったわけでございますが、本市にとりまして、これは節水、断水というような重大な事態になることは必至であったわけでございますが、本市にとりましてこの北勢水道用水、すなわち県水は非常に重要な水源と私ども考えておる次第でございます。県費を導入して、少しでもこの受水単価を軽減するというように努めておるわけでございますが、今後も引き続きまして、北勢二市五町一村でございます受水関係市町村で受水料金の軽減を図るためになお一層の努力を続けてまいりたいと考えておる次第でございます。以上でございます。

○議長（喜多野 等君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君　いまご答弁いただいたわけですが、同格都市と比較して安いということではなくて、やはり市民生活にとって、いままでの料金から見ると、家庭用料金三二％といいながらも、その実質は三六％から三七％もの大幅な値上げであったわけでございます。そういう点では、市民生活に直結する大幅な値上げ、この点はもっと慎重に行うべきではなかったかと思えますし、県水の問題でも、もっと減らせば、この分だけ市民負担が軽くなる、そういう点で努力をしていただきたいと思えますし、ぜひともこの点について、産業公営企業委員会で論議を賜りますようお願いいたします。

○議長（喜多野　等君）　小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君　議案第七十八号の五十八年度病院事業決算に關しましてお尋ねをしたいと思います。

五十三年の十一月にオープンいたしました市立病院、五十八年度に収支決算が赤字となったわけでございます。これにつきましては、市立病院の公立病院としての特性、あるいは診療報酬の現状、そしていろいろな経営上の諸数値から見ましても明らかのように、相当な企業努力が払われておりまして、そうしたことを考えた場合に、やむを得ない赤字と、当然出るべくして出る赤字というふうな認識を持つものでありますけれども、しかしこの決算議案の提出に当たりましてなされております説明等、あるいはまた監査委員の意見等を見ますと、いろいろ考えさせられる問題もあるわけでございます。監査委員の意見の中では、今後の経営に当たって、合理的かつ能率的な運営を図る、こういうことが意見として出されておるわけでございますけれども、果たして経営基盤の強化に、確立につながるような合理的かつ能率的な運営という余地、そういう具体的な対応、対策といえますか、そうしたものがどうしたものとして考えられるのか、余地があるのか、そういう点をぜひ伺いたいと思えますし、またこれを出されました病院側として、どういうふうに対応しようとなさっているのかも聞きしておきたいと思えます。

いずれにいたしましても、利用者の伸びも限度があると、診療報酬等の不備によりまして病院収入の伸びが期待できない、こういうことで、今後の市立病院の経営にいろいろ考えなければならぬ一つの岐路に立っているのではないかとも思うわけでございます。この点についても意見を伺いたいと思えます。

それから、同じくこの議案説明あるいは監査委員の意見にもございますが、地域の中核病院としてその機能が十分發揮できるようにする。この地域の中核病院というものをどういう中身としてとらえたらいいのかと。現在北勢地域には、第三次医療といえますか、そういう面がございます。それで、神奈川とか静岡を見ましても、県が主体になり、市町村とともにこの救命救急センターの設置など、三次医療の問題に取り組んでいるわけですが、四日市の市立病院を初め、この北勢地域でそういうものがございません。しかし、実質的に、部分的には市立病院でこの第三次的な部分的な医療サービスもしている。そのことで市立病院の財政的な、経営的な負担というものも非常に重くなっていると思うわけでございます。こうした面から、県と市が話し合ひまして、そしてこの救命救急センターを設置する、できれば市立病院にセットして設置する。そしてその設備費とか、あるいは運営費等について県費補助をきちっと神奈川や静岡などのように導入する、こんなふうなこともひとつ考えるべきではないか。塩浜病院の問題が議論されておりますけれども、この塩浜病院とも関連をして、地域の中核医療機関として市立病院がさらに機能、役割を果たしていくというならば、この一つの大事な柱である救命救急センターの設置、第三次医療のサービスのできる体制、そしてそれが一部、部分的には市立病院の現在の財政を圧迫している実態を解消する問題にもつながるわけですし、そうした問題についてどう対応なさろうとしているのか、ぜひ伺っておきたいと思えます。

○議長（喜多野　等君）　監査委員。

〔代表監査委員（伊藤涼一君）登壇〕

○代表監査委員（伊藤涼一君）　ただいまの小井議員のご質問にお答えを申し上げます。

市立四日市病院の経営の基本原則につきましては、地方公営企業法に、「企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならない」と、こういうふうな定められております。昭和五十八年度の市立病院の事業の決算では、審査意見書にもございますように、当年度病院では、医療環境の整備充実のため、医療機器の更新と新規導入を行い、診療の内容の充実に努め、また医療従事者の確保を図って、適正な医療の提供に努力したということをお認めているのでございます。しかしながら、薬価基準の引き下げ、給与改定、諸経費の増高等によりまして、当年度の損益計算では約三千七百四十八万円の赤字となり、当年度末の未処理欠損金では約一億九千二百三十七万円に達したのでございます。したがって、監査委員といたしましては、地方公営企業法に基づく独立採算制の原則にかんがみまして、当年度は経営について努力されていることは認めましたのでございますが、「今後とも経営に当たっては、合理的かつ能率的な運営を図るとともに、経営の基盤を確立して、地域の中核病院として地域医療の充実に尽力されるよう」、こういうような希望をつけたのでございます。

いまのご質問の、それでは合理化とはどこが悪いのか、どうしたらいいのかと、こういうようなことになりましたが、これは非常にむずかしい問題でございまして、答えになるかならないか、ちょっと自信もございませんが、本年度の病院の赤字の大きな理由といたしましては、経営環境が非常に厳しかったと、こういうことが挙げられると思います。病院の決算書にも書いてありますように、診療報酬の引き上げは薬価基準の引き下げによって余りプラスとはならなかった。さらに、給与費、材料費等を初めとする諸経費の増高があつて、これを吸収することができなかったとあります。なお、そのほかに、技術の進歩に伴う医療機器の整備、それから第二次救急病院であるための諸経費の増、それから公立病院であるための不採算の部門を抱えているということ、さらに病院新築のときの起債の償還がかなりの額に達していると、こういうようなことがありまして、患者の伸びにも、病院の病室、その他受け入れ体制の問題にも限界がありまして、これらの経費増を賄えないということが大きな理由になっていると思ひます。しかしながら、

病院も公営企業でありますから、企業努力をしながら公共の福祉を図っていくというのがその使命でございまして、さらに一段の努力を求めたのでございます。

それにはどうしていくかということにつきましては、病院の運営の各方面に検討を加え、合理化を進めるべきものがあれば合理化をする、そういう企業努力が求められるのでございますが、病院というのは非常に専門的な企業体でございまして、具体的な方法等につきましては、病院側の専門の知識、経験、こういうものに期待をいたしたいと思ひます。以上でございします。

○議長（喜多野 等君）病院事務長。

〔病院事務長（田中利夫君）登壇〕

○病院事務長（田中利夫君） 議案第七十八号につきまして四点ほどご質問いただきましたので、お答え申し上げます。

ご指摘のように、本院の決算は、本年度事業収益、事業費用を差し引きますと、確かに純損失三千七百四十八万円を出しておりますが、病院本来の事業でございします業収益と対業費用につきましては、業利益を出し、また経常利益においても経常利益を出してございします。純損失につきましては、経常的に発生する特別損失の費用が大半でございまして、現金支出の伴わない費用でありまして、いま直ちに病院の経営を圧迫し、運営に必要な医療機器の更新とか新規導入の投資に影響を及ぼすものとは考えておりませんが、しかしながら薬価基準等の引き下げもありまして、昨今の医療を取り巻く環境は依然と厳しいものがありますので、今後とも医療機器の導入等を図りつつ、地域の中核病院としての医療の充実に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、合理的かつ能率的な運営でございしますが、公共医療機関として常に福祉の増進を図り、地域住民の健康を守るべく、医療環境等の整備充実に努めまして、医療サービスの向上に努力することは本来の目的でございしますが、運



国民健康保険法の改正が行われ、退職者医療制度が新たに設けられたため、所要の改正を行おうとするものであります。

以上が、各議案の概要であります。

どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（喜多野 等君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（喜多野 等君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件については、議案第九十七号四日市市職員給与条例の一部改正についてを総務委員会に、議案第九十八号四日市市老人の医療費の助成に関する条例等の一部改正について、及び議案第九十九号四日市市国民健康保険条例の一部改正についてを教育民生委員会に付託いたします。

なお、各常任委員会は、来る九月十七日午前十時からそれぞれ開会されますので、念のため申し上げます。

○議長（喜多野 等君） 次に、今定例会において受理いたしました請願は、お手元に配付いたしました文書表のとおりであります。それぞれ文書表記載の関係常任委員会に付託いたします。

陳情につきましては、五件提出がありました。お手元に文書表を配付いたしておりますので、ご承知願います。

○議長（喜多野 等君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、九月二十一日午後二時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前十時三十九分散会

昭和五十九年九月二十一日

四日市市議定会定例会會議録（第五号）

四日市市議會

○議事日程 第五号

昭和五十九年九月二十一日(金) 午後二時開議

- 第一 議案第七八号ないし議案九九号……………委員長報告：質疑、討論、採決
- 第二 委員会報告第六号 請願の審査結果について……………採否、決定
- 第三 発議第一〇号 少額貯蓄非課税制度の堅持に関する意見書の提出について……………説明、質疑、討論、採決
- 第四 発議第一一号 国庫補助負担率引き下げによる地方負担軽減反対に関する意見書の提出について……………
- 第五 発議第一二号 通常郵便貯金の自動払込み取扱い手数料の軽減等に関する意見書の提出について……………
- 第六 発議第一三号 競輪事業の公営企業金融公庫納付金に関する意見書の提出について……………
- 第七 閉会中における常任委員会の調査活動について……………

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(四十四名)

相 松 尚  
 山 峯 男  
 青 山 男

毛 水 水 益 前 堀 堀 古 橋 野 野 永 中 豊 谷 田 高 佐  
利 野 野 田 川 内 市 本 呂 崎 田 村 田 口 中 木 野  
道 幹 和 辰 弘 新 元 増 平 正 信 忠 廣 基 光  
兵  
哉 郎 子 力 男 士 衛 一 藏 和 洋 巳 夫 正 睦 介 勲 信

坂 後 後 小 小 粉 訓 久 喜 川 川 金 大 大 小 伊 伊 小  
多  
口 藤 藤 林 林 川 霸 保 野 村 口 森 谷 島 川 藤 藤 井  
正 長 寛 博 清 也 博 幸 洋 茂 武 四 雅 信 道  
次 六 次 次 隆 茂 男 正 等 善 二 正 生 雄 郎 敏 一 夫



○出席事務局職員

事務局長	宮田勉
議事課長	板崎大之丞
議事係長	山口克彦
主事	鈴木隆
主事	清水正司

午後二時一分開議

○議長（喜多野 等君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、四十四名であります。

○議長（喜多野 等君） この際、報告いたします。市長は今定例会を欠席される予定でありましたが、健康を回復され本日出席されました。市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君） 議場中央に進む〕（拍手）

○市長（加藤寛嗣君） 一言御礼のあいさつをさせていただきます。

このたび私が目を悪くいたしましたして療養をしなければならぬという事態に立ち至りましたところ、議長さん、副議長さん初め議会の皆様方の変なご厚情とご配慮によりまして、天理の方で入院加療をすることをお認めいただきましたのみならず、退院後きわめて十分なる療養の期間をお与えをいただきまして、九月議会開会中にもかかわらず

せず今日まで欠席をいたしております、この点深くおわびを申し上げますとともに、皆様方に入院中あるいはその後今日に至りますまでの数々のご高配をちょうだいをいたしまして感激身に余るものがございます。幸いにいたしまして、手術きわめて成功裏に終わりました。その後の経過も大変順調でございます、去る十八日の日に最終診断を天理で受けたわけでございますが、もう十年、十五年、絶対に大丈夫だから安心してくれと、ぼつぼつ仕事の方に帰ってくださいたいというありがたいお言葉をちょうだいいたしました、喜んで帰ってまいりました。

考えてみますと、八月の十日過ぎから私はほとんど目が見えないような状況に陥りました。ちょうどあさけプラザの落成式の日には、もはやそう言うの大げさに聞こえますが、盲人の方々と全く同様な状況にありまして、これから落としはるか、どんちゅうの様さえ私に判定できなかったという実情にありまして、私自身はどうなることやらとまことに暗たんたる気持ちに陥っておったのでございますけれども、こうして皆様方のご配慮、またそれを受けて多くの市民の方々の教々のお励ましのお言葉やお見舞いやらをいただきました、私は身に余る感激に浸っておるわけでございます。今日ここにこうして皆さんの前に立ってはっきり皆さんの顔を拝見することができ、まことに感激のきわみでございます。何とお礼を申し上げます、私のふつつかな言葉ではとうていいまの私の感謝の気持ちをあらわすことはできないというようなことはいっぱいでございます。このご恩にどうしたら報いることができるのかと、どうしたらお返しすることができるのかと、日夜むしろその点で最近は何んかおぼろしいような実情でございます。ただ、いま私にできますことは、この上とも市政の推進に努力をいたしまして、少しでもこの町の市民の方々の福祉が向上できればということをおもっております。この上は、私の一命を市政にささげるつもりで今後ますますがんばりたいというふうな思っております次第でございますので、この上とも皆様方のご教導を、大変厚かましい次第でございますが、お願いをいたし、感謝の気持ちをここに申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

本日に長いことありがとうございました。(拍手)

○議長(喜多野 等君) これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第五号により取り進めますので、よろしくお願いをいたします。

日程第一 議案第七八号ないし議案第九九号

○議長(喜多野 等君) 日程第一、議案第七十八号昭和五十八年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし議案第九十九号四日市市国民健康保険条例の一部改正についての二十二件を一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いいたします。

金森 正君。

〔総務委員長(金森 正君)登壇〕

○総務委員長(金森 正君) 総務委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

まず、議案第八十一号昭和五十九年度四日市市一般会計補正予算(第二号)の関係部分についてであります。

歳入につきましては、歳出各科目に対する特定財源及び一般財源として市税を充当しようとするものであり、別段異議はなかったのですが、当委員会はこれに関連をいたしまして固定資産税を含む今後の財政見通しをただしたのであります。

理事者からは、今後歳出面で給与改定等に要する所要見込額、学校用地取得費、退職手当金、財政調整基金積み立てなどで二十二億円程度が必要になる。一方、これに要する財源として市税六億五千万円、繰越金七億五千万円、その他五千万円、合わせて十四億五千万円程度を見込むことができるが、差し引き七億五千万円程度の財源不足が想定される。今後、法人市民税を中心にさらに一億円程度の上積みを目指すとしても、引き続き厳しい財政運営を強いられることに変わりはない。したがって、財政調整基金の積み立てについても、弾力的な運用を含め対応してゆきたいとの説明がされたのであります。

固定資産税につきましては、昭和六十年からの改定に当たって適正評価の面で配慮すべきであるとの意見がありました。

債務負担行為、地方債につきましては、地域福祉金庫の原資の更新、並びにその運用について適当な機会に改善を求める意見がありましたほかは、別段異議はありませんでした。

歳出第二款総務費につきましては、国庫補助事業の決定に伴う交通安全対策事業費の追加のほか、友好都市天津市からの研修生受け入れ等の渉外費、及び情報化時代に対応する本市における情報都市構想調査研究委託に関連して、これが構想と本市が目指す町づくりとの整合性並びに財政負担とのかかわりをただしたのであります。理事者からは、行政の可能な計画範囲内で対応できる内容としたい。構想の内容としては、地区市民センターを真のコミュニティづくりの拠点として機能できるようにするとともに、あわせて都市機能等にも対処し得る総合システム化といった面で機能性を持たせたいとの説明がされたのであります。

議案第八十八号四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改正につきましては、本条例の適用を受けている退職者が地方公務員等共済組合法成立以前に退職した人たちであり、今日の趨勢に照らすときバラ

スの上で問題があるのではないかと指摘がありました。別段異議はありませんでした。

議案第九十七号四日市市職員給与条例の一部改正につきましては、職員の給与のうち扶養手当の支給に関し扶養親族として認定する所得の基準額を国家公務員に準じて引き上げようとするものであり、また、議案第八十七号四日市市地区市民センター条例の一部改正について、並びに議案第九十六号専決処分については、いずれもセンターの改築に伴う所要の改正であり、別段異議はありませんでした。

以上ご報告申し上げました関係各議案につきましては、いずれも原案のとおり承認した次第であります。

次に、議案第八十九号四日市市税条例の一部改正につきましては、地方税法の改正により個人市民税所得割の税率等の改正について規定の整備を行うものであります。

一部委員より所得階層別に見て低所得者層に対し高い税率改正となっており、反対であるとの意見がありました。理事者から低所得者層の税率がこれまで全般的に低かったこともあり、今回改正率が結果的に高くなったものであるとの説明があり、やむを得ないとする意見を含めて賛成多数で原案を承認した次第であります。

これをもちまして総務委員会の審査報告いたします。

○議長（喜多野 等君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。  
川口洋二君。

〔教育民生委員長（川口洋二君）登壇〕

○教育民生委員長（川口洋二君） ただいま議題となっております各議案のうち教育民生委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第八十一号昭和五十九年度四日市市一般会計補正予算（第二号）の關係部分につきましては、別段異議なく承

認いたしました。地域福祉金庫事業資金貸付金について現況などの報告、また制度の周知方法について検討を要望いたしました。また、四日市市青少年育成市民会議の活動のあり方について本来の設立趣旨が生かされていない感が否めないもので、行政サイドから見直す時期に来ているのではないかと指摘いたしました。

議案第八十六号、九十号、九十三号の三議案は、別段異議なく承認いたしました。

議案第九十八号四日市市老人の医療費の助成に関する条例等の一部改正については、この新制度について「広報よっかいち」への掲載による広報はもちろんのこと、各医療施設におけるPRなど、対象者に対して気配りある広報活動を強く要望いたしました。別段異議なく承認いたしました。

議案第九十九号四日市市国民健康保険条例の一部改正については、一委員から反対意見がございましたが、賛成多数により承認いたしました。

以上をもちまして教育民生委員会の審査報告いたします。

○議長（喜多野 等君） 次に、産業公営企業委員長にお願いいたします。  
伊藤雅敏君。

〔産業公営企業委員長（伊藤雅敏君）登壇〕

○産業公営企業委員長（伊藤雅敏君） ただいま議題となっております各議案の内、当産業公営企業委員会に付託されました関係議案の審査の経過と結果についてご報告いたします。

まず、議案第七十八号昭和五十八年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてであります。冒頭、理事者より五十八年度は医療機器の更新と新規導入を行い、診療内容の充実と医療従事者の確保を図り適正な医療の提供に努力をした。しかしその結果は、総収益六十八億四千二百三十五万六千六百四十三円に対し、総費用六十八億七千九百八

十四万二千九百九十一円で、差し引き三千七百四十八万六千三百四十八円の欠損金が生じ本年度未処理欠損金は一億九千二百三十七万七千六百七十五円となった。医業収益が前年度に比し大幅な減となったのは、利用者の増加、診療報酬の改正があったのにもかかわらず、薬価基準の引き下げ、給与改定と諸経費の増高が原因であるとの説明がなされました。これに対し委員からは、四日市競輪開催連絡協議会からの寄附金についての見直しや医療未収金の回収などについての指摘があり、また医療機器の購入や薬等の購入に当たっては、今後とも十分な検討と万全の注意を払い問題の起きないようにとの要望をいたしました。最後に、欠損金はふえているが、今後とも地域の中核病院として地域医療の充実に努力するよう要請したのに対し理事者からは、将来的には一次的な医療は一般病院に任せ、当病院は高度医療の提供に努め、また健康保健センターの役割も果たしていきたいとの答弁があり、当委員会はこれを了として昭和五十八年度四日市市立四日市病院の決算を認定することに決しました。

次に、議案第七十九号昭和五十八年度水道事業決算認定についてであります。理事者からは、昭和五十八年度水道事業の経営収支の状況は、総収益三十九億五千八百三十六万五千五百一十一円で、これに対し総費用は三十八億二千八百七十一万七千二百五十二円で、差し引き一億二千九百六十四万七千八百五十九円の純利益を計上し、前年度からの繰越欠損金を解消し、本年度未処分利益剰余金は三千七百七十九万四千八十七円となった。本年度の営業成績は、諸物価の値上がり諸経費の増高などで事業費用も増加したが、自己水源の取水に努める一方、北勢用水受水減に努力した。また事業収益については、昨年の異常気象による配水量の増加と五十九年一月から平均二七・九四%の料金改定により予想以上の増収になったとの説明がなされました。これに対し委員からは、さきの本会議で質疑のありました水需要の伸びによる増収、値上げによる増収について、あるいはこれだけの利益があったのなら値上げの必要はなかったのではないかとただしました。理事者からは、料金改定前後に分けて論ずることはできないけれども、料金を

改定しなかった場合には約二億一千万円の減収となっており、また年間八十万トンの水需要の伸びがなかったとすれば約七千七百万円の減収になっていたであろうと答弁がありました。また、水源上流の住宅開発等によって水質の汚濁や地下水の汚濁の心配などについて質問がありました。水源周辺はもとより上流についても水道局独自で水質測定を月一回実施しており、水道汚染の心配はないとの回答がありました。そのほか、水道管の維持管理には今後とも十分配慮すること、また非常災害時における給水確保に万全を期すよう要望をいたし、最後に当委員会としては将来の水資源の確保についてただしたのであります。これに対し理事者から、自己水源の十二万六千トンについては将来にも確保し、不足分については北勢用水で対応、六十四年以降は三重用水受け入れで対応する計画との答弁があり、当委員会はこれを了とし、昭和五十八年度水道事業決算を認定することに決した次第であります。

次に、議案第八十号昭和五十八年度四日市市農業共済事業剰余金処分並びに決算認定についてであります。初めに理事者から、五十八年度の農業共済事業の総収益は二億一千三百三十四万四千六百七円に対し共済事業総費用は一億七千百十五万四千二百七十四円で、差し引き四千二百九十九万三千三百三十三円の純利益となった。これは家畜共済勘定において損失があったものの、他の共済勘定でそれぞれ利益を生じ、特に農作物共済において表にはかなりの被害があったものの、水稲被害がきわめて小さかったためであるとの説明がありました。これに対し委員からは、冒頭共済対象戸数と共済加入戸数の資料提出を求めたのであります。この理由は、共済に対する意識の低下が若干見られることからであり、農家にもっと積極的にPRをし、共済意識の高揚に努めるよう強く要望したのであります。さらに建物共済推進協議会よりの繰入金については、市への移譲後相当年数も経ていることから十分な見直しを図り自主運営に努めるよう指摘いたしました。また当共済事業については、一部に広域合併の話もあることから、今後とも広域合併は行わず四日市独自で実施するようとの意見が出されました。最後に、家畜共済勘定の累積赤字百万七千四百六十一

円の解消の見通しをただしたところ、共済掛金率は三年ごとに見直すことになっており、五十六年度から五十八年度は一五・一％であったものを五十九年度に一八・六％にしたこと、また現在までの死傷事故、病傷事故が昨年同様に比べて非常に少なくなっていることなどから解消できる見込みであるとの答弁を得ました。当委員会はこれを了とし、本件については決算を認定し、剰余金処分については原案どおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第八十一号昭和五十九年度四日市市一般会計補正予算（第二号）の関係部分についてであります。

歳出第六款農林水産業費については、受託土地改良工事費で建設する三重用水工用道路については将来地域の道路として利用できる計画にするようとの意見がありました。また同対策農業基盤整備工事については、早期にその推進を図るとともに、他地域についても整備拡充を図るよう要望いたしました。他は別段異議もなく、当委員会に付託されました一般会計補正予算第二号の関係部分につきましては、原案のとおり承認した次第であります。

議案第八十二号昭和五十九年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第一号）につきましては、歳入歳出に六百三十万円を追加し、施設整備工事、修繕等を行うとするものでありますが、一部委員より、公社設立の経緯を踏まえ、施設修繕などについては企業の経営努力などによって当事者自身で対処すべきとの強い反対意見があり、賛成多数で本件を承認することにいたしました。

次に、議案第九十一号四日市市火入れに関する条例の制定についてであります。これは行政事務の簡素化及び整理に関する法律に基づく森林法の一部改正に伴い制定する必要があるものであり、別段異議はなく、原案のとおり承認した次第であります。

大変長くなりましたが、以上をもって産業公営企業委員会の審査報告といたします。

○議長（喜多野 等君） 次に、建設委員長にお願いいたします。

永田正巳君。

〔建設委員長（永田正巳君）登壇〕

○建設委員長（永田正巳君） たいま議題となっております各議案のうち建設委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第八十一号昭和五十九年度四日市市一般会計補正予算（第二号）の関係部分についてであります。

歳出第八款土木費につきましては、国庫補助事業費の決定に伴う追加補正を行うとともに、新たに市単独事業として本市のイメージに合致し、また美的感覚にあふれた道路案内標識を設置するほか、地区計画策定のための調査を行い、また旧港周辺の公園整備にも取り組むとの説明があり、別段異議なく承認いたしました次第であります。なお、歳出第十一款災害復旧費につきましては、別段異議はありませんでした。

議案第八十三号昭和五十九年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第一号）につきましては、国庫補助事業費の決定に伴う組みかえ補正を行うとともに、新富洲原合同ポンプ場築造事業等に係る債務負担行為を新たに計上するものであります。新富洲原合同ポンプ場においては、すでに一部ではありますが、ポンプの据えつけが完了し高潮対策として稼働できる状態となっておりますが、さらに富洲原運河内の雨水一号幹線との接続を図れば、当該地域の浸水被害は一応解消できるものであり、昭和六十二年を目標に接続させていきたいとの説明がありました。また、ポンプ場の集中管理につきましては、新富洲原合同ポンプ場を雨水関係の親局としモデルケースとして検討していきたいとの説明がありました。

当委員会は、厳しい財政事情の中で国庫補助枠が削られているとき国費獲得に対する理事者の努力を評価し、今後下水道整備に一層積極的に取り組むよう要望いたしました次第であります。

議案第八十五号昭和五十九年度四日市市営駐車場特別会計補正予算（第一号）につきましては、職業安定所移転に伴う本町駐車場用地の売買について特に論議があり、売買単価の決定方法について疑問視する意見がありました。当委員会は、駐車場整備のため今後隣接地を買収するときは不動産鑑定評価あるいは売買事例等を十分に考慮し慎重に対応するよう要望し、賛成多数により承認いたしました次第であります。

なお、土木償還金については、中央駐車場の分も含め一括償還すべきであるとの意見がありました。

議案第九十二号四日市市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定については、地区計画制度とは本来都市における良好な市街地環境の創造、保全を図るため、地区を単位として公共施設の配置、建築物の形態等について一体的、総合的な計画を策定し、建築または開発行為を誘導、規制することを目的とするものであり、その手続に關し定めようとするものでありますが、本市においては初めての試みでもあり、まず道路整備を主眼に考え、地区の盛り上がりを持って今後進めていきたいとの説明があり、これを了とした次第であります。

なお、審査の過程において、都市計画法の趣旨から判断し脱字とみなされる部分が同条例の第二条第二号で発見されましたので、理事者から訂正したい旨の申し出がありました。

議案第八十四号昭和五十九年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第一号）、議案第九十四号市道路線の認定について、及び議案第九十五号委託協定の締結についての三議案につきましては、別段異議なく承認いたしました次第であります。

以上の経過により当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

これをもらまして建設委員会の審査報告といたします。

○議長（喜多野 等君） 委員長の報告は、お聞き及びのとおりであります。

委員長の報告に対して、ご質疑がありましたら発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 産業公営企業委員長にお尋ねをいたします。

議案第七十八号に關してでございますけれども、今後の市立四日市病院の経営にかかりまわしていま幾つかのご報告を聞いたわけでございますけれども、その中で耳新しいことも入っているように思うわけでございます。地域の中核医療機関としてということで、たしか、私の聞き間違いでなければ一次医療は将来は民間に任せるといふうな意味のことが述べられたと思えます。これは現在の市立病院経営に、あるいは財政状況を見ましても一次医療を中心にいたしました成り立っている部分が相当なウェイトを占めるわけでございますが、この問題の扱いかんによりましては、市立四日市病院の経営基盤あるいは財政基盤を根本から揺るがす問題になると思うわけでございます。このいまご報告のありました、将来的には一次医療は民間医療機関に任せるといふうな意味、これがあるいは他の病院で先進的に取り上げておりますようなオープンシステムの導入、こうしたことも意味するのか、そうした場合の財政基盤、経営基盤の問題をどうしていくのか、こういう点についてはどういふ当局側からのお話がありましたのか、お尋ねをしたいと思うわけでございます。

二番目は、議案質疑の段階でも申し上げましたが、地域の中核医療機関として高度医療に大きな役割を果たしていることも事実だと思いますが、同時に、この北勢地域におきましては救命救急センターのようなものがない、これを市立病院にセットしていく問題についてただしましたが、当局側は今後の大きな課題として検討したいということの

ようでございます。すでに三重県南勢地域におきましては、山田日赤病院におきましてこういう救命救急センターが今年度からスタート、工事が着工されているわけでございます。北勢が唯一おかれております。ともかくこの北勢地域に三重県の県の責任に伴う施設というものがほとんどないということで、かねてから問題になってまいりましたが、ひとつ近々知事選も行われるようでございますが、北勢地域がまたおくれをとって救命救急センターもできないようなことでは困ります。はっきりと田川県政に対して、四日市市立病院に救命救急センターをセットさせていく、その設備投資あるいは運営に県が責任を持つ、こういう方向を具体的に示させてやっていくべき絶好の機会ではないかと思うのですが、こうした問題については本会議案質疑の段階で問題を提起させていただきましたが、委員会の審査においてはどのようにご論議いただいたでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（喜多野 等君） 産業公営企業委員長 伊藤雅敏君。

〔産業公営企業委員長（伊藤雅敏君）登壇〕

○産業公営企業委員長（伊藤雅敏君） ただいまの小井議員のご質問にお答えいたします。

初めの方の一次医療は一般病院に任せて、後の高度医療ということでの話は報告をしたわけですが、それの具体的な裏づけになるお金の問題については、具体的に話は出ませんでした。ただ、個人の判断とすれば、あそこの病院がどちらかという老人のサロンの雰囲気になっているという苦情もあちらこちらで聞きます。そういったことにたえる意味も込めてああいふ話があったんじゃないかなという、これは私個人の見解でございますけれども、そういうふうな受けとめております。

それから二番目の第三次救命救急センターの問題については、この委員会の中では特に触れられませんでした。以上でございます。

○議長（喜多野 等君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 第一点の今後の市立病院経営、一次医療サービスは民間の医療機関に任せていくという方向、これは相当大きな市立病院の経営の根本にかかわる問題だと思っております。それが非常にどの程度重みを持ってどうか、中身を持って産業公営企業委員会に当局側から提起されたのか、私のいまの段階では知る由もありませんが、相当大きな問題だと思っております。この点について、先ほども触れましたようにオープンシステムの導入ということとかかわって、そういうふうなことを本当に柱に据えて検討しておるのか、さすれば経営基盤、財政基盤を大きく崩すことにもなりかねないこの問題について、そうした経営的な面から、財政的な面からどうした考えがあるのか、そうした点を一遍もう少し当局側からもこの際明らかにしておいていただきたいと思っております。

なお、二番目の救命救急センターの市立病院のセット、これを県の事業と、県が主体に導入すると、こういう問題について当局側が積極的に今後対応することを強く望みたいと思っております。

○議長（喜多野 等君） 産業公営企業委員長 伊藤雅敏君。

〔産業公営企業委員長（伊藤雅敏君）登壇〕

○産業公営企業委員長（伊藤雅敏君） 病院の事務長の方からそういう話がありましたけれども、これは将来的な病院のあり方ということを思って発言したことを思いますし、私たちとしても将来的にそういう方向がいいのかどうかということについては、委員会の中で今後ともさらに論議をしながらその方向性を見きわめたいというふうに思っております。以上です。

○議長（喜多野 等君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 将来的に多くの議論をしていかなければならない問題だと思うわけでございますけれども、私の判断では余りに大きな問題が決算審査の経過の中で当局の考え方として提起されたということをお聞きしましたものですから、この際市の当局の方に、責任ある方に、この問題ここで議論されたわけでございますから、将来方向も含めてこの問題の処理を含めてお考えを聞いておきたいと思うわけでございます。

〔私語する者あり〕

○議長（喜多野 等君） 暫時、休憩いたします。

午後二時四十一分休憩

午後三時七分再開

○議長（喜多野 等君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業公営企業委員長 伊藤雅敏君。

〔産業公営企業委員長（伊藤雅敏君）登壇〕

○産業公営企業委員長（伊藤雅敏君） 委員長ふなれのため、もたまして申しわけありませんでした。ただいま提起されました問題につきましては、決算審査の中では最後の方にちらっとそういう事務長の発言がありました。決算の問題とは別の問題として、各委員ともそれぞれ重要な問題ということで受けとめてはおりましたが、審査の審議の内容としては取り上げなかったわけですが、これからの将来的な重要な問題として私どもの産業公営企業委員会の中

で十分に論議をして検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

○議長（喜多野 等君） 委員長報告に対する質疑の段階でありますので、この程度にとどめさせていただきます。他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

水野和子君。

〔水野和子君登壇〕

○水野和子君 議案第八十五号昭和五十九年度四日市市営駐車場特別会計補正予算（第一号）について反対いたします。

理由は、職安用地とする土地の売却価格と市営駐車場用地とする土地の取得価格が果たして適正なものか、疑問があるからでございます。市民が納得する適正な価格にするように求めます。

○議長（喜多野 等君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 今議案に提案された議案のうち幾つかの点について問題があり、反対をするものでございます。

議案第七十九号でございますが、昨年九月議会で五十七年度の水道事業決算の結果、九千八百八十五万四千円の損失を生じたこととあわせて五十八年度以降の資金不足額の累積増が見込まれるなどを理由に、水道料金が家庭用を大幅に引き上げた料金改定が行われました。財政計画では料金改定をしても赤字決算の見込みでしたが、水需要が大幅に伸びたことなどにより黒字となりました。内部的には大変努力されてきたことは高く評価をいたすものでございます。

が、水道料金値上げの要因になっております。県水の受水について高い料金のまま受け入れてきたこと、あるいは県水受水量が当初予定よりも減らしたといえ、まだ相当な水量を受水してきたこと、そして大口径の使用水量に対して適切な対応策がとられていないなど問題があります。これらの対応が十分とられたならば、料金改定の値上げ幅についても、あるいは時期についても慎重に行うことができたはずでございますし、今回の決算について認めることができます。

議案第八十九号でございますが、この議案により個人市民税の所得割税率のアップが行われるものでありますが、これは低所得者層を中心とした大幅な増税であり、認めることはできません。

議案第九十号のうち保険料の最高限度額が引き上げられるものでございますが、国民健康保険は他の社会保険と比較いたしましても保険料は高く、給付内容も悪い保険でございます。保険料の負担についても限度に達しておりますし、そういう点からも最高限度額を引き上げることについては、反対をするものでございます。

議案第九十九号につきましても、健康保険法が改悪をされて退職者医療制度が導入されることによって国民健康保険の国庫補助金が六・五％も減額されるわけでございます。そのことによって国保財政への影響は避けられませんし、今後保険料の大幅な値上げなどを招くこの議案について反対をするものでございます。

○議長（喜多野 等君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第七十九号昭和五十八年度四日市市水道事業決算認定について、議案第八十五号昭和五十九年度四日市市営駐車場特別会計補正予算（第一号）、議案第八十九号四日市市税条例の一部改正について、議案第九十号四日市市国民健康保険条例の一部改正について、議案第九十九号四日市市国民健康保険条例の一部改正について、以上の五

議案を一括して起立により採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、認定及び可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（喜多野 等君） 起立多数であります。よって、本件は認定及び可決されました。

次に、ただいま採決をいたしました議案を除いた十七議案を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定、可決及び承認であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜多野 等君） ご異議なしと認めます。よって、本件は認定、可決及び承認されました。

日程第二 委員会報告第六号 請願の審査結果について

○議長（喜多野 等君） 日程第二、委員会報告第六号請願の審査結果についてを議題といたします。

委員会の審査報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

水野和子君。

〔水野和子君登壇〕

○水野和子君 総務委員長にお尋ねいたします。

請願第二号につきまして、その内容からして私どもは採択することが妥当と考え、当初から主張してきたところで

ございます。しかるに、今回また三度目継続審査とする旨はかられていることに対して、なぜに継続審査としないのか、理解できません。継続審査とする理由を明らかにしていただきたと思ひます。

また、建設委員長にもお尋ねいたします。

請願第十四号につきまして、その内容からして私どもは採択することが妥当と考え、当初からその主張をしてきたところでございますが、今回またしても継続審査にする旨の提案がなされております。五度目も継続審査とする理由は何か、明示願いたいと思ひます。

○議長（喜多野 等君） 総務委員長 金森 正君。

〔総務委員長（金森 正君）登壇〕

○総務委員長（金森 正君） ただいま質問のございました測量設計業務の発注に関する請願の継続の経過について説明をせよと、こういうことでございます。

ご承知のとおり三月議会、そして今議会まで持ち越してまいりました内容でございますが、いずれの議会もそうでありましたけれども、当然慎重審議を繰り返しながら、また時には資料の提出を求める等々をいたしました。委員会慎重審議に付したわけでございますが、もう少し内容的に充実した方向に持っていくべきではないかと、こういう委員の考え方の集約をもちまして、委員会としては継続に付した方がいいと、こういう最終決定をしたわけでございますので、ご了承をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（喜多野 等君） 建設委員長 永田正巳君。

〔建設委員長（永田正巳君）登壇〕

○建設委員長（永田正巳君） ご質問にお答えいたします。末永本郷地区に対する区画整理事業については、ただい

まは地元等との調整を図り、理事者とも十分に話し合いが持たれているということでございますので、継続にした次第でございます。

なお、閉会中にはこの件につきまして十分討議をしようということを進んでおりますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（喜多野 等君） 水野和子君。

〔水野和子君登壇〕

○水野和子君 総務委員長のご報告には、答弁には納得できかねますけれども、請願の趣旨には同意すると言いがら、請願者が測量設計業者の一部であって全部でないことを継続審査の理由にするようなことは、住民の請願権に介入し侵すもので容認できません。私どもは、重ねてこの請願の採択を求めるとともに、三重県建設技術センターへの発注を検討されるよう求めるものでございます。

また、建設委員長の答弁にも納得しかねますけれども、もはや末永本郷地区区画整理事業は、当初の計画どおり進めることは不可能になってきております。これは当局もみずから認めているように、その取り組みや計画の内容に問題があったことは明らかでございます。この問題を打開するためには、請願の趣旨どおり関係住民の意見を十分集約して真に住民の理解と納得のいく町づくりがなされるようにしなければならぬ事態となっております。こうした実情から市当局においても一定の対応がなされているようにございますけれども、議会こそまさに住民の意思を何よりも大切に、この際この請願の採択をすべきことを重ねて求めるものでございます。

○議長（喜多野 等君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を起立により採決いたします。

本件は、委員会の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜多野 等君） 起立多数であります。よって、本件は委員会の報告のとおり決しました。

日程第三 発議第一〇号 少額貯蓄非課税制度の堅持に関する意見書の提出について、ないし

日程第六 発議第一三号 競輪事業の公営企業金融公庫納付金に関する意見書の提出について

○議長（喜多野 等君） 日程第三、発議第十号少額貯蓄非課税制度の堅持に関する意見書の提出について、ないし日程第六、発議第十三号競輪事業の公営企業金融公庫納付金に関する意見書の提出についての四件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金森 正君。

〔金森 正君登壇〕

○金森 正君 たいま議題となっております発議第十号少額貯蓄非課税制度の堅持に関する意見書の提出について、発議第十一号国庫補助負担率引き下げによる地方負担転嫁反対に関する意見書の提出について、及び発議第十二号通常郵便貯金の自動払込取扱手数料の軽減等に関する意見書の提出について、発議者を代表して提出理由の説明を申し上げます。

発議第十号は、政府において少額貯蓄非課税制度の見直しが検討されていることから、本制度の堅持と庶民の立場に立った税制改正を強く求めるため、発議第十一号は、政府において明年度予算の概算要求で国庫補助負担率を一律

に引き上げ、地方財政への負担転嫁が行われようとしていることから、これを見合わすよう強く求めるため、発議第十二号は、通常郵便貯金の公共料金等の自動払込制度が他の金融機関との払込手数料の比較において地方自治体が十分活用できない実情を勘案し、制度の内容の改善を強く求めるため、それぞれお手元に配付いたしました意見書を政府に提出しようとするものであります。

どうかよろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（喜多野 等君） 伊藤雅敏君。

〔伊藤雅敏君登壇〕

○伊藤雅敏君 たいま議題となっております発議第十三号競輪事業の公営企業金融公庫納付金に関する意見書の提出について、発議者を代表して提出理由の説明を申し上げます。

ご承知のように競輪事業は全国的に低迷を続けており、本市においても経費の節減、経営の合理化など積極的な取り組みをしているにもかかわらず、事業収益は大幅に落ち込み、五十八年度の決算では欠損金が生じるというかつてない深刻な事態に立ち至っております。このような状況の中において、国は公営企業に係る公営企業金融公庫への納付金について、地方財政法を改正し納付期限の延長と納付率の引き上げを行おうとしておられるところであり、これが実施されますと、競輪事業が使命とする市財政への寄与はもとより、事業の存続すら危ぶまれることから、政府に對しましてお手元に配付いたしました意見書を提出し、このような改正を行わないよう強く求めようとするものであります。

どうかよろしくご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（喜多野 等君） 提出者の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜多野 等君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を一括採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜多野 等君） 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第七 閉会中における常任委員会の調査活動について

○議長（喜多野 等君） 日程第七、閉会中における常任委員会の調査活動についてを議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうちお手元に配付いたしました事項につき閉会中において調査したい旨の申し出があります。

おはかりいたします。委員長からの申し出を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜多野 等君） ご異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出を承認することに決しました。

○議長（喜多野 等君） 以上で今定例会の日程はすべて終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和五十九年九月、

四日市市議会定例会を閉会いたします。

連日にわたりご苦労さまでございました。

午後三時二十六分開会

四日市市議会議長 喜多野 等

署名議員 谷口 廣 睦

署名議員 堀内 弘 士

昭和五十九年九月定例会会期日程

九月

七日(金)

午前十時開会

議案上程……説明

八日(土)

休会

九日(日)

十日(月)

十一日(火)

午前十時開議

一般質問

十二日(水)

午前十時開議

一般質問

十三日(木)

午前十時開議

一般質問

議案質疑……委員会付託

追加議案上程……説明……質疑……委員会付託

十四日(金)

十五日(土)

休会

十六日(日)

十七日(月)

各常任委員会

十八日(火)

産業公営企業委員会

十九日(水)

休会

二十日(木)

九月二十一日(金)

午後二時開議

委員長報告……質疑、討論、採決

追加議案上程……説明……質疑、討論、採決

議会運営委員会決定事項

(昭和五十九年八月三十一日)

◎九月定例市議会について

一、会期日程 別紙のとおり

二、発言通告認の期限

(1) 一般質問 九月 七日(金) 午後二時まで

(2) 議案質疑 九月十一日(火) 午後四時まで

(3) 請願 九月十一日(火) 午後四時まで

(4) 討論・その他 九月十九日(水) 正午まで

三、発言順序

(1) 一般質問 ① 自由クラブ ② 日本共産党 ③ 市民クラブ ④ 公明党

(2) 議案質疑 ⑤ 新風クラブ ⑥ 新政クラブ ⑦ 清風会

四、発言時間 通告時にくじにより決定

(1) 一般質問 市民クラブ 二時間四十分 新政クラブ 二時間二十分

自由クラブ 二時間二十分 清風会 二時間

新風クラブ 二時間 公明党 一時間四十分

日本共産党 一時間

(2) 関連質問 五分以内(答弁含まず)

(3) 議案質疑 十五分以内(答弁を含む)

(4) 討論 十五分以内

※ 一般質問の要領

① 一般質問は、一定例会議員一人当たり答弁を含め二十分を基準とし、所属議員数に応じ各会派に時間配分する。なお、一定例会における議員一人当たりの発言時間は、答弁を含め一時間以内とする。

② 各質問者は、通告に際して自己の持ち時間(答弁を含む)を会派内で調整の上、質問通告書に記載する。

③ 各質問者は、自己の持ち時間を超えて発言しない。

④ 正、副議長の所属する会派の時間配分については、所属議員数を一名減として算定する。

※ 関連質問の要領

① 一般質問に限る。

② 同一会派の議員で発言通告をしていない議員一人に限る。

③ 発言の時期は、各質問者の質問が終了した直後とする。

④ 発言時間は五分以内とする。ただし、答弁は含まない。

一般質問通告一覧表

(9月11日)

発言順序	氏名	要旨	ページ
1	自由クラブ 後藤 長六 (発言時間60分)	一、子供会育成のあり方について 二、放置自転車対策について 三、土取り、産業廃棄物規制の強化について 四、観光行政の見直しについて	24
2	自由クラブ 小川 四郎 (発言時間60分)	一、南部理立処分場に関連して 二、塩浜地区の関連事項について (1) 塩浜病院問題 (2) 公共下水道事業	39
3	日本共産党 水野 和子 (発言時間25分)	一、老人施策について 福祉、住宅、雇用、生きがい、健康問題について	55
4	日本共産党 佐野 光信 (発言時間35分)	一、臨調路線の市に与える影響とその対応について 二、公災害問題と今後の産業政策について 三、公共用地の利用について 一、本市南部地域に総合コミュニティセンターの設置	63

(9月12日)

8	新風クラブ 水野 幹郎 (発言時間60分)	二、富田、富洲原地区の水産加工とその関連産業の振興について	120
7	公明党 田中 基介 (発言時間60分)	一、行政改革について 学校給食について ごみ収集と尿尿収集について 排水ポンプ場の集中管理について 事業ごとの職員数明示を	96
6	市民クラブ 野呂 平和 (発言時間60分)	一、教育の目指すべき道について (1) 人間主導型の教育こそ原点である (2) 「知識」と「知恵」の調和こそ急務である (3) 「全体性」、「創造性」、「国際性」について 二、臨時教育審議会の初会合について 三、四日市市立教育センター設置について	84
5	市民クラブ 豊田 忠正 (発言時間60分)	二、公園の整備充実 三、学校放送設備による騒音公害防止措置 一、天津市との友好都市提携について 二、朝明川の改修工事について 三、三重用水事業について 四、教育問題(小中学校校長の在任期間)について	76

	12	11	10	9
	清風会 粉川 茂 (発言時間 60分)	新政クラブ 山本 勝 (発言時間 40分)	新政クラブ 森 真寿朗 (発言時間 50分)	新政クラブ 相松 尚 (発言時間 50分)
	一、水の管理と利用について 二、区画整理事業について 一、市街化区域内における問題点 (1) 宅地造成について (2) 下水処理について	一、平山物産の廃業と化製場建設断念問題をめぐる総括について	一、公共用土地の登記促進について 二、林業の再建について 三、安心できる防災体制の確立について 四、企業誘致について	一、公害対策の現況とプラントの老朽化に対する事故防止指導について 二、児童福祉施設整備について 三、緑と親しむ市民運動について 四、市長を囲む懇談会のあり方について 五、職員研修のあり方について
	166	162	149	185

13
清風会 小林 清隆 (発言時間 60分)
二、中里住宅の分譲について 三、情報処理制度について 四、学校の電気料金について 五、自然に親しむ教育について
175

付託議案一覽表

○総務委員会

議案第八一号 昭和五十九年度四日市市一般会計補正予算(第二号)

第一条 歳入全般

歳出第二款 総務費

第二条 債務負担行為の補正

第三条 地方債の補正

議案第八七号 四日市市地区市民センター条例の一部改正について

議案第八八号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改正について

議案第八九号 四日市市税条例の一部改正について

議案第九六号 専決処分について

○教育民生委員会

議案第八一号 昭和五十九年度四日市市一般会計補正予算(第二号)

第一条 歳出第三款 民生費

第一〇款 教育費

議案第八六号 昭和五十九年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第一号)

議案第九〇号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

議案第九三号 四日市市立公民館条例の廃止について

○産業公営企業委員会

議案第七八号 昭和五十八年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

議案第七九号 昭和五十八年度四日市市水道事業決算認定について

議案第八〇号 昭和五十八年度四日市市農業共済事業剰余金処分並びに決算認定について

議案第八一号 昭和五十九年度四日市市一般会計補正予算(第二号)

第一条 歳出第六款 農林水産業費

議案第八二号 昭和五十九年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算(第一号)

議案第九一号 四日市市火入れに関する条例の制定について

○建設委員会

議案第八一号 昭和五十九年度四日市市一般会計補正予算(第二号)

第一条 歳出第八款 土木費

第一款 災害復旧費

議案第八三号 昭和五十九年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)

議案第八四号 昭和五十九年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号)

議案第八五号 昭和五十九年度四日市市営駐車場特別会計補正予算(第一号)

議案第九二号 四日市市地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定について  
 議案第九四号 市道路線の認定について  
 議案第九五号 委託協定の締結について

議案質疑通告一覧表

発言順序	氏名	件	名	ページ
1	日本共産党 佐野光信	一、議案第七九号 昭和五十八年度四日市市水道事業決算認定について		192
2	日本共産党 小井道夫	一、議案第七八号 昭和五十八年度四日市市立四日市病院事業決算認定について		196

委員会報告第六号

請願の審査結果について

番号	受理年月日	件名	請願者の住所・氏名	紹介議員	付託委員会	審査結果
9	59. 9. 7	浜田小学校体育館建設促進について	四日市市中浜田町一―二三 浜田小学校体育館建設促進委員会 代表 山路 伊三郎	田中基介	教育民生	採択
8	59. 9. 7	三浜小学校校舎整備について	四日市市曙町一九―一三 三浜小学校PTA会長 黒宮 幹男 ほか二名	大島 武雄 山口 孝	教育民生	採択
7	59. 9. 7	少額貯蓄非課税制度の堅持について	四日市市北町八一―一九 久保村 秀高	山本 勝	総務	採択
6	59. 9. 7	簡易水道（水沢地区）の上水道化について	四日市市水沢町一〇六八 水沢簡易水道組合 組合長 堤 実 ほか一八名	森 真寿朗	産業公害 企業	採択

10	59. 9. 11	四日市幼稚園の西園舎の 改築について	四日市市堀木二丁目 一五―一三 四日市市立四日市幼稚園 PTA会長 福尾康郎 ほか一名	高木 勲	教育民生	採択
----	-----------	-----------------------	---	------	------	----

(前会から継続のもの)

番号	受理年月日	件名	請願者の住所・氏名	紹介議員	付託委員会	審査結果
2	59. 3. 6	測量設計業務の発注について	四日市市羽津町一四―一二 三重測量株式会社 代表取締役 鹿野 浩 ほか五名	森 安吉	総務	継続
14	58. 9. 10	末永・本郷地区に対する 区画整理事業について	四日市市末永町七一―一九 稲本里登 ほか一、一〇一名	田中基介	建設	継続

閉会中における常任委員会の調査活動について

当委員会は、閉会中において所管事務のうち、左記事項について調査を行いたく、会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

昭和五十九年九月二十一日

記

総務委員会

(1) 行政の文化化の進め方について

(2) 設計等業務の委託について

教育民生委員会

(1) 社会同和教育について

産業公営企業委員会

(1) 競輪事業について

(2) 農業の構造改善事業について

建設委員会

(1) 土地区画整理事業のあり方について

総務委員長 金森正  
 教育民生委員長 川口洋二  
 産業公営企業委員長 伊藤雅敏  
 建設委員長 永田正巳